

貞丈雜記卷之十四

家作之部目錄

殿中之事	五百七十一	主殿並に公卿之間之事	五百七十一	會所之事	五百七十二
寢殿之事	五百七十二	御格子の事	五百七十二	蒔之事	五百七十三
妻月の事	五百七十三	御車寄之事	五百七十三	立砂之事	五百七十三
御帳幕の事	五百七十三	遠侍之事	五百七十四	侍所小侍所	五百七十四
健兒所之事	五百七十四	公文所之事	五百七十四	玄關之事	五百七十四
客殿對面所	五百七十五	書院之事	五百七十五	御座之事	五百七十五
からいしきの事	五百七十五	一之臺二之對の事	五百七十六	みすのまかう	五百七十六
みすのこまる	五百七十六	階かくしの間	五百七十六	鋪居鴨居	五百七十六
ふすま障子	五百七十六	御西淨と云ふ事	五百七十七	かけむしろ	五百七十七
高欄の事	五百七十七	縁のさるつなき	五百七十七	御直慮の事	五百七十七
御格子之間出入の事	五百七十七	妻戸出入の事	五百七十八	縹網縁之事	五百七十八
疊之事	五百七十八	帖に上下ある事	五百七十九	龍鬚之事	五百七十九
座鋪之事	五百七十九	古の屏風	五百八十	座鋪主位客位	五百八十
中門之事	五百八十	れん臺の事	五百八十	曹司之事	五百八十



局之事	五百八十	母屋之事	五百八十	臺所之事	五百八十
孫庇之事	五百八十一	花之御所	五百八十一	松之御庭	五百八十一
尊氏卿御所	五百八十一	義滿公御所	五百八十一	義政公御所	五百八十二
義尚公御所	五百八十二	義輝公御所	五百八十二	直義卿館	五百八十二
義視卿館	五百八十二	東求堂	五百八十二	床之事	五百八十二
唐紙の事	五百八十三	政所之事	五百八十三	問注所	五百八十三
めんどう	五百八十三	釣殿	五百八十三	城之天守之事	五百八十三
納殿	五百八十四	長押之事	五百八十四	ついたて	五百八十四
禁裏之御屏風	五百八十四	上段之事	五百八十五	での事	五百八十五
土門之事	五百八十五	上土門	五百八十五	塗籠の事	五百八十六
天井之事	五百八十六	承慶之事	五百八十六	きりかけの事	五百八十七
寶殿	五百八十七	障子の事	五百八十七	てうづかけの事	五百八十七
御湯殿のうへ	五百八十八	御厨子所	五百八十八	臺盤所	五百八十九
蹴鞠の庭四本掛	五百八十九	放出之事	五百八十九	錆板之事	五百九十
挾板之事	五百九十一	簀子之事	五百九十一	侍并に内侍	五百九十一
火燒屋	五百九十一	床傍水引綿	五百九十一	狐戸	五百九十二
四枚折屏風	五百九十二				

座鋪飾之部目錄

床眞之錦	五百九十二	かりろく之事	五百九十三	卷物盆に居置やう	五百九十三
はりの袋	五百九十四	四幅對之事	五百九十四		

紙類之部目錄

檀紙と引合之事	五百九十五	うす墨紙	五百九十六	宿紙之事	五百九十六
今時の鼻紙	五百九十六	たとうかみ	五百九十六	射手の墨紙	五百九十六
たけなが	五百九十七	杉原紙	五百九十七	奉書紙	五百九十七
奈良紙	五百九十七	大引小引	五百九十七	うづら紙	五百九十七
鳥の子紙	五百九十七	うすやう	五百九十八	うちくもり	五百九十八
疊紙折りよう	五百九十八	かうし	五百九十八	鎌倉紙	五百九十八
書札料紙	五百九十八	但馬紙	五百九十九	林下紙	五百九十九
半切紙	五百九十九	美濃紙	五百九十九	薄白紙	五百九十九

皮類之部目錄

虎の皮豹の皮の事	五百九十九	熊の皮の事	五百九十九	唐皮	五百九十九
天平草	六百	正平草	六百	にしき草	六百
おもて草	六百	ひきめ草	六百一	菖蒲草	六百一
たてしやうぶ横菖蒲	六百一	にくの皮	六百一	羚羊	六百一

し、の丸の章	六百一	品章	六百二	高麗皮	六百二
小櫻章	六百二	甲斐國章	六百二	こと章	六百二
あらひ章	六百二	赤章	六百三	ふし繩目章	六百三
あけの章	六百三	丹波目結	六百三	紀伊の國章	六百三
黒梅章	六百四	黒章	六百四	播磨なめし	六百四
皮革章の事	六百四	ひきはだ革	六百四	大しほ革	六百四
鹿の皮の事八ヶ條	六百四	鞍覆行膝敷皮	六百五	御免革	六百五
獅子面章	六百六	錦の赤革	六百六	煉革	六百六
赤根筋章	六百六	ふすべ革	六百七	藍白地	六百七
藍白地を黄に返す	六百七	黄白地	六百七	革を洗ふ法	六百七
高山皮	六百七	八幡黒革	六百八	纈革	六百八
蕎麥	六百八	繩目の色革	六百八	小紋の藍革	六百八
水巻革	六百八	以上			

貞丈雜記卷之十五

鳥目類之部目錄

錢の事	六百九	料足要脚の事	六百九	鳥目幾疋と云ふ事三箇條	六百九
-----	-----	--------	-----	-------------	-----

古は金銀通用無の事	六百十	大判小判金銀の事四ヶ條	六百十一	段錢の事	六百十一
古の物の價の事	六百十二	丁百の事	六百十三	永錢の事	六百十三
南錄の事二ヶ條	六百十三	知行何石の事	六百十四		

鷹類之部目錄

鷹は武家故實に非る事	六百十四	鷹は男鳥小さき事	六百十五	兄鷹の事	六百十五
白鷹の事	六百十五	兒鷹の事	六百十五	雀賊の事	六百十五
さしはの事	六百十五	かつさい	六百十五	兒隼	六百十五
若鷹	六百十五	片がへり	六百十五	諸がへり	六百十五
諸片がへり	六百十五	鳥屋	六百十五	網がけ	六百十五
一鳥屋	六百十六	巢まはり	六百十六	山がへり	六百十六
野され	六百十六	巢鷹	六百十六	小山がへり	六百十六
さは姫かへり	六百十六	鳥屋の事	六百十六	角鷹	六百十六
鷹の鞭	六百十六	鷹飼の詞	六百十六	おき繩	六百十六
鷹がり鳥柴	六百十七	唐土にては右にすうる事	六百十七		
公家にては左にすうる事	六百十七				
政頼流諏訪流	六百十七	鷹の鳥と云ふ事	六百十七	山緒かくる事	六百十七
ほろ毛	六百十八	たかたぬき	六百十八	かいくち	六百十八
				鷹の飼袋	六百十八

鷹餌袋寸法	六百十八	鳥の首結びやう圖	六百十八	うさぎ頭結びやう圖	六百十八
鷹一連と云ふ事	六百十九	禁野の事	六百十九	みよりたゝさき	六百十九
こがねめざり	六百十九	鳥を柴に付く	六百十九	鷹の尾の名圖	六百二十
鷹の打板圖	六百二十	鷹請取渡	六百二十	鷹のせき緒	六百二十
別足の事	六百二十	軍陣架の事	六百二十一	葬送の架の事	六百二十一
軍陣へ遣鳥の事	六百二十一	軍陣へ遣鴉雲雀挟み様	六百二十一	奉神鷹の事	六百二十一

物數之部目錄

祝儀七五三の數用ふる事	六百二十一	神道八の數之事	六百二十一
折一合と云ふ事	六百二十二	一具と云ふ事	六百二十二
鞍一口轡一口	六百二十二	鎧一領と云ふ事	六百二十二
鎧一尺ニケ條	六百二十二	弓に一ちから二ちから	六百二十三
弓を一ふくら二ふくらと云ふ事	六百二十三	たかばかり	六百二十三
物の寸尺を定むる事	六百二十三	酒一献二献	六百二十三
うつほ一ツニツ	六百二十四	墓目一腰	六百二十四
保侶をば一領と云ふ	六百二十四	卷數をば一枝と云ふ	六百二十四
鳥の數の事	六百二十四	銚子之事	六百二十四
屏風の事	六百二十四	ゑぼし之事	六百二十四
墨臘燭之事	六百二十五	與一丁と云ふ事	六百二十五
綿幾屯と云ふ事	六百二十五	晝夜の時の數を打つ事	六百二十五
綿幾屯と云ふ事	六百二十五	布絹などの事	六百二十五
綿幾屯と云ふ事	六百二十五	屏風一よろひ	六百二十六

言語之部目錄

殿の字の事	六百二十六	様之字之事	六百二十六	何寺何院何軒等之事	六百二十七
歡樂と云ふ事	六百二十七	貝おほひの事	六百二十七	貴人食物の事	六百二十七
難有と云ふ事	六百二十七	かしこまる	六百二十八	とのゐ之事	六百二十八
上日之事	六百二十八	御かよひの事	六百二十八	酒をくこん餅をかちん	六百二十八
弓射ると云ふ事	六百二十九	あにきと云ふ事	六百二十九	あねごをぢごをばご	六百二十九
おやじや人	六百二十九	伯叔父母之事	六百二十九	難合期	六百二十九
物窓物騒	六百二十九	仕合惡敷候	六百二十九	無勿躰	六百三十
比興と云ふ事	六百三十	尋常	六百三十	ものもうと云ふ事	六百三十
故賢と云ふ事	六百三十	無足といふ詞	六百三十一	花飾といふ事	六百三十一
式正といふ事	六百三十一	頓て懸ての字	六百三十一	ふくさと云ふ詞	六百三十一
花を折ると云ふ事	六百三十二	雜事雜役	六百三十二	御意を得る	六百三十二
たくらだ	六百三十二	稱唯之事	六百三十二	光儀光臨	六百三十三
おこのもの	六百三十三	仁たる人	六百三十三	御の字	六百三十三
今武家供之者之事	六百三十三	ごさんなれ	六百三十三	おほとなふら	六百三十四

料理と云ふ事	六百三十四	拘情と云ふ詞	六百三十四	抑留と云ふ	六百三十四
古書になしと云ふ詞	六百三十四	わびこと	六百三十五	被申次	六百三十四
支證	六百三十四	叙用	六百三十五	臨時之處分	六百三十五
荷用	六百三十五	參賀	六百三十五	されこと	六百三十五
そばへたる小舎人	六百三十五	圖の事	六百三十五	陳し申す	六百三十五
あやまる	六百三十五	何とすべし	六百三十五	おしやる	六百三十六
いたづら	六百三十六	冥かなき	六百三十六	まかる	六百三十六
火あやし	六百三十六	面目	六百三十六	元興寺	六百三十六
見參	六百三十七	經營	六百三十七	さんさふらふ	六百三十七
如法	六百三十七	慮外	六百三十七	無心	六百三十七
計會	六百三十七	おのれおの	六百三十七	ふるまひ	六百三十七
候する	六百三十八	おませる	六百三十八	御さります	六百三十八
ひんなし	六百三十八	わぬし	六百三十八	強弱といふ詞	六百三十八
失禮	六百三十九	馬鹿者	六百三十九	ゆめくつらく	六百三十九
尾籠と云ふ詞	六百三十九	屁ひる	六百四十	陰莖	六百四十
安否を問ふ詞	六百四十	入眼と云ふ詞	六百四十一	濫吹	六百四十一
香を嗅ぐ	六百四十一	たまふと云ふ詞	六百四十一	思ひきこえ給ふ	六百四十一
意樂する	六百四十二	機嫌と云ふ事	六百四十二	以上	

貞丈雜記卷之十六

神佛類之部目錄

反問之事	六百四十三	なてもの、事圖	六百四十四	疏銘披露之事	六百四十四
卷數之事ニケ條	六百四十四	繪馬之事	六百四十五	九字之事	六百四十六
十字之事	六百四十六	氏神産土神	六百四十六	軍神之事	六百四十七
身固之事	六百四十七	しめ繩の事	六百四十七	神馬に四手付くる事	六百四十七
神道は日本の教	六百四十八	神に本地と云ふ事	六百四十八	八幡大神宮	六百四十八
夢想	六百四十八	物忌	六百四十八	方違	六百四十九
聖天摩利支天	六百四十九	冥加	六百四十九	まいす坊主	六百四十九
ほとけ	六百四十九	神	六百五十	巴を神の紋とする事	六百五十
輪録	六百五十	和尚	六百五十	泰山府君	六百五十一
疫病神	六百五十一	抱瘡神	六百五十一	うぶすな	六百五十一
権現と云ふ事	六百五十二	拍手の事	六百五十二	佛像の目に玉を入れる、事	六百五十二
神水	六百五十二	いんのこの事	六百五十三	御圖の事	六百五十三
百度參之事	六百五十三	千度秘之事	六百五十四	得度之事	六百五十四

繪馬書法 六百五十四

諸結之部目錄

緒結様之事 六百五十四 軸物之紐留め様 六百五十五 こまか結之事 六百五十五
 貝桶之緒結びやう 六百五十六 はさみ箱之事 六百五十六 みなむすひ 六百五十六
 諸鈎にむすぶ 六百五十六 ひもむすび 六百五十六 しるしつけ 六百五十六
 花むすび 六百五十六 あわひ結 六百五十七 箱物の緒結やう 六百五十七
 かたかき 六百五十七

凶事之部目錄

忌服之事 六百五十七 喪服之事 六百五十八 中陰之事 六百五十八
 廟 六百五十八 精進之事ニケ條 六百五十八 獄門之事 六百五十九
 首行器に入る之事 六百五十九 他界 六百五十九 死人に院號付くる事 六百五十九
 拷問 六百五十九 いもひの事 六百五十九 所領沒收 六百五十九
 首を酒に浸す事 六百六十 素服の事 六百六十 死人額に三角紙付くる事 六百六十
 切腹の事 六百六十

雜事之部目錄

氣色と云ふ事 六百六十一 節分の事 六百六十一 芝居の事 六百六十一
 さりもかり 六百六十一 遊藝者 六百六十一 赤後の出仕 六百六十二

御徳日の事ニケ條 六百六十二 公事と云ふ事 六百六十三 弓手馬手 六百六十三
 非家のほまれ 六百六十三 香會 六百六十三 香聞 六百六十三
 香合 六百六十三 香聞香合作法 六百六十四 口傳と云ふ事 六百六十四
 成敗の事 六百六十四 上表の事 六百六十四 時刻五更の事 六百六十五
 子一つ丑三つなどの事 六百六十五 貝覆の事 六百六十五 枕向の事 六百六十六
 はごと云ふ事 六百六十六 一二の事 六百六十六 雨天 六百六十六
 延年 六百六十七 炭つく事 六百六十七 白炭の事 六百六十七
 田舎に古風殘る事 六百六十八 徳政の事 六百六十八 夜の灯 六百六十八
 關東坂東 六百六十八 ひなたほこり 六百六十九 空燒の事 六百六十九
 蛭縮の事 六百六十九 生氣の事 六百六十九

書籍之部目錄

大双紙六品ある事 六百六十九 三議一統の事 六百七十 弘安禮節 六百七十
 虎の巻 六百七十 庭訓往來 六百七十一 美人草 六百七十一
 かな草紙 六百七十一 書籍真偽 六百七十一 秘書の事 六百七十一
 藤九郎盛長記 六百七十一 虎帽の巻 六百七十二 鎌倉年中行事 六百七十二
 犬追物秘記 六百七十二 めのこの草子 六百七十三 布衣記 六百七十三
 嶋津十郎左衛門犬追物之書 六百七十三

訓閱集	六百七十三	楠七卷書	六百七十三	書物の書入	六百七十三
書物の朱引	六百七十四	箴章句讀	六百七十四	序跋凡例	六百七十四
内典外典	六百七十五	歌書詞書	六百七十五	校合按贊	六百七十五
著述編輯	六百七十五	註解釋抄	六百七十五	書籍幾巻と云ふ事	六百七十五
寫本	六百七十六	義經記	六百七十六	唐土の書	六百七十六
高忠聞書	六百七十七	奥州十二年合戦繪	六百七十七		
正史實錄にも記漏れ有る事			六百七十七	前太平記	六百七十八
和漢明詠集	六百七十八	室町記	六百七十八	先代舊事本紀	六百七十八
江源武鑑	六百七十八	日記と日々記	六百七十八	八廻日記	六百七十九
	以上				

貞丈雜記卷之十四

家作之部

殿中史記ニ云ク以て武令ノ行中令ノ主殿一名ヲ殿ト云フ公卿ノ間ニツキタル座鋪ナリ

公卿之座今時上段ノ間ト云フ

四疊六疊ニ云ふは御坐の所計の敷敷を云ふなり敷敷の上段ニ云ふ所なり

一殿中をでんちうとての字をとりて云ふはわろしての字すみていふべしと貞衡の説也東鑑卷廿六殿中と云ふ事見たり鎌倉將軍の頃より目前もありし程なるべし

一主殿并公卿之間の事條を聞書に云く公方様御主殿は四方ながら都にて候此の御殿にて正月挽飯被下御祝御座候つる又云く式の御成の時は先公卿の間へ御成候御座を敷かるべし又云く式三献あがり候て式の御成の時は主殿へ御成候御座をしかれ候又云く常の御成の時は直に主殿へ御成候云々三光院内府記に云く主殿は七間四面南向通法にて候而七間の中妻戸は二ツ有之一ツは公卿座の中なり(私に云く公卿座とは公卿の間の事なり)是れは主人の妻戸也仍平生はこれを開かず貴人等出入の路なり中門車寄此の所に相兼ねて作る家々に有之與等此の戸より寄すべきなり其の次の妻戸は平生の客人の通路なり其の道は廣縁を出づるなり(透連子なり白壁の中なり其の次落縁に開戸あり是れは奏者之仁又雜人等の通路なり)其の廣縁の西面に又妻戸あり是れは公卿の座の入口なり公卿座は四疊敷なり或は六疊敷なり花の御所の公卿座は六疊敷なり云々(私に云く花の御所とは將軍義滿公の御所也)此の間に置物あり硯一面脇息燈臺等なり公卿之間の妻戸は翠簾を捲きて鈎丸ツルに懸くるなり客來無之時は垂れて置く也主殿の間に帳臺搦あり南面なり主殿と公卿座との間に襖障子二門あり中央を左右へ開きて路とするなり客は座の末の障子より入りて主人に謁す此の對面所の後の座敷に押板あり主人常住安座の所なり云々

一一の臺二の臺又一の對二の對とも書くなりたるの字すみていふべしにござるは悪し是れは女中部屋の事なり一二三の次第ある故如此云ふなり禁中にても如此云ふなり西の臺東の臺などいふも同じ女中部屋をばすべて對の屋と云ふなり對の字本なり主殿に對する義なりと三光院記に見えたり武家にては奥の家といふ事故實なりと同記に見えたり將軍家にては公家と同じく對の屋と云ふなり



一みすのもこうと云ふは籐の上の方に萌黄色の絹に黒く
 如此なる紋をいくらも染めたるを一幅横にはりたるを云ふ俗にもつこう絹と云ふ也もかうは帽額と書くなりひたひをおほふとよむ出入る人のひたひの上におほふ故の名なり人の家の紋にもつこうと云ふ紋も帽額に染めたる紋なればもつかうと云ふなり又みすのもかう禁裏將軍家には金らんを用ひらる常の人の籐には右に云ふ如くなるもかうを用ふ（もかうは籐の外にあり内にはなし）

一みすのこまると云ふはみすのふさの事なり本名こうまろをと云なり鈎丸緒と書くなり（後醍醐天皇年中行事ニアリ）禁裏將軍家にはこうまろを紫を用ひらる平人のこう丸緒のふさ黄赤黒と三段に染むるなり

一階隠の間といふ事義教公御元服記に見えたり是れは御殿の階の前に柱を二本立て上に屋根をふき出だしたるをはしかくしと云ふ階の雨にぬれぬ様屋ねにて階を隠す心なり階隠は禁中の御殿にもあり所々の神佛などにもあり日隠の間とも云ふなり

一鋪居鴨居に入れて引く戸を今は引戸と云ふ本名はやり戸といふなり

一ふすま障子と云ふは表裏よりはりたるを云ふ今はから紙といふ人有りあかり障子といふは一方ばかりうす紙にて單に張りたるを云ふすしなどにてはるなり何も總名は障子なり

神前のみすは
 かきこまる
 も外にあり人
 間のみすは
 きこまるも
 内にもあり
 井記に見ゆ
 古今著聞集に
 云く階隠の間
 に入りて階を
 ばしりなけし
 またりける
 あかり障子
 れたり障子
 船あかり障子
 をかくし障子
 よみ給へる障子

一御西淨と云ふ事三好亭へ御成記に有り殿中日々記にも御セイジャウとあり是れは俗に云ふ雪隠の事なり三議一統に陰所とあるも同じ事なり本名は廁と云ふなり

一かけむしろと云ふ事舊記にあり（三好亭へ御成記又東山殿年中行事に有り）東山殿年中行事に云く上の御末は三間梁に九間迄は遣戸高闊也真中に柱あり其の際の戸兩方へ一本宛開く此の口に掛席あり但二枚の筵四ツに切り縁をとりぬひ合はするとあり是れ墨の表にへりを付けて暖簾の如く下ぐるなり

一かうらんは高欄と書く縁のまはりにあるらんかんの事なり禁裏の御殿神社佛寺等にもあり笠掛馬場の狩の事佛神の前のかうらんの如しと笠懸聞書にあり

一縁のさるつなぎと云ふ事武雜記にあり是れは妻戸をひらきたる時妻戸の風にてあほらぬやうにさるつなぎにてとめて置くなりさるつなぎとは妻戸の下の端にかけがねを打置き縁にはつばがねを打置きて妻戸をひらきたる時のかけがねを縁のつばがねにかけて戸をつなぎ置くなり

一御直廬といふ事年中恒例記にあり是れは將軍家の御参内の時（禁裏へ参るを参内といふ）將軍家御裝束をめしかへ御休息などし給ふ所なり禁中にある御座敷なり將軍の御部屋なり小御所とも云ふなり

一御格子の間出入する事を古は忌む事なりと覚えし人も有りしなり忌む事にはあらず武雜記に云くみかうしの間出入の事大法の様に嫌ひ申候殿中御主殿と申すは四方ともにしとみにて候（しとみある所には必みかうし有るなり）此の御殿にて御祝儀とも有之事に候然る時は出入嫌ふ事は無其儀候哉又自然死人を出し候時みかうしの上をおろし下より出し候間かりそめにも下ばかり取り候事はあるまじく候云々上をおろし下計取りたる時は出入をいむなり

見えたり然れば一間と云ふは疊二帖敷にて六尺五寸四方なり即一坪の事なり

一古の屏風の繪に扇ながし扇づくしといふ事あり扇ながしと云ふは流水に扇をいくらかも書きたるなり扇づくしと云ふは水はなくて扇計いくらかも書きたるなり其の扇の面に色々の繪様を書くなり

一座敷の客位主位の事座敷の正面に向て左にても右にても床のある方は客位なり棚のある方は主位なり客位は



客人のすわる方なり主位は亭主のすわる方なり客居主居と書はあしく位の字を用ふべし
一中門と云ふは主殿の前の扉重門の事なり大門と主殿との間の門なる故中門と云ふなり
一れん臺と云ふは今の世に上段と云ふ座敷なり一段高くして前に御籠を懸くる御籠臺と云ふなり(れんたいの間とも云ふ)

一曹司と云ふは家を長くつゞけていくしきりにもしきるなり曹の字はカギルとよむ司の字はツカサトルとよむ

役所をしきる心也今用部屋と云ふに同じ又云く近世いまだ家督をとらずして居るを部屋住といふは則御曹司と云ふと同じ心なり

一局の事局の字カギルとよむ家内をしきりて限を立つるを云ふ榮花物語わかばえの巻に里の残りの人々は参りて盃盤所にてはかなく屏風几帳ばかりをひきつばねてひまもなくのたり云々是れ座敷を屏風几帳など立てしきりつばねたるを云ふつばねるとはつゞめる事なりひらくとつばむと相對する詞なりみやつかへする女の居所をつばねと云ふも壁にて一人くにしきりて住するゆゑつばねと云ふ則曹司とも云ふ部屋の事なり

一母屋と云ふは本屋の事なり俗におもやと云ふに同じ

一臺所と云ふは御臺をこゝなふる所なり御臺とは飯の事なり

一孫庇こひだりと云ふはひさしの外に又ひさしをかけたるを云ふなり海人藻芥に云く(惠命院僧正宣守の作なり尊氏公時代の人なり)清凉殿の(清凉殿は禁裏御殿の名なり)孫庇と申すは檜皮葺の外に又板庇をさゝる、なり檜皮葺には時雨の音聞えねは板庇をさして時雨の音をきこしめさんとの爲也云々

一花の御所と云ふは鹿苑院義滿公の御代永和四年三月室町に御殿を建て移り給ふ其の御所に花を多く植ゑられたる故時の人花の御所と申したり室町に住み給ふ故室町殿とも申すなり(義滿公の御父義詮公貞治四年二月三條坊門に御殿を建て住み給ふ義滿公に至り下三條坊門の御所より室町の花の御所に移り給ひしなり)

松の御庭と云ふは馬の庭乗のかゝりに松を植ゑたるなりかゝりをば鞠のかゝりの如く禁むるなり柳櫻松楓を植ゑる事通例なり松ばかりも植ゑたるなりかゝりの圖雲霞集にみえたり鞠のかゝりにも用ふるなり庭乗にも用ふるなり

一尊氏卿の京都の御所三ヶ所に在り一は高倉三條坊門八幡町にあり一ツは近衛東洞院にあり天下草創の時に至りて此の所に住居し給ふ貞和年中高武藏守師直嗽訴を企て取圍みし所なり事は太平記に見えたり一ツは土御門高倉にあり園大曆に見えたり

一義滿公の御所は初は尊氏公義詮公義滿公迄高倉三條坊門に住居し給ひしかば後に義滿公室町今出川の北に御所を作り永和四年三月十日移徙あり花木を多く植ゑられし故時の人花の御所と申したり其の後北山に別業をたて(別業は下やしきの事なり)應永四年四月移徙あり時の人北山殿と申したり室町の御所をば御子息義持公に譲り給へり是れよりして義政公までに八代の間此の御所に住居し給ひし故時の人室町殿と申したり(北山殿は後に寺となして鹿苑寺と云ふ金閣寺の事なり)

御参内ノ儀式ニ云ケテ天子ヘ公方御禮殿常の御所と云ふ此の内中殿なさいしてれんたいの間と云ふ

北小路室町花御所と云ふ大体的に拜記に見えたり

宇治拾遺物語
に云く夜中ば
わりのめを
めてそのま
うにおほさ
ければ云く

守護和泉兩守護淡路守護大館宮樞伊勢武田大野大夫甲斐ヤ織田島山ニハ播磨守中務少輔遊佐ゾアル細川方ニハ右馬頭下野守黒田トコソ聞ヘシ土岐ノ下ニハ池尻此ノ外奉行頭人ト奉公ト外様ノ大名ノ家々ノ殿ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ藥醫平門ノ大名ノ内ヲニ至ル迄凡六七千間ハ左アラントゾ覺ユル所詮其ノ中ニ取葺ハ曾ヲ在ルベカラズ（追考上土門ハ門ノ屋ノ上ヲ灰土ニテヌリタル也後三年合戦ノ繪春日祭ノ繪ニモ見エタリ）

一塗籠の事平治物語に（義朝野間下向ノ條）あまたの敵切りふせてぬりこめの口までせめ入りけれども美濃尾張のならひ用心さびしきゆゑちやうだいのかまへした、かにこしらへたれば力なくをさだ父子をば打ちえず云々太平記（卷十三北山殿謀叛の條）天井塗籠打破り翠簾几帳を引落して殘る處なく搜しけり云々按するに塗籠は帳臺の事なり一ツ所なり帳臺は主人常に寐る所にてそれにつゞきて納殿有りて諸道具を納め置く又帳臺は寐所なる故用心の爲に壁にてぬり籠るなり（客殿へ出づる口と勝手へ入る口と二所計あけて外はぬりこむるなり）又東鑑（卷四十二）に云ふ兼子ヲ被_レ納_レ塗籠_ニ物等美精好絹五十疋美絹二百疋（下略）又云ク帖絹百疋（納櫃十合長櫃三合）内々獻_レ御臺所_ニ被_レ納_レ塗籠_ニ云々古今著聞集（卷十六輿言利口ノ部）に云く三人一宿にとまりにける家のあるしは遊女にてぞ侍りけるおのゝ打ちやすみてぬればあるじもぬりこめに入りてぬにけり云々

一天井は_{（註）}如此井桁の形を作るゆる天井と云ふ又藻井ともいふなり海の藻の形を繪かく故なり菱の花形などを畫かくなり

一承塵と云ふは（チリヲウケルトヨムナリ）なげしの事にはあらず塵を承け留むるなり天幕と俗にいふものと見えたり追て可考

一きりかけの事切陰なり物の間を切りて陰をするものなり庭などにては板扉を云ふ座席の内にては衝立の事なり（古はつひたち障子と云ひし也）源氏物語にきりかけたつ物とあり（きりかけたものとはきりかけめきたるものと云ふ事なり）宇治拾遺物語（卷七第二條）そのおいしくかたはらにきりかけの侍りしをへた、てそれがあなたにさふらひしかば（中略）着たりける水干のあやしげなりけるがほころびたるを切りかけのうへよりなげこしてこれがほころびぬいておこせよといひければ云々（此のきりかけはついたちの障子の事なり）きりかけは遮陰とも書くなり

一贅殿と云ふは魚鳥をたくはへ納めおく所なり宇治拾遺物語に用經大殿にまいりにへ殿にゐたるほどにあはちのかみよりちかが鯛のあらまきをおほく奉りたりけるをにへ殿にもて参りたり

一障子と云ふは厚く裏表より張りて或は繪など書き或はからかみにてはりたるをば襖障子と云ふ又薄き紙又は生絹などにてはりたるをばあかり障子といふなり障子と云ふは惣名なり間々を障へへだつる物なる故障子と云ふなり

一座敷の床の柱に折釘を打ちて置くをてうづかけと云ふなり源平盛衰記卷四鹿谷酒宴の條に破れたる瓶子の首を平氏の首になぞらへ廣縁を二度廻し獄門の栲の木に係くと名つけて大床の柱にゑぼしかけにぞつらぬきて結付けたりと見えたり右のゑぼしかけといふもてうづかけといふも同じ事なりてうづかけもゑぼしかけもゑぼしの緒の事なり（詳にゑぼしの部に記す）柱の折釘をてうづかけともゑぼしかけ共いふ事はゑぼしをぬき休息する時てうづかけをゑぼしに結びそへて其のてうづかけを柱の折釘にかけて置くなりされば其の折釘をばてうづかけかけといふべき事なれどもかけくを重ねていへば聞きにくきゆる折釘の事をてうづかけゑぼしかけとい

或就に御ゆき
のい上さ申す
はきこしめさ
せらる御茶の湯
申す御所に
は格なり此の
御次なり此の
用ひもたし

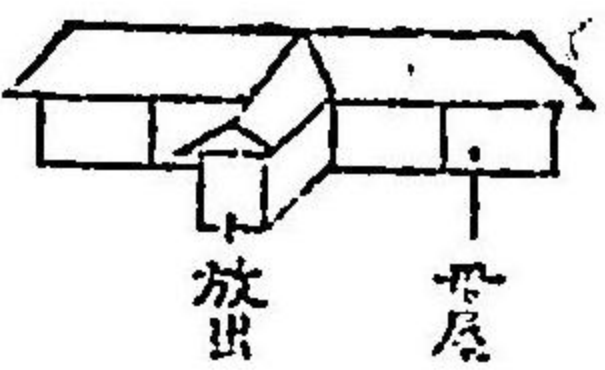
くろみたなこ
は黒棚の事な
り

ふなり
一御湯殿のうへと云ふは是れは御厨子所(臺所の事なり)の近くに御湯殿の上と云ふ座敷あり是れは香湯を初
として諸事に用ふべき湯を沸し置く所なり湯をあび給ふ湯なども此の湯殿の湯を運び持くなり湯をあび給ふ
所を湯殿と云ふ此の湯あび給ふ所の湯殿と湯をわかす所の湯殿とまざる、故湯をわかし置く所をば湯殿の上と
上の字を付けて云ふなり湯あび給ふ所湯殿の上の間と云ふ心なり湯あび所と湯わかす所とは御座敷はるかにへ
だ、る事なれども湯あび所の湯は湯わかす所よりはこび入、るゆる湯わかす所は湯あび所の上と云ふ心なり上
といふは畢竟は本といふに同じ心なりされば湯をわかす所を御湯殿の上と云ふなり御湯殿の上は香料の湯もわ
かす所なれば御厨子所に(臺所なり)つゞきてあるゆる御湯殿の上には食物なども置くなりさればつれづ
れ草に雑松茸などは御湯殿の上にかゝりたるも苦しからず又中宮の御方の御湯殿の上のくろ御たなに雁の見えつ
るを北山の入道殿の御覽じてと云々又藤中日記に常の御所御はき候事は御所さまの小上らふたち御れんたいそ
のほか御くわんすの間御ことのみぎやうのま御ゆとの、うへまでは御なかたちはさまゐらせ候とあり御な
かとはななかと云ふ役の女なりはした女より上なり魚鳥の類は費殿と云ふ所に納めおく物なれどもよそより
到来なり又只今調味につかふべき魚鳥は御湯殿の上にも假りに置くなり
一御厨子所(イヅシトコロ)と云ふは食物を調へ料理する所なり厨はくりやとよみて食物を調ふる所なり庖厨の二字ともにくり
やとよむなりくりやとは竈の煙にてす、けて黒くなる故黒屋といふ事なりくりやと云ふろとり音相通する
なり海人藻芥ニ云ク御厨子所内裏仙洞ノ外者諸官不可申而御室ニハ寛平法皇ノ御時ヨリ御厨子所ト申傳ヘタ
リ常ニ貴所ニハ臺所ト稱之又ハ膳所ナド稱之哉臺盤所ト申ス所ハ内裏仙洞執柄家ニ在リ又内裏ノ御厨子所ヲ臺

所トモ可申ニヤ臺所ノ別當トテ中筋ノ女房然ベキ仁體ヲ撰テ此職ニ被レ補別當ノ局ト號スルハ臺所ノ別當ノ事
ナリ
一臺盤所(ダイハントコロ)と云ふは臺盤は食椀をすゆる臺なり今膳といふ物なり但今の膳の形とは違ひて案の如し其の用ひ方は
今世の膳に同じ膳立をする所を臺盤所と云ふ臺盤所といふ事を中略して臺所と云ふなり女の詞に飯の事を御臺
と云ふも臺所の臺なり又貴人の妻を御臺盤所とも御臺所とも云ふ事は人の妻たる人は夫の食物を調ふる事を勤
むる事なるゆるなり貴人の妻は自身食物など調ふる事はなきゆる其の本をわすれざらしめんが爲に御臺所とい
ふ名を稱するなるべし
一蹴鞠の庭四本懸りの事親長卿記に云く四本懸り松に柳梶
○鞠秘書に云く御家には懸の松四本又柳櫻楓松又松三本又紅葉一本平人には切立とて竹を四本立つる
飛鳥井宗世二樂軒
二本も三本も松は我家のゆるしなくては誰か植えけん
同上
皆松の四本か、りは位ある人の立ちたる庭とこそきけ

産ハニゴリテ
云ハ盤ハスミ
テ云フ

一放出(ハナチイデトヨムハウダシトハヨマス)源氏梅かえの巻にうへはひんかしのなかのはなちいてに御し
つらひのことにふかうしなさせ給うて云々又其の下文にしのはなち出をしつらひて御くしあげのないしなど
もやかてこなたにまいれり云々細流(源氏物語の注名なり)に云く花鳥に委し所詮は兩方に小寝殿ある母屋の
中をなからにして御帳を立つるものなり母屋の中をいへり外様むきをはなち出とは云ふなり晴の心なり花鳥に
云く放出は母屋なり梅が枝の巻に東の中の放出は東の對の母屋なり中と云ふは母屋と東西の廂との間に障子を
立てたる所を中の放出といへるなり又わかかなの巻上にしんてんのはなちいでを例のしつらひにて云々又(同卷)



みなみのおとゝのはなちいでにおましよふ云々同下文にわかな参りし西のはなちいでに御帳立て云々嘩花抄に云く寢殿なり云々右放出の事源氏物語の諸注にては母屋をしきりたるを放出と云ふ様に聞えてたしかならざるごとし用ひかたし按ずるに今昔物語(北邊大臣ノ條)に云く前の放出の隔子の上に物のひかるやうにみえければ云々又同書(寛運ノ條)車よりおりていりぬみれば前の放出の廣庇ある板屋のひらみたるに前庭に離結ひて云々又云く(平貞盛射盗人條)法師をば物忌がたくおはすなればとて奥に入れて其の身は放出の方に居て食したゝめてねぬ又云く(鬼現板殺人條)ころしも夏の頃にて暑さたへがたきに放出に居たる式人の侍いねふらずして居たり云々按ずるに此の文に依て考ふるに放出は母屋より立出したる屋なり母屋より放ち出したる心なりたとへば丁の字の如し横の晝は母屋にて豎の晝は放出なり世俗に角屋といふものなり

一 齧板之事東鑑脱漏ニ曰ク嘉祿元年五月三日癸亥二品ノ御方齧板中門并織戸可被立云々沙石集卷三忠言有感事(上略)或時ノ物語ニ御所へ参シタレバ人ノ家ニハタ板ハ内ノ見苦シキ事カクサン爲ナルニ泰時ガ家ノハタ板ハ内マデ見エトホレリトコソ仰有ツレト人々ノ中ニテ申サレケレバ次テヲ以テ奉公セント思ヘル人々御所ノ仰ノ如ク誰々ニモカクコソ存候ヘ太方ハ御用心ノ爲ニモ築地ヲツカレホリホラレテ候ハン目出候ナン各一本ツ、ツキ候ハン二十日ニハスキ候ハン安キ事ニ候ヤガテ此次ニヒシト御沙汰候ベシト口々ニ申シケレバウチウナツキテ各ノ御志ノ色ハ返々有難ク覺候誠ニ御志アレバ御身ニハヤスコソ思ヒ給ヘ臣國々ヨリ人夫共登リテツカン事バカリナキワヅラヒ大事ニテ候ベシ用心ノタメト仰候ヘ臣泰時運ツキ候ヒナバ築地ヲツキテ候トモタスカリ候ハジ運有テ召シ使ハルベクハカクテ候トモ何事カ候ベキホリナンドホリテ候ハ、サワギノ時人馬オチ入りテ中々ハカリナキワヅラヒ出來スト覺候ハタ板ノスキナンドハカキモナヲシ候ナント申サレケレバ人々詞ナシ心アル人ハ感涙ヲナガシケリ按ズルニ右ノ文ヲ見レバ齧板ハ今世ニ所謂板塀也齧ノ字ハ借字ニテ實ハ端ナルベシ端ノ字ハタトヨム宅地ノ廻リノ端ニ板塀ヲスル故ニハタ板ト云フナルベシ

一 挾板の事東鑑ノ卷三十八寶治元年六月二日癸未近國御家人等自南從北馳參(中略)五郎左衛門尉盛時者聊遲參ノ間光盛等甚周章時運云縱雖被閉門戸五郎左衛門尉參入者不可滯者歟云々詞不終懸ニ手於挾板上者諸人屬目是盛時也云々按ズルニ挾板ハ門之兩方ノ袖ヲ云フナルベシ左右ノ立柱ニ溝ヲ堀テ其ノ溝へ板ヲ横タヘテ挾ミ入ル、也是レヲ挾板ト云フ

一 簀子と云ふ事古書にあり座敷の外に細き板を横にならべて打ちたる縁なり板と板との間すきまありて竹箆をあみたる如くなり

一 侍又は内侍とも云ふ主殿(一名寢殿とも云ふ)の内疊を敷きたる外廻りの廣く長き板敷をいふなり家臣の祇候して侍らふ所と云ふ意なり遠侍に對して内侍とも云ふなり遠侍は主殿の外にはなれて庭にある番所なり塀重門の内に入り

一 火燒屋と云ふは内裏にも東宮后宮齋宮院にもあり御所の御庭の明の爲に衛士と云ふ官人が火を燒く小き屋なり夜ばかりたくなり屋に床なくて地にて燒くなり江家次第卷一元日宴會篇に撤去東西火炬屋(注云)東置日華門北掖西置紫宸殿西掖主殿寮役之と見えたり築花物語にも御まへのひたき屋とり出て見えたり屋といへども大なる家にはあらずして小き屋にて持ち來り置き或は外へ取出し置く物なり今世武家に假番所とか云ひて小き屋形を荷ひありきて置く類なるべし

一 床飾に水引敷絹と云ふ事敷絹とは床の内敷板に敷く白絹なり練絹を用ふ近代は白綾綸子紗綾を敷く事も有り

或記ニ火燒屋
ヲ飯ナク火
也ト云フハ大
ニ誤リ也

又水引の絹は床の左右の柱より降る絹なり上を天の鬮と云ふ婚禮又は具足着の時など床傍に用ふるなり（貞丈按するに此の事古儀也床の上左右の柱までたれ下すは帽額なり是れ本名なり下に敷くは本名は地敷なり公家方にては古より食盤の下には物を敷く事あり食薦を敷く事なり地敷をしく事もあり）右は四條流庖丁の書當流獻方口傳書と云ふ物に見えたり

三好亭同駕記
ニ云ク四立街
門用破風狐戸
云々

一狐戸主殿の屋作にあり狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり狐格子とは屋根のはふのこうしを云ふなり格子にてはふの内をへだて狐など入る事なきゆるるにやきつねこうしと云ふなるべし狐戸といふ事土岐家聞書に見えたり

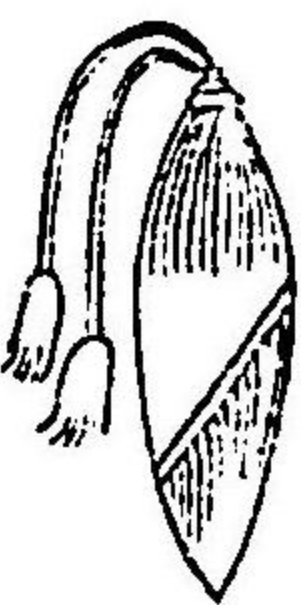
一四枚折屏風の事今世の俗語に武士の切腹する時のみ用ふると云ふはあとかたもなき説なり不吉の物にあらず古代は禁裏にて正月にも用ひられ又賀にも用ひらると見えて古書にあり躬恒集るる十四年二月十四日おほせによりて奉るいづみの大將の四十賀の屏風四帖（四枚ノ事）うちよりてらしてつかはず又兼盛集に内の御屏風四帖（四枚ノ事）わか春正月るる所

「あたらしき年のはじめにあひくれと此の春はかりたのしきはなし」と見えたり此等を以て常に用ふる物と知るべし

座鋪飾之部

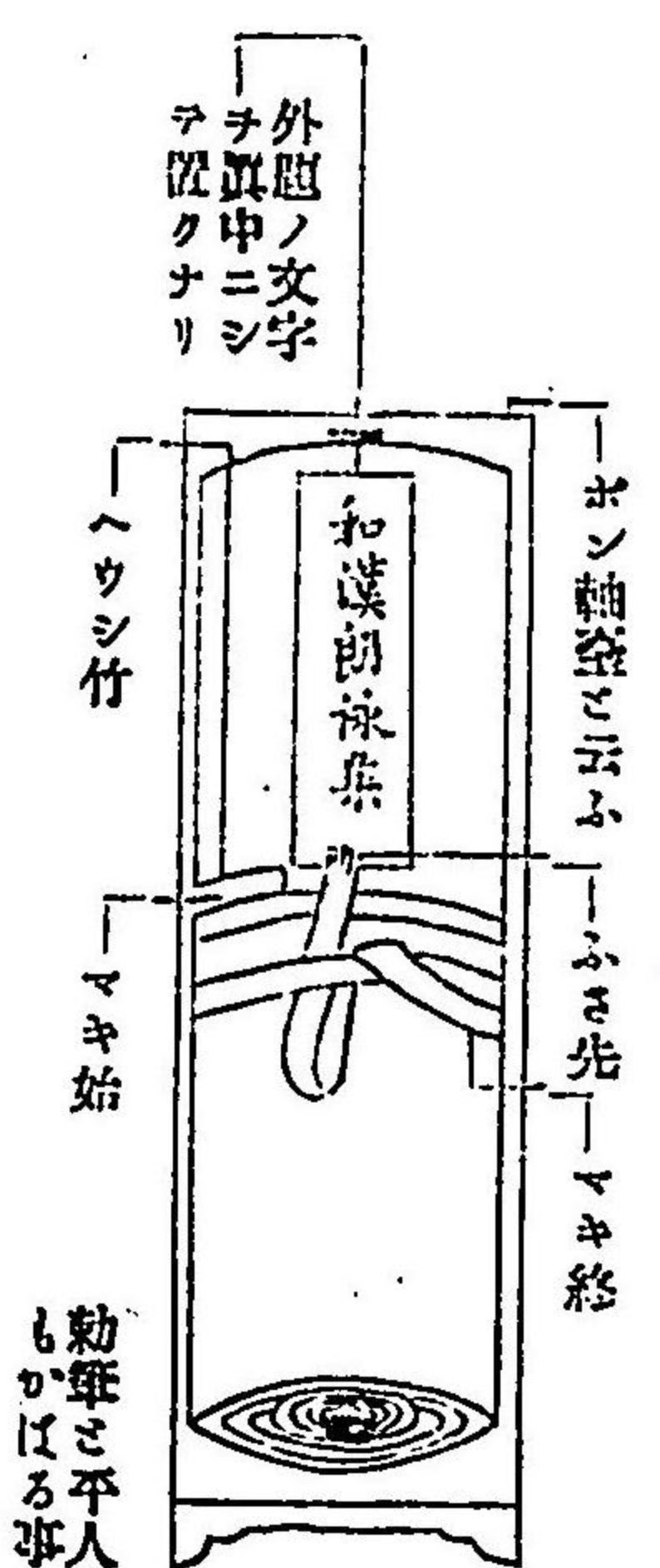
一座敷飾に眞の飾とて床に佛像の畫をかけ鶴龜の燭臺香爐花瓶（是れを三具足といふ）などを卓シヨクにす置き押板に硯屏墨筆を置き上には喚鐘をかけ兩の柱に拂子鐘木をかくる事禪家の書院の體を學びたる物なり尊氏公は夢窓國師を師として禪法に歸依し給ひしによりて座敷飾も禪家をうつされしなり京都將軍御代に禪宗歸依によりて右の飾を用ひられしなり其の頃より寺方の作法とも武家に移りたる事あり前にも云ふ如く書院玄關など云ふ事も寺方より出でたる事なり（但玄關と云ふ名京都將軍時代俗家にはなし書院といふ名はありしなり）食物折食籠物など精進物を賞翫せし魚物を次とする事も佛法信仰にて常に精進する人もありし故なり人々の精進ばかりかたきゆるるなり

一東山殿御飾書にかりろくと云ふ物ありてかたち如此なり何になる物か詳ならず但同書に別に柱飾と云ふ物あり其の形も此のかりろくに似たる物なり柱飾といふは柱にかけて置く物なるべし柱飾もかりろくも藥などを入れる、物かと思はる、なり藥種にかりろくと云ふ物あり河黎勒と書くなり一名訶子とも云ふ木の實なり其の形六稜あり



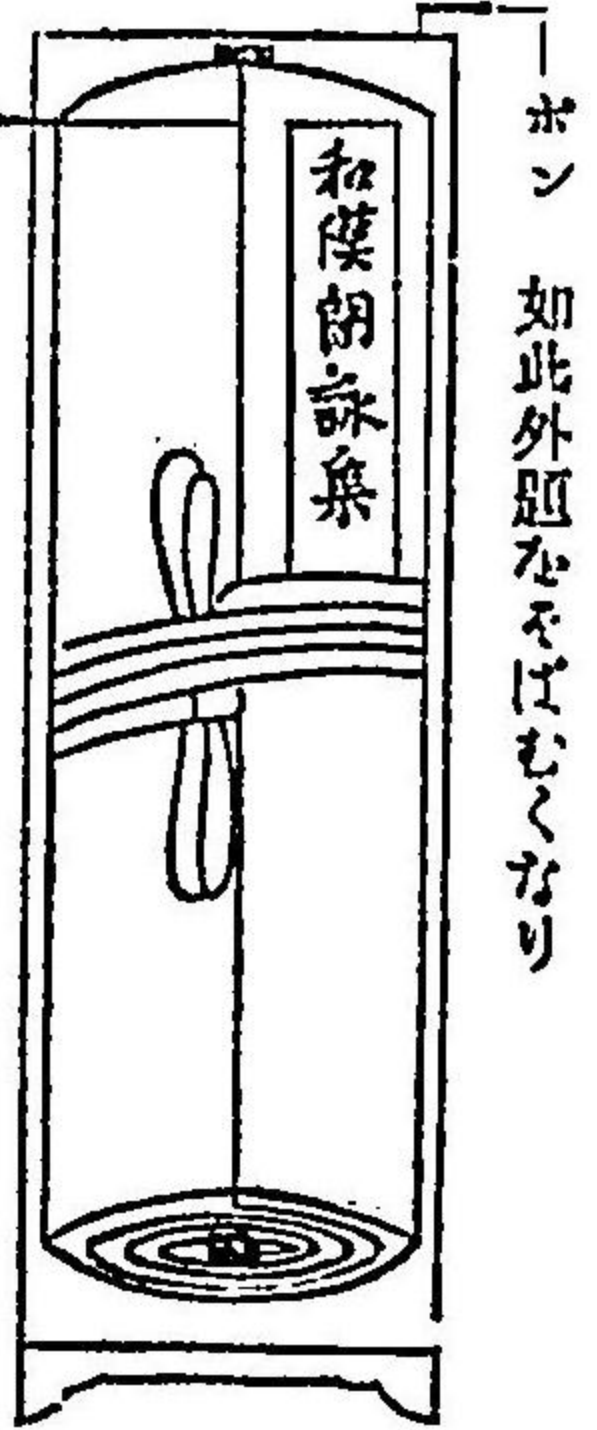
如此なり右の飾物のかりろくも此の藥種のかりろくに似たる形故かりろくと名付けたる物なるべし又かりろく丸と云ふ藥の事は飲食の部に記之（又柱かざりのかりろく和泉草にのせたる圖末に記す見合はすべし）

一繪又は詩歌物語などすべて巻物を盆などにすゑて棚などに置くには外題を平に上にむけて字頭を先になしよむ様に置くべし巻緒は下へくと巻くべきなり上へくと巻き上ぐれば外題の文字に懸る事も有りて悪しきなり



是古風也可用之也二三巻も幾巻も置くまも同じ如此外題の上に向けて置くべし
勅筆と平人の手跡をば巻替るさいふ説あれど
もかばる事なし

り緒の留様は巻終へて緒の先を二ツに折りてわなの所を終の巻めに上より下へおしかひ置くべしふさは先は上へなるなり



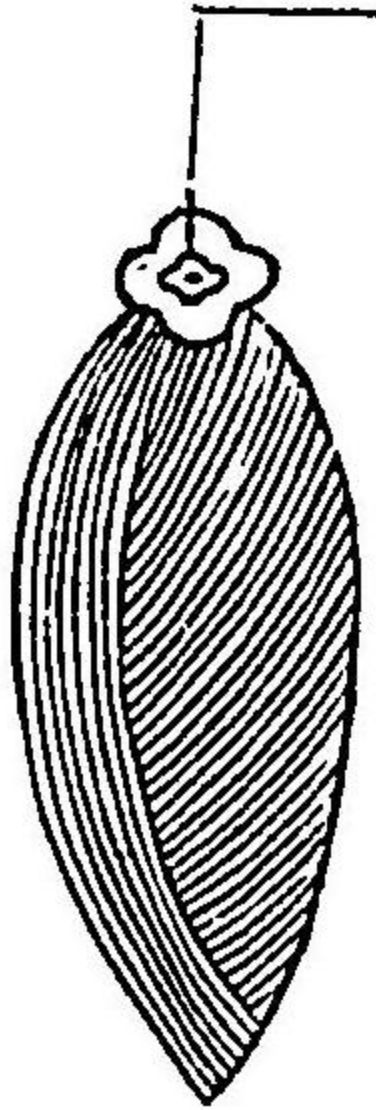
ホシ 如此外題をそばむくナリ

ヘウシ竹チヤマン中ニシテ置テ

是れは茶湯方同朋家の風なり當世如此表紙竹を真中にして置くなり如此にては外題そば向きてあしきなり又巻緒を下より上へ巻上げて巻きこめは緒のあまりを圖のこさく上下にわなをして緒先を下の中へ入れてはさむなりロヤウの當世風皆木意を失ふなり不可用之

一かりろくの圖(此の圖はいづみ草に見えたり前の圖の筒條と引合せ見るべし)

貞丈云ク口ニサスセンノ頭ナリ

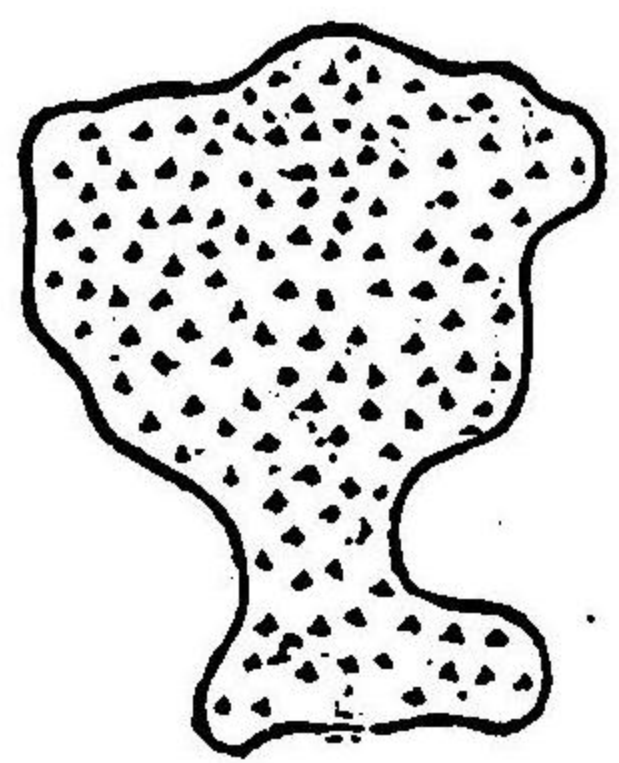


和泉草に詞察勉さあり詞察物さ可也

和泉草に云く大小ノ象牙チ以テ鳥ノ卵ノ如クツクリタルモノナリ柱筋ニ可然也胡銅鑄石ニ有ルメシ云々

一はりの袋君臺觀(太永年中真相阿彌ノ作)に云く西のきはに漢書あまたつまる、巻物柱飾はりの袋と見ゆ玻璃と云ふ物を床飾に用ふるなりはりは盆に居る床飾にするなり其のはりを入れ

て置く袋をはりの袋と云ふなるべし飾時ははりは袋より取出してかさり袋は柱にかけらる、なり袋は茶壺の袋の如くなるべき歟玻璃は國の名なり本草綱目に云く玻璃出三南蕃一酒紫色白色瑩澈與水精相似トアリ今は真物なき故びいごろにてこしらふるとなり玻璃ノ形



玻璃ノ本草ニ見ユ如此ノ物ナリ

一四幅對君臺觀に云く東山殿御飾の中四幅一對の時は三具足不被置候と見ゆ四幅對も飾にある事なり書札條々に云く文龜二年七月十二日御參内始御進物御繪四幅居御盆云々

紙類之部

一檀紙と引合とは別の紙なり今の世の人はだんしの一名を引合と云ふと心得るはあやまりなり舊記には大たかだんし小たかだんし大引合小引合又大引小引など、二の名見えたり條々聞書(太永八年伊勢下總守貞頼記)折紙調候様之事折紙の丈の高きは狼藉なり公方様へは常に公家門跡大名衆は備中紙の小たかだんしを一重ね二ツに折りて御用に候御相伴衆同前大方の人引合杉原など被用候又云くだんし十帖引合杉原なども十帖と書くべし武雜記云く引合だんしなどは紙えりにて結候云々又八雲大式と云ふ書に云く(飛鳥井家之書なり)檀紙定法堅一尺三寸横壹尺九寸引合堅一尺二寸横一尺九寸六分とあり是等だんしと引合一物にあらず別物なる證據なり一だんしは色白くあつく紙の面にちりめんのごとくしほある紙なり大たか小たかと云ふはだんしのたけの大小を云ふたかと云ふはたけ也竹帯をたかばうきと云ふに同じ例なりかこけと五音通するなり

一引合と云ふ紙は昔は有りて今はなき紙なり色うす黒き紙なる故うす墨紙とも云ふ又陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり條々聞書に云く源氏物語にみちのく紙のえならぬなども侍るは當時の引合の事といへり云々みちのく紙うす墨紙の事源氏物語須磨の巻の抄物にも見えたり又引合と云ふ事八雲大式に此の引合紙は或は陸奥紙と銘し又薄墨紙と云ふいはれは往古他の女子を以て我が子の男子に引合せ夫婦の情を結ふ時此の紙に因縁を書きて女子の親に遣はす其の時女子の親我が機にあへば彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ又女子の親我が機に合はざれば書答なし如此旨趣を以て夫婦を引合する所なり故に引合紙と云ふ其の儀分明なり其の後何にても中興祝儀に用之又云く今此の紙を祝言祝儀等に用之之水師黒棚などに飾るなり又玄猪之時餅を包む折形の時も總して祝儀に此の紙を用ふるなり云々(今京都ニテハ紙ノタケ大キクヨコニシホアリテ厚キヲダシト

熟紙の事なりも
親長御記に文
明四年五月廿
九日元長令書
時御教書候用
白紙云々此の
頃より宿紙拂
底なりしを知
るべし

杉原折りやう
の事五百九十
八頁にあり可
見合

太平記卷六將
軍自筑紫御上
洛ノ條ニ云ク
杉原ヲ三帖短
冊ノ廣サニ切
ラセテ自ラ親
併音菩薩ト書
カセ玉ヒテ舟
サセラル
宣胤御記ニ云
ク永正十六年
正月十七日
自一花恩院使
禮一荷折二合
方)奈良紙一
束云々

云フ紙ノタケダンシヨリハ小クウスクタテニシポアルヲ引合ト云ヒナラハセリ)

一うす墨紙と云ふに二品あり引合と宿紙の二ツなり

一宿紙と云ふは山城國神屋川(紙屋川とも書ク)にてすき出^{今はすき出ます}すきかへしの紙也神屋紙とも云ふ色うす黒き紙な

る故うす墨紙とも云ふ今うすゞみの繪旨と云ふは宿紙に繪旨を書きて被下をいふなり上古は紙少かりし故禁中

にてもすきかへしを用ひられたり其の古例によりて今も宿紙に繪旨を書かる、なり庭訓往來に薄紙依^三拂底^一

用^三反古^一候とあるを見れば鎌倉時代迄も紙少なかりしなりさればすきかへしをも用ひられたるなり宿紙と書き

てすきしどもしゆくしどもよむなりすきかへしといへども今江戸の淺草紙など、云ふすきかへしとは違ふなり

くさくもなき紙也

一今時の鼻紙といふ物古はなし古はながみといひしは引合紙を一枚のま、折りて用ひしなり折様は先横に二ツ

に折りこれを堅に二ツに折り又それを堅二ツに折る以上横二ツ折堅四ツに折るなり是れをいくつも組みて懐中

するなり是れにて鼻をもかみ其の外の用事にもつかひたるなり又歌などよみたる時此のはながみに書きたるを

詠草と云ふなり詠とはよむ事草とは草案とてしたかきの事なり下書なる故はな紙に書く心なり

一た、うがみは疊紙と書きて右の鼻紙の事なりたとう紙と云ふ事本名なり(物を包み入置くをもた、うがみと

云ふ是れも古よりあり是れは城殿といふ職人の作る物なり)

一射手の疊紙と云ふははながみのかごを串にはさみ地に立置きて的にして射るを云ふなり疊様常のはながみと

は違ふなり武雜記に射手のた、う紙とてかならず一ツあり杉原をたてさまに四ツに折りて又横様に一ツに折り

四方に切れば大略はさみ物の寸法になる自然主君御弓被遊時立させられ候事有之其の時は切めを前の下へなし

て立候地より上くしのたけ六寸計なり云々(はさみ物の寸法とは挾物の的は薄板なり四寸四方に切りて串に挾

み立るなり)

一今時女の髪ゆふもとゆひにするにたけながといふ紙あり古はなき紙なりいにしへはうすやう引合杉原などを

た、みて用ひたるなり是を引さきもとゆひと云ひしなり

一杉原といふ紙は今のり入れと云ふ紙のあつき物なり庭訓往來に播磨杉原とあり播磨國よりすき出だしたる也

節用集に杉原紙は播州杉原村始テ出之云々北條九代記に云く承久元年杉原紙始而流布云々

一奉書といふ紙は古はなき名目なり奉書紙は杉原を厚くすきたる物なり近代奉書をかく紙なるゆゑ奉書と云ふ

なり

一奈良紙と云ふ紙の名三好亭へ御成記相阿彌が御飾書等にも見えたり大和國奈良より出づる紙なるべし馬具寸

法記にも吉野紙二十束奈良紙十束とあり職人盡歌合「わすらる、我身よいかにならがみのうすきちきりはむす

はさりしを」云々奈良紙吉野紙とも薄紙なるべし

一舊記に大引小引とあるは大引合小引合の事なり

一いにしへうづら紙といふ紙あり其の紙を日にすかして見れば鶉のかたち見ゆる紙なり世に鶉切と云ふ(或書

に見えたり)

一鳥の子と云ふ紙も古よりある紙なり鳥の子色の紙といふ事を略して鳥の子とばかり云ふなり鳥の子とはには

鳥の玉子の色に似たる色の紙なる故鳥の子と名付けたるなり文安元年康富記に鳥子の名目あり下學集鳥の子の

名目あり共に文安年中の事なりそれより以前有りし物なるべし

一うすやうあつやう中やうなど、云ふ紙は皆鳥の子の紙をうすくすきたる内に三段の品あるなりうすやうは舊記に見えたりあつやう中やうの名も見えたれども上代にうすやうといへるは今のうすやうにはあらぬ歟たゞ鳥の子のうすきを云ふなるべし今のあつやうはごも有るべきか萬葉書條々に云く厚やう薄やう鳥の子風情の小文の御内書と云々

賞胤卿卷六
ニ云ク手文庫
雜具法御樣
銀兩研候打金
一枚硯一云々

一うちくもりと云ふ紙は鳥の子紙の上に青き雲がた下にむらさきの雲がたをすき付けたる紙あり短尺などにするなり常には青き雲がたを上にして物書くなり佛事追善などの歌は紫の雲がたを上にして書くなり(古よりある紙なり)書物の外題にはとも雲の順逆を正すべし

一た、う紙折様伊勢加賀守貞助返答に云くた、う紙の事紙三枚を屏風のごとく三間にた、み三重を入れちがへ(三枚の端とはしを重ね入れちがへるなり)二つおり候は、四方なり紙數已上九枚なり(右は杉原のた、みやうなり杉原は引合よりもちひさき故三折にするなり引合は四つ折なり)引合などは四にた、み如右折重ね候同二つに折る右に同じ杉原などあまりあつく候は、二ツ、重ね候云々

一平家物語其の外古書にかうしとあるは厚紙なりあつがみとよむ是れはうすやうに對してあつき鳥の子紙を云ふ歟

一鎌倉紙の事書札作法に云く武家の御下文紙いけがしと申すは今は鎌倉紙なり杉原にはあらず(貞丈云く鎌倉將軍の代には御下文紙とて鎌倉にてすきたるなるべし京都將軍の代まで其の紙を用ひられしに其の代には鎌倉紙と名付けて用ひられしなり)

一武家書札料紙の事書札作法に云く武家には杉原ならでは文をはか、ぬ事なり引合せ檀紙などにては努々不可

書但女姓のもとへの文には引合檀紙にて書く杉原にては書くべからず女姓も又杉原にて文書く事なし

一奉書紙の事女郎花物語(室町殿の頃に書きし書なり)云く御す、りかみはうすやう大たか中たかほうしよなど、見えたり此のほうしよといふは引合の事を云ふ歟

一但馬紙の事書札の事に云く但馬紙十束送給候と見ゆ但馬國より出づる紙にて紙は何と云ふ品歟不詳

一林下紙親長卿記明應二年六月自濃州法印進上の物園扇二本林下百帖云々美濃國より出でし紙にて林下は地名なるべし

- 一半切紙文明日々記(五年八月八日)八幡田中殿より御香水御返事調候(杉原半切)以蟻藏奉之又(十二年十一月二日)今朝飯次左持參大繪色々十五卷半切繪十一卷同年(十一月七日)雁金繪半切一卷云々
- 一美濃紙同記(十三年十月六日)爲御菓子いかにもあつき美濃紙可有進上候云々
- 一薄白紙同記(十三年十二月十五日)薄白十帖花園へ進之云々薄白未不詳

皮類之部

一虎の皮は被用候事候へ共豹の皮は公方様御用の事に候間面々は御用なく候也と書札雜々聞書にありしかれば古は豹の皮は虎の皮よりも貴き物にてありしなり古は鞍覆むかはき敷皮などに虎豹の皮を用ふるは公方様吉良殿三職の衆ならでは用ひ給はさりしなり其の内にも豹の皮は別して公方様御用ひ有りしとなり

一熊の皮も古は常の人は不用なり彈正の官判官(檢非違使尉の事なり)鞍覆行藤鋪皮の類に熊の皮を用ふる法なる由舊記に見えたり

一舊記に唐皮カラカハとあるは皆虎の皮の事なり建武二年記に唐皮尻鞘切付とあるも義教公御元服記に切付唐皮とある

も又唐皮の鍔と云ふも皆虎の皮の事なり古書に唐皮とあるを今の世阿闍陀より渡る金唐草の事とおもふべからす

天平四年
御代天
平五年

一天平草と云ふは白草にかき色に地をして白くもやうを出したる草なり其のもやう不動明王の像八幡の二字梵字天平十二年八月の七字を付くるなり是れは甲冑の飾に用ふべき爲に作りたる草なるか故冑のまひさし耳袖のかむりの板などを包む程つゝにかこみを書きて其の内にもやうを付くるなり此の草肥後國八代郡より出づるなり板木にてもやうをおしたるなり染めたるか如し(もやうの所は白し牡丹唐草に獅子あり丸の内に梵字あり又不動明王の像あり)

マビサシ
形チヒサ
ニ別ノ草
ヘリチ付
ユエチ付
シタルナ
相照ノ大
ナルナ

一正平草も白草に地をかき色に白く紋を出だす板木を以てもやうを付くるなりもやうは唐草獅子などを付く正平六年六月一日の八字もやうの内所々にあり天平草に似たる草也是れも肥後國八代郡より出づるなり古より八代郡に天平草の板傳りて草にもやうをおして出たしけるか不動明王の像八幡の二字梵字等を付くる故それを憚りて中頃より商賈を定められしを鎮西將軍懷良親王八代郡高田に御座ありし時南朝の(此の時天子兩人在りて南朝北朝と分かれて合戦あり太平記に見ゆ)正平年中に(正平は南朝後村上院の年號)別の板をさぎませられて商賈する事をは御免ありしによりて正平御免草と名付けたりと云ふた、御免草と云ふあり正平御免草とは別なり







眞文云ク
以義家朝
義經等ノ
ナ見ルニ
草ノ文ニ
ハ藍色ニ
リテ地白
云古藍白
草モ其ノ
用ヒタル
金板也ト

一にしき草といふは地をむらさきに染めてもやうを白く出だしたるを云ふなり笠懸矢沙汰日記付様の記にあり正平草をにしき草と覺えたる人ありあやまりなり
一おもて草と云ふはにしき草の事なり高忠聞書に見えたり

天文十一年
日記ニ云ク
一おもて草

軒赤面草
云々

一ひきめ草といふは黒ぬりの草に赤うるしにてわらびての様なる紋を書きたる草なり貞衡説なり(引目草の下緒の事武雜記酌并記等に見えたり)

一菖蒲草は地を青く又はもえき地にしてあやめの花葉を  如此いくらも並べて染むる也白く模様を出だすなり又花なきも有り  如此又駒形と云ふも有り馬の形を小さく染めたるなり又爪形と云ふもあり  如此形を染めたるなり爪の形に似たるなり又杉立と云ふもあり  如此の形なり  如此なるもあり  如此なるもあり又小櫻草品草などもしやうぶ草の類なり(小櫻草品草等の事末にする)

一たてしやうぶ横しやうぶと云ふ事菖蒲草のもやうをたてにならべて染めたるは堅しやうぶなり横にならべて染めたるは横しやうぶなり敷皮のへりなどに堅横のつかひやう有り(敷皮の事犬追物類鏡にするす)又一説には軍陣聞書に云く(永正八年小八木若狭守忠勝記)よこ菖蒲と云ふは駒の紋にまじりたるを云ふなり(中略)たて菖蒲と云ふはしやうぶ計あるを云ふ(貞丈云く此の説を用ふへきか)貞丈云く駒の形あるを駒形菖蒲とも云ふなり

一にくの皮と云ふは羚羊の皮の事なり羚羊をにくとも云ふなり
一羚羊の皮はかもしかの皮なりにくの皮の事なり引敷などにするなり羚羊を宛と書きたる本あり誤りなり(引敷の事犬追物類鏡記にあり)
一し、の丸の草をはゆかけにすまじき由射手方聞書に有りむちのどつかにもすまじき由射手具足秘傳に有り射手具足秘傳には鹿の丸の草とあり鹿にはあらず布衣記に獅子の丸とあり獅子の形を丸く紋に染めたる草なるべし又は丸の内に獅子を染めたる物歟

した草なれど
ふし草と云
品草と云く
草名支那
書説不用之

一品草と云ふは地は藍にて青く染めて白く齒染の葉の形を染めたるなり（齒染とは正月祝に用ふるうら白といふものなり）しだ草といふべきをたとな五音相通故しな草と云ふ又一説に始は黄に染めて其の後細を巻きて大豆のけにて染めて終りに五倍子を以て色をあげたる草也黒地にて黄に細を巻きたるあり黄色と細と大豆と五倍子と四の名ある故四名草といふなりといへり此の説いふかし前の説を用ふべし源平盛衰記

一高麗皮と云ふ皮の名殿中日々記にあり知れず

一小櫻草と云ふは地色は藍染にて白く小き櫻の花形を出だしたる草なり鏡に小櫻威と云ふ此の草を細くたちておとしたるを云ふ

一甲斐國章と云ふはつまびらかならず笠懸聞書に笠懸墓目の袋を甲斐國章にてする事見えたり袋にもするなればやはらかなる草なるべし色などは知れず

一こと草と云ふは草の名にてはなしゆかけのゆひをこと草にてはつぐましき由弓馬秘説にありこと草は異草と書きて別の草と云ふ事なりゆかけのゆひは同じ草にてつぐべし別の草にてつぐはわろしと云ふ事なり

一あらひ草と云ふは草のこぼらぬ様に染にて洗ひたるなり鏡の傳記洗革威の條に見えたり此の説いふかし洗ひ草とはうす紅の草なり緋の草洗ひはかしてうす紅になりたる心にて洗ひ草と云ふなり是れも染草なり保元物語に波多野次郎が泣く涙にて緋威の鏡の袖洗草になりぬとあり（印板の保元物語には此の事なし古本には有り）緋に染めたる草をあらひはかしたる心にて洗草と云ふなり公家にて白傘袋など持つ役人の着る布の狩衣を桃色に染めたるを退紅と云ふなり退紅と書くなりクレナキヤシリゾクルとよむなり紅の色のしりぞきうすく桃色になりたる心にて退紅と云ふなり紅の色を洗ひはかしたる心にて洗草と名付けたると同意なり退紅の名江家次

第延喜縫殿寮式其の外古記録裝束抄等にも見えたり日本紀（天智天皇六年ノ紀）に桃染布衣服令に桃染衫万葉集に桃花褐延喜彈正式に桃染布衫（右何れもアラゾメとよむ）江家次第に荒染とあり皆退紅の事なり桃染とは桃の花の色^{ハナノイロ}の如くうす紅に染むるを云ふなり又荒染と云ふはあらひ染の略語なり洗染と書くべき事なれども詞にあら染と云ふゆる荒の字を借りて書くなり洗草の事はれにて考知るべし洗染は紅の色を洗ひて色うすく成りたる心なり

一赤草と云ふは赤きなめし草の事なり（波多野か泣く涙にて緋威の鏡の袖洗草になりぬと云ふと保元物語の一本にあり）

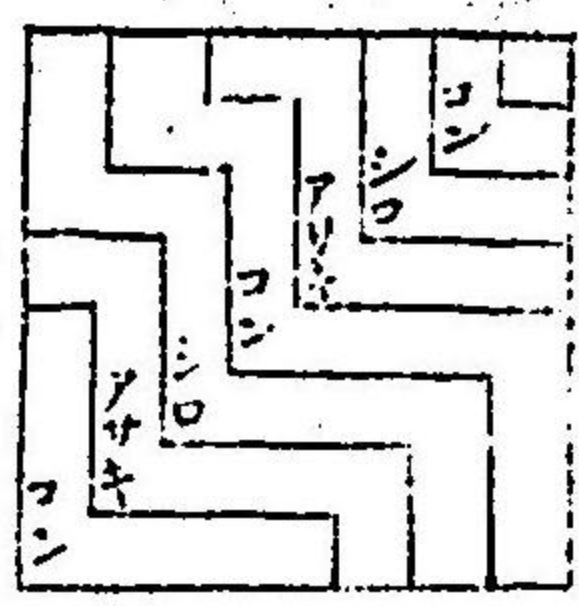
一ふし細目と云ふ草は幕の手繩などの白青黒の布をないませたる如く白とうす藍と紺との筋ある染草なりふし細目の鏡と云ふは此の草を細くたちておとしたるを云ふ傳記等に糸をふし細目によりおとすと云ふは偽説なり

一あけの草と云ふは赤草とは別なりあけの草は緋の色に染めたるもみ草なり赤かは、なめし草なりあけの草は紅にて染むる赤草はあかねにて染むるなり火威鏡といふはあけの草を細く疊みおとしたるなりあけの糸にて威したるは糸火威と云ふ

一丹波目結といふ草を素襖のひもに用ふる事條々聞書に見えたり是れは丹波國より出づる草にて目結を染めたるかはなるべし色の事は知れず目結とはかのこの事なり色々の草もやうを染めたるは多くは藍地なり是れも地は藍なるべし

一紀伊國章をすあふの紐にする事條々聞書に見えたりきの國より出づる草なるべしすあふのひも草の事黒梅小

如此染メヤツ
ナリ折レテフ
フシナハアル
云フシナハメ
タルシナハメ
ト云フナハメ
ハナレハ折レ
其ノ形ハ折レ
アル故也



紋の付きたる紀伊國革可然候由申候とあり小紋染めたるかはなるべし是れも栗梅小紋は白なり小紋の付きたると云ふにて無紋もある事を知るべし

一黒梅草は今くり梅と云ひて黒赤き色あり此の色の草なるべし金仙寺は(伊勢守貞宗事)すあふのひもに黒梅の草用ひられし由條々聞書にあり

一黒草は黒きなり紫草は紫なりふすべかははふすぼりたる如く柿色の様なる草なりかうじかは、柑子の色の如く黄なる草なり白なめしは白きなめし草なり白かは、白きもみ草なり

一播磨なめしとは播磨國より出づるなめし草なり

一かはと云ふ字三ツあり皮革草是れなり皮は毛かはなり草はつくりかはとよみて毛を去りたるかはの事なめしかはなり草はおしかはとよみてなめしかはの上かはをつつりてやはらかにしたるかはの事もみかはなり如此差別有る事なれども舊記には其の差別もなく皮革の二字をおしなへて用ひたり草の字を書きたる事なし古書は文字の吟味なく書きたる事多し心を付けて讀むべし

一ひきはたと云ふ草はひきがへる背のごとくしほある草なり今時旅行するもの刀わきざしにひきはだの革にて尻鞘を(尻鞘はさやを入るる袋なり)作りてさやにかくるをひきはたと云ふはひきはだの尻鞘といふを略していふ詞なりさやに懸くる袋の名を尻鞘と云ふひきはだは其の袋にするかはの名なり

一大しは草といふはひきはたの事なりしほの大なるを大しは草といふなり

一行際にする鹿の皮の名の事「夏毛」「夏毛の秋かけたたる」「秋二毛」「秋毛の冬かけて黒き」「むしり毛など、云ふ差別あり鹿は四季に毛のかはる物なり其の差別左に記す

いためはし
革の類なり
ナメシ草は水に
つけおき種に
て打ちおきた
なり

夫木集六帖題
衣笠内大臣
みたれのひま
なまのうま
けのほしはく

同夏鹿の歌
長八首は
のしゆの
るへてふ
すそにの
家集首の
か源仲夏
のしほの
らほのく
きはるの
きにはり

一夏毛といふは五月以後毛色黄になり白星あさやかに出づるを云ふ是れは十五六歳の小年用之なり

一夏毛の秋かけたたると云ふは秋に至りて夏の古毛は長く秋の新毛は短くはへまじりてあるを其の残りたる夏毛をむしりてのけたるなり其の毛夏毛といふよりは色こく二十歳以上の人用之也(尺素往來に陰星秋二毛と云ふも同物なり白星のうすく成りたるを陰星と云ふ)

一むしり毛と云ふは右の夏毛の秋かけたると同物なり(二品にあらず)

一秋二毛と云ふは是れも右の夏毛の秋かけたると同物なり(二品にあらず)

一秋二毛の黒きと云ふは冬に至りて色黒みさしたるなり其の色秋二毛と云ふより色こくなる五六十歳の人用之なり

一秋毛の冬かけて黒きと云ふは秋二毛の黒きと云ふに同物なり(二品にあらず)

一鹿の毛は五月頃より毛色黄になり白星出て段々色こくなり冬に至りてはうす黒くなり星もなくなるなり若年ほど色うすきを用ひ老年ほど色こきを用ふるなり

一鞍おほひむかばき敷皮の類公方様吉良殿三職の衆は虎の皮豹の皮を用ひらる平人は鹿の皮を用ふ彈正又檢非違使の官の人は熊の皮を用ふる由京都將軍御代の舊記に見えたり又尺素往來に行藤大星の夏毛若々敷覺候陰星の秋二毛候者拜領仕度候霜登庭尉は熊皮尋常の事候歟とあり霜登は彈正の唐名なり庭尉は檢非違使の唐名なり

一御免革と云ふに二品あり一ツは前に記したる正平御免革なり二には赤黒色の地に白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふにしき草は前に云ふごとく紫地に白く繪やうを染むる是れは將軍家其の外高位の人の用ひ

一八幡黒草と云ふは山城國八幡山下大谷村に住する神人家業とするゆゑに八幡黒草と云ふ只黒き草なり子細なし

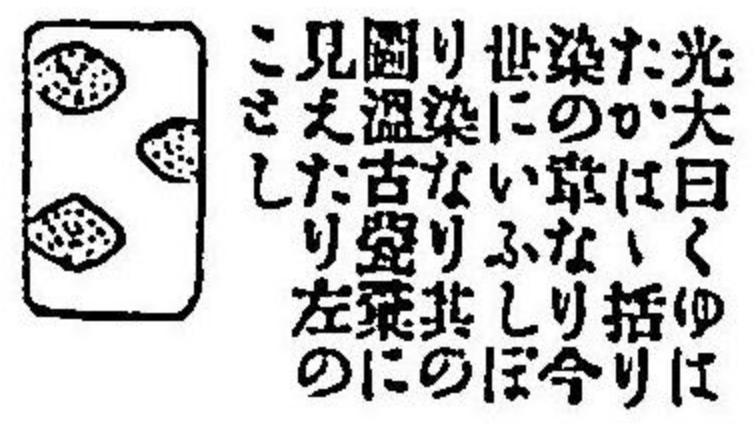
一縹草ヒナダと云ふは未詳延喜内藏寮式に見ゆ此の草は今みづち巻といふ皮の類歟

一畫草エガキと云ふは未詳同記に見ゆ此の草は色々の紋を蒸がきし草なるべし（光大曰く畫草エカハとよむべし不動尊ノエカハ獅子牡丹畫草など、いふなり繪様あるは皆畫草也）

一細目の色草オホメと云ふは前にも記せし伏細目の草の事なり源平盛衰記に細目の色草見えたり

一小紋の藍草と云ふは地藍に染めて白く小紋などを染め出せし草なり同記に小紋の藍草見えたり菖蒲草も小紋の藍草と古は云ひしなるべし長祿明應の頃は菖蒲の名も聞えたり

一水卷草シヅメと云ふは薄かば色にふすべすぢかへに筋を細く長く巻きふすべたるなり弓馬故實に云くゆかけの事水まき又巻きふすべなどにすべし云々（卷キフスベトハウツラ卷ナドヲ云フナリ）



光大曰くゆかけの草は今みづち巻といふ皮の類歟

貞丈雜記卷之十四終

貞丈雜記卷之十五

鳥目類之部 金銀類此ノ部ニ兼入

一錢の事を鳥目とも鷺目とも鵝眼とも云ふ事錢の形鷺といふ鳥の目に似たる故なり眼はまなこと云ふ字にて目と同じ又青銅と云ふ事錢は銅にて作るなりさびれば青くなる故なり

一錢を料足とも要脚とも云ふ女の詞におあしと云ふ事料は物の代物の心なり要はかなめとよみて此の物なくてはならぬ心なり足も脚もあしとよむ字錢の世上をめぐりありく事足あるかごとし依之料足要脚など、云ふなり

一鳥目一貫文を百疋といひ百文を十疋といふ事鎌倉將軍の時代北條相模入道高時我ま、にして様々の奢をさはめける中に犬を多く集めかみ合せてたのしみとす依之近國に申付けて犬を求むるに日々の事なれば後には近國に犬もなくなりしによりて犬の代りに錢を出されて遠國より犬を引きよせけるとなりかの犬の代りに出ださせたる錢犬一疋の代十文づ、出す十疋の代百文百疋の代一貫文なり錢を何疋と云ふ事はれより始るとぞ

一錢一貫文を百疋といひ百文を十疋と云ふ事奇異雜談に云く（此の書は室町殿の時代江州佐々木殿の家臣中村豊前守が家にて記したる書なり）料足十疋廿疋といふいはれ犬追物の時河原者犬をはなつに百疋はなれば一貫とる五十疋はなれば五百文とるなり犬一疋は十錢にあたるゆゑに十錢を一疋といひ百文を十疋といへり是れ犬追物より出でたるとぞ云々

一鳥目幾疋と云ふ事前に記す如く或は高時入道犬を集めしより起るとも云ひ或は犬追物より始るとも云ふ按ずるに東鑑卷二十三延應二年庚子九月卅日庚寅の記文に云く御家人等中任官之輩不勤行役事依有其恐召

進用途之由今日有評定所謂左右衛門尉分人別百疋 左右兵衛尉分人別七十四 左右近衛將監分人別三十四 内舍人分人別廿四 等也不供奉行幸一等者爲每年役可進濟云々(此ノ文ハ鎌倉將軍御家人禁中ヨリ官位ヲ申シ受ケナカラ鎌倉ニ住居シテ禁中ノ御用ニ役ヲ勤メサルハ恐レアルニ依テ其ノ代ニ用途ヲ禁裏ヘ獻ルヘキ旨定メラレタル也其ノ官ニ依テ用途ノ多少本文ノ如シ用途ハ役義ヲ勤メサル代リ鳥目ヲ出ス役錢ナリ) 古は金子小判小粒等は無之用途と云ふは用脚と云ふに同じ鳥目の事なり此の時既に百匹三十四匹等の稱あり延應の年號は高時入道の代よりは七十年程以前なり是れを以て考ふれば鳥目幾疋と云ふ事は高時の犬の事より起りたるにはあらず夫以前よりいひ始めたる事なり奇異雜談の説犬追物より始ると云ふを正しとすべし

一古は物の代物にも進物にも鳥目ばかり用ひしなり大判小判小粒など、云ふ物古はなかりし故なり銀も今の丁銀はなかりしなり金は砂金とて金山より金をほり出だし白き石に取りつきてあるを石を打ちくだき水に入れゆりて砂をゆりすて、金ばかりをえり取りていまだ吹きたてすしてすなの如くなるを袋に入れて進物にしけるなり舊記に砂金何兩と云ふは秤の量目也大館書札秘傳抄に金子三十兩とあり書札條々等黄金五十兩銀百兩と在之子と付くる事如何候但不苦歎云々道照愚草に云く禁裏御進物の事一かどの時は御劔一腰砂金十兩共御目錄には調進勿論なり當時砂金まれなる間黄金にて納之御目錄には黄金と不致調進云々是等の舊記に黄金又金子など、あるは今の大判小判の事にあらず板金竿金などを切りて進物にするを云ふ何兩と云ふは秤の目なり板金と云ふは金を吹きたて、盆のごとく丸くして板の様にうすく打ちのばしたるを云ふなり蜷川記に云く板金ひろの事五枚十枚百枚と候へば折又は唐の盆などにする候て披露候又只一枚二枚も同前に候御前などにて包をわけ候事などはなく候但時宜により相變事可有之云々竿金と云ふは竹ながしとも云ふ金にても銀にても火にてどうして細き竹の筒へ流しこみ竿の如くしたるを入用程ツ、切りてつかひ進物などにもしたるなり古は砂金も黄金も常の進物にはなしまれの事なり常には鳥目はかり通用して進物も錢ばかりなり千疋萬疋など、折紙に書きて錢をば別に折紙に書きたるほど遣しけるなり今時のごとく折紙に小粒をほり付くる事はなかりしなり金銀通用などは天正年中の頃より出来しが武田信玄甲州にて通用せられし甲州判と云ふ金ありさしわたし五六分計り丸くうすくしたる物なり今もたま〜持傳へたる者あり

東照權現宮の御代慶長年中より佐渡の金山を初諸國に金山出来て金銀世に多くなり大判小判小粒の數も年々増長して天下の財寶とばしからの様に成りたるなり古は金銀少かりし故金銀を物の代物などに遣はし通用する事はなくたゞ鳥目計通用したる物なり

一大判小判小粒慶長元年より始まるなり是れを慶長金と云ふ丁銀も同時に始まる

一いにしへ四十六代孝謙天皇御代天平勝寶元年陸奥國より始めて金を進上す

一銀は四十代天武天皇御代白鳳三年三月對馬國より始めて銀を進上す

一いにしへは金は陸奥國小田と云ふ所より出でたり萬葉集に家持の歌に「大君の御代さかえんとあづまなるみちのく山にこかね花さく」とよめりこかね花さくとよめるは今も奥州にある金花山の事也庭訓往來に奥州金とあり此の頃は金銀は太刀かたな鍔其の外のかざりに用ひて物の代物に通用する事はなかりしなり

一段錢といふ事舊記にあり(段ノ字スミテヨムベシニゴリテハヨマズ) 尺素往來に就庭弱小名田被懸過分莫大之段錢天役事難澁之次第なりとあり義教公御元服記に御即位段錢の事とあり段は段町の段なり段も町も田の坪數なり上古には二十歩を一段とす(日本紀孝德天皇の紀に見えたり一步は一坪なり六尺五寸四方也) 後世

名田トハタ
田ト云フ事也
昔ノ詞ナリ天
御用ノ役也
トムル也

東鑑卷三十四
ニ云ク御殿大
幣會ノ用途事
毎田一一段可
進濟錢二百文
ル之由宣下セラ
季項日録永亨
九年九月十八
日當院册定院
領段錢免除之

は三百歩を一段とす一段といふ事を今は一反と云ふなり段錢といふは田一段に付きて錢何程とわり付けて取るを云ふなり今時の高割に同じ事なり親元日記（殿中日々記）に云く（蟠川新右衛門の日記なり）寛正六年八月の記に云く後小松院三十三年忌御佛事料禁裏御料所美濃國伊自良段錢事一段別拾足宛令支配之今月中可被願進之若有難澁緩急之族者堅可被處罪科之由所被仰下也仍執達如件

寛正六年八月三日

散位之種

伊勢守殿

下野守貞基

伊勢伊勢守貞親也

右一段別拾足トハ田壹反ニ付鳥目百文ツ、役錢ヲ出ダス也

一室町殿の日記に曰く（貞丈云ク此ノ室町日記ハ義晴公以後ノ日記也義晴公ノ末ヨリ義輝公時代秀吉ノ頃マテヲ記シタル書ナリ平カナノ書ナリ）

一中間衆の木綿三十五疋買取御役舟彦三に上せ申候可有御請取候さつま木めんは今ほど一疋に付壹匁六分七厘の賣買にて候是れもさつまにおとらぬ木めんにて候壹匁三分宛にて候間其御心得可有之候

一御局衆はした衆切米拾貳石うりはらひ可申由を仰越候此頃兵庫の賣買壹石に付六匁三分五厘の由すいたや新右衛門申候其御心得可有之候

十二月二日

林甚五郎

岡村忠右衛門殿

佐野權助殿

飯尾五左衛門殿

右は天文九年の事なり是れより凡百年程はさのみ其の價高下聞えざりしに寛永の頃の末には木綿一疋六百文位なり米もそれに随ひ高くなり元祿の頃米一石の代銀百目木綿一疋の代壹貫壹貳百文づ、なり今又七八拾匁の米價もそれより少し宛の高下あり如此わすかの時代おしうつりてかはり來れる事なり（右或書に見えたり是れを以て世のかはりめもおして可知）

一錢百文古は丁百なり近代九拾六文を百文とする也寛永年中寛永通寶を鑄られし頃より始まる歟（丁百はいくつにも細に分くる時ははした出來て細にわけられず九十六文の時はいくつにこまかにわけてつかふにもはした出來ずしてこまかにわけてつかふに宜敷ゆる九十六文を百と定めるなり）

一知行高百石を永拾貫文と古定めしなり此の永と云ふは永樂錢なり（永樂通寶の錢なり）永樂錢は大明の三代めの天子成祖皇帝の代永樂九年に鑄られたる錢なり日本後小松院御代應永十八年に常るなり將軍は義持公の代なり右の永樂錢日本に渡り來て専ら通用し後には日本にて永樂錢を鑄て通用しけるなり秀吉の代に至りても永樂錢を鑄たりしとぞ寛永通寶の錢は明正院御代寛永十三年に始めて鑄られたるなり（近き代迄上錢中錢下錢とて三段ありしとぞ上錢と云ふは上古より傳はる錢中錢といふは大明より渡りたる錢下錢とは此方にて鑄たる錢の事を云ふか儘ならず）

一なんりやうと云ふは銀の異名なり南銀と書くなりすぐれて性の善き銀の事なり（今の丁銀には非ず）源平盛衰記に（中宮の御産の條にあり十卷めにあり）砂金千兩南銀百御劔七振とあり又同書十四の卷に（三位入道入寺の條）宗盛の秘藏の白馬の名を南銀と名付けられしはあまりに白き故なりと云ふ事見えたり（白く光り有りて

銀に似たる故南鏡と名付く職人盡歌合の繪白かね細工の詞になんりやうのやうなるかねかなとあり又箔打の詞になんりやうにてうちいでわろきとあり(うちいでわろきとはなんりやうは性のよき銀にてかたきゆゑはくにもかたくてうちのばしかたきをいふなり)

一南廷又南庭と云ふ物東鑑の中所々に見えたり数は三十五など、有り按ずるに南は南鏡の畧語なるべし南鏡は銀の事なり延の字又庭の字は皆畧字にて本字は挺なるべし挺はつるとよむ字なり銀を挺の如くうちのべたる竿銀を南挺と云ふなるべし東鑑卷五唐錦十端唐綾絹羅等百十端南廷三十唐墨十同卷廿九に以三卷絹十疋南庭一被充布施物云々(同卷三十に同シ文アリ其ノ文ニハ卷絹十疋南庭一トアリ又卷卅一ニモ南廷見エタリ〇墨又蠟燭ナドノ類ヲ一挺二挺トイフモ其ノカタチホソクシテ挺ノ如クナルユエ一挺二挺トイフ也南廷ノ挺モ其ノ意ニテ挺ノ字ナルベシ挺ハ杖ナリ古ハ金銀ヲ錢ト同シク通用スル事ハナシ金モ銀モ板ノ如クコシラヘテ板ガチト云フ又竿ノゴトクシテ竿カチト云フ是レヲ進物ナドニモスル物也ソノ板カチサホカチヲ切りテ武器其ノ外道具ノカザリナドニモ用ヒシ也古書ニ金五十兩ナド、有ルハ秤目也今ノ如ク小判五十兩ノ事ニハアラズ)

鷹類之部

一鷹をつかふ事は武家の故實にあらず公家より出でたる事なり武家は鷹の事知らずといひたればとて恥にはあらざる由舊記にみえたり書札雜々聞書に云く惣別鷹の道は無案内と申候ても武士は人により候て不苦奏者等なごにて鷹を渡し候事有之候共鷹居(鷹匠の事)めしよせ候はんと申しても又架につながれ候へと申してもくしからず候由鷹は公家の物にて候但當時無案内と可申事未練の至なり云々禁裏の御鷹をば古は持明院殿のあづ

かり申されしとなり今も公家に持明院殿と云ふ家あり定めて鷹の故實を其の家につけ傳へられしなるべし一すべては鷹男鳥小さくして女鳥は大なる物なり鷹の品々如左

- 一兄鷹は男なり弟鷹は兄鷹の女なり男鳥は小き故小といふ女鳥は大なる故おはたかともたいたかとも云ふ
- 一白鷹は日本にはなし朝鮮國より渡る鶴雁等を取るなり
- 一兒鷹ははいたかの男なり鶴はこのりの女なり歌にはしたかどよめるははいたかの事なり
- 一雀賊はつみの男なり雀鶴はるつさいの女なり大サひよ鳥ほど有りるつさいは力よわし鳥とらずつみは小鳥を取る又たいたさをとるなり

- 一さしはは小雀なり大サはと程有り諸鷹の餌がりをするなり小鳥を取るなりうづらをも取るなり
- 一がつさいも小雀なり
- 一兒隼はつみに同じ大サなり鳥とらず
- 一兒鷹以下を小鷹と云ふなり
- 一若鷹野にてそだちたるを云ふ黄鷹とも新鷹とも云ふ
- 一片がへりとは二年経たるを云ふ撫鷹とも云ふ
- 一諸がへりとは三年経たるを云ふ青鷹ともいふ
- 一諸片かへりとは四年経たるをいふ
- 一鳥屋と云ふは四年の秋より十年廿年も鳥屋鷹と云ふなり
- 一網懸とは今年生れたるを七月より冬の日に至るまでに取りたる若鷹の事なりいまだ鳥屋ぬせ内に取りたるな

- 一鳥屋は壹年二トヤハ貳年なり
- 一巢まはり云ふは今年生れたるを七月半までに取りたるを云ふ七月末ならばあかけと云ふなり
- 一山がへりと云ふは山にて一とやも二とやもしたるを云ふ
- 一野されとは三月より内に取りたる若鷹を云ふ山にて鳥屋したるは野心つきてつかひにくまとなり
- 一巢鷹とは巢の内よりおろしてひなの時(ひなと云ふは鳥の子なり)よりかひ立てたるを云ふ
- 一小山がへりとはあかけの鷹の正月十五日より内に打落したるを云ふ
- 一さは姫がへりとはあかけの鷹正月廿日已後に打落したるをいふ
- 一鳥屋とは夏の末より羽ぬけ落ちて冬に至りて生へと、のふを云ふ
- 一角鷹と書きてくまたかとよむなり矢の羽に鷹の羽と云ふはくまたかの羽の事なりたゞの鷹の羽は矢の羽には不用なり
- 一鷹の鞭はふちと云ひ馬の鞭はむちと云ふといふ説ありあやまりなり馬具の部に記す見合はすべし鷹の鞭は本名鷹なぶりと云ふなり
- 一鷹飼(鷹匠ノ)の詞に山の物と云ふは雉子山鳥うさぎなどの事なり田の物と云ふは雁鴨鶴などの類を云ふなり
- 一をき繩と云ふは鷹をなつける繩なり水繩と云ふは水をあひせる繩なりへをと云ふは鷹をつかふ繩なり大緒は鷹をつなぐ繩なり

あら鷹を遠くやるまじき繩なり

夫木抄奇案
源仲正つれも
なき人の心を
みりしはにこ
つけれのきい
なつてしす

この歌謡續和
命の鷹百首に
見えたり

- 一鷹かりの時鷹の取りたる鳥を木の枝に付くる事有り其の枝は何の木にてもあれ鳥柴といふなり梅櫻などの枝は花ひらきたるには付けすつぼみたる枝又は花ちりたる枝に付くるなり其の子細は鷹に追れて鳥立ちさはぎて花ちりたる心なりつぼみはたやすくちらぬ物なれどつぼみたるとちりたる枝に付くなり是れ鷹飼の家の故實なりとぞ伊勢物語に梅のつくり枝にきじを付けたる事有り夫木抄に紅梅の枝にきじを付けたる事有り是等は時のはふれにしたる事なれば故實にか、はらぬなり(鳥を枝に付くる事はれより末三頁目にもあり)
- 一唐土にては鷹を右の手にすうるなり南宋書に右臂鷹左牽狗とあり又古歌にはし鷹の見よりた、ささかはるらしもろこし人は右にすゑけり
- 一公家にては鷹を左にすゑらる、なり武家に替る事なし江家次第に云く左手居鷹右執三付雉枝と云々或説に公家には右に鷹をすゑらる、と云ふは誤なり
- 一鷹の取りたる鳥をつゝら藤にても繩にてもく、るをば山緒かくると云ふなり山の物と田の物とかけ様かはるなり(山の物田のもの、事前に記す)田の物なればとて田緒とはいはぬなり山緒と云ふべし其のいはれは鷹は山の物を取らする事本式なりされば鷹の鳥といふは雉子の事なりされば田の物なりとも山緒といふ事本儀なり田緒といふ事はなき名目なり
- 一鷹の家兩家あり政頼流諏訪流なり政頼流の元祖は唐崎大納言政頼なり諏訪流の元祖は福津神平なり古は天子の御鷹をば持明院殿あづかり給ひしとなり今も鷹の故實その家に傳へらる、なるべし
- 一鷹の鳥と云ふは雉子の事なり其の外は鷹のうつら鷹のひばり鷹の鶴など、其の鳥の名を云ふなり(上古日本へ鷹の渡りし時は専雉子をとらせし故の事なり)

一鷹の鳥のかいくちと云ふは鳥を鷹の取りたる時その鳥のむねを小刀にてさきてきもを取出して鷹の餌に飼ふなり其の小刀にてさきたる口をかひくちと云ふ人に違すにもかひくちを人の方へむけて出すなりかひくち賞翫なりかひくちとは鳥のほろ毛を取りてそれにて縫ひて置くなり

一鳥のほろ毛と云ふは鳥のわきの下の羽なり

一たかたぬきと云ふは鷹匠の籠手の事なりたぬきは手貫なり鷹鞆と書きてたかたぬきとよむなり鞆はこてと云ふ字也鷹の聞書に云く鷹たぬき長サ四寸八分但身によるべしへりひろさ四分裏に二寸計皮を返したるべし云々一鷹の餌袋の（餌袋といへども袋にあらず竹籠なりふこの事なり）緒の結びやうにうさぎ頭鳥のくびと云ふ結び様ありうさぎかしらと云ふは緒の端ニツ出づるなり鳥の首と云ふはわなにするなり一方には鳥の首を付くるなり結び様は鷹匠の知る事尋習ふべし此の結び様包結記に記し置くなり其の繪圖を見て知るべし（光大曰く包結記に記し有之鳥の首兎頭の結びやう并に餌袋の圖等次に補入す）

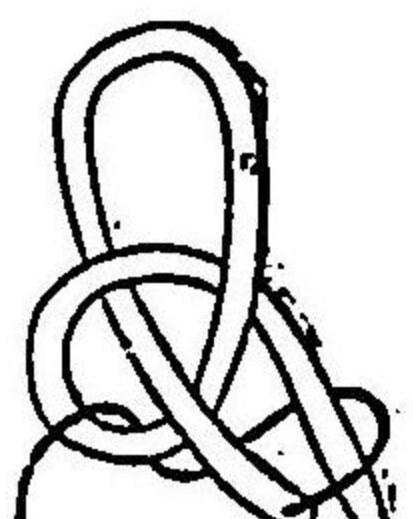
一鷹の餌袋寸法などは無之物なるべし清少納言枕草紙に云くおほきにてよきもの法師くだもの、家、餌袋、す

○鳥のくび結びやう



裏表無之同じ事なり

此の方を餌袋に付くる

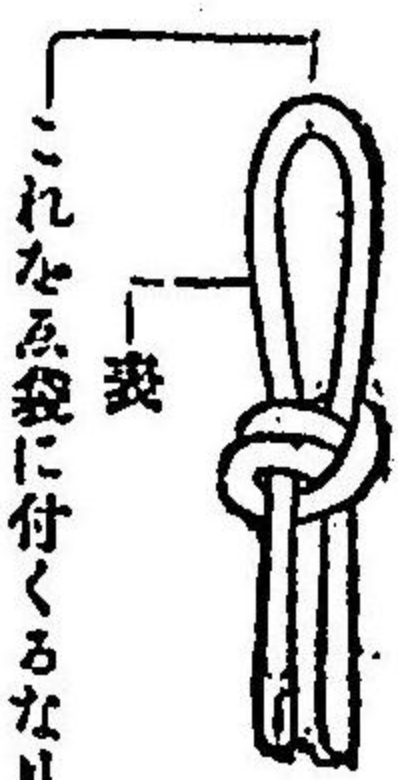


結びたる形は諸結男結なまじり同しけれどもしめたは替るなり

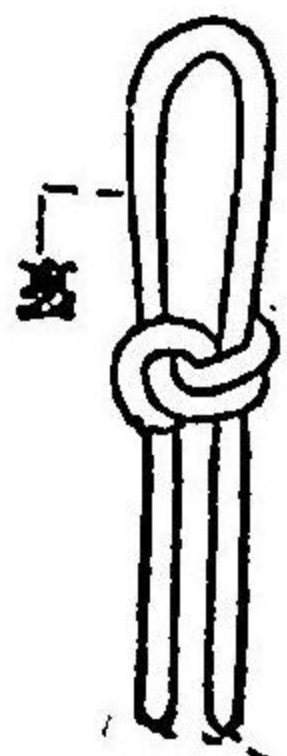
此の黒引の如く引通ししむるなり

りのすみ、とあり（餌袋をるふごとも云ふ餌袋といへばとて絹又は革などにて縫ひたる物にあらず竹にて組みたる籠なり形つばの如し）

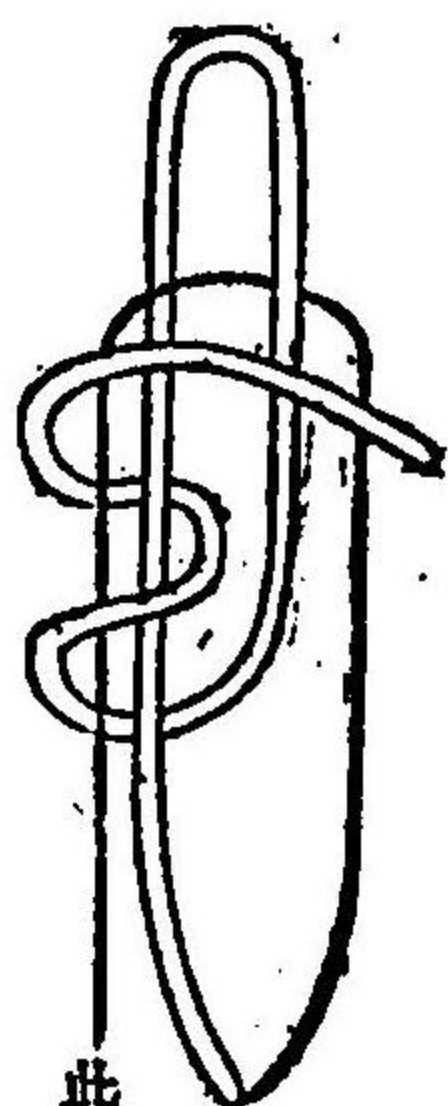
○うさぎかしら結びやう



これなる袋に付くるなり



裏



此の黒引の如く通し引きしむる

一鷹は一羽二羽とはいはず一連二連と云ふ鷹の犬は一疋二疋とはいはず一牙二牙と云ふなり

一禁野と云ふは河内國交野に禁野と云ふ所あり天子の御狩の地也よ

のつねの殺生を禁断せらる、故禁野と云ふなり古惟高親王此の所に

狩し給ひて金色の三足の雉子を得給ふそれよりして禁野となる今はその里をすべて禁野といふなり

一鷹のみよりた、ささと云ふ事みよるとは鷹の右なりた、ささは鷹の左なりみよりは鷹を左の手にするて我身の方へ寄りたる方なる故身寄りと云ふた、ささはたなさと云ふ手のささと云ふ事なり鷹するたる左の手ささと云ふ事なり手の字タともテともよむなりノといふ音はナにもタにも通する故たなさとともた、ささととも云ふ

一こかねめ鳥と云ふは春の雉子の女鳥を云ふ（古歌にこかねのさすともゆる飲食部に有り）

一鳥を柴に付くる事源氏物語行幸の巻に藏人の左衛門の尉を御使にてきじ一杖たてまつらせ給ふ云々河海抄に云く付鳥枝の事柴高七尺五寸普通の柏木より葉せばく圓くして表裏に毛おひたり是れを鳥付柴と云ふ一説に云くたもんしばといふ物なり年内は立枝をへだて、雄を左にあげてつけ雌をさげて付之春は雌をあげてつく春は雌を賞する故なり（付け様あり口傳あり）

見ユ一筋也ト

一うつばをば一ツニツと云ふべし一は二とは不云
一藝目一腰と云ふは四ツの事なり犬追物の時の事なり常に云ふべからず一束とは廿の事なり廿一以上は廿二廿三など、いふ又異説に一束とは四十の事なり一把とは廿一の事なり是れ仁田右馬助の説なり射手方聞書に見えたり此の説用ひがたし

一矢二すぢを一手と云ふ事は的矢にかぎりたる事なり外の矢をば一手二手とはいふまじきなり一ツニツ一すぢ二すぢと云ふべし但一手四目一手神頭など、は一手こしらへたるなれば一手といふべし

一物の數の云ひ様武雜書札道照愚草に品々あり略之

一保侶衣をば一領二領と云ふ保侶衣一千領と三代實錄に有り

一卷數をば一枝二枝と云ふなり(卷數は祈禱の札なり木の枝に付くるなり)又一朶トモとも云ふなり

一御萩をば一合二合と云ふなり(すべて箱に入れたる物は一合二合といふなり)右兩條伊勢守書札案に見えたり(大永五年の古案文なり)

一鳥の數をひと羽ふた羽と云ふ事鶴の羽に限りたる事なり外の鳥にいふべからずと云ふ説あり(外の鳥はいちはにはといふなり)

一銚子をば一えだ二枝と云ひさげをば一口二口と云ふべし又銚子をも一口二口ともいふべし

一小袖一重と云ふ事小袖の部にしるす

一屏風をかた／＼を一ひらと云ひ(源氏あづまやにあり)又一隻と云ふ(一よろひとは一雙なり)

一るばしは一頭と云ふ也人唐記に一頭と有り一頂とも書くべし

一箆をば一こし二腰と云ふ保元物語に見えたり

一墨又は蠟燭の類を一挺二挺と云ふ事は挺の字はつえとよむ字なり墨もらふそくも杖のごとく細長き物ゆゑ一挺二挺と云ふなり何にてもほそ長き物を一挺二挺と云ふは皆同じ心なり一丁二丁と書くは挺の字むづかしきゆゑ略して挺の字の代りに丁の字を假りに用ふるなり

一輿などを一丁二丁と云ふは丁の字あたることよむ字にて一人あて二人あてと云ふ心なり一人まへ二人まへと云ふに同じ

一布絹などの類一疋を一匹とも書くなり一むら二むらともいふなり宇治拾遺物語(卷七)布一むらとありいで、これあの男にとらせよ(中略)此の布一むらとらせれば男おもはずなる所得したりと思ひて云々日本紀に(孝德天皇大化二年紀)田一町絹一丈四尺成疋云々此の疋の字ムラとよむなり

一綿幾屯と云ふ屯の字あつむると云ふ心なり軍陣の人數を屯すると云ふも人數を集むるを云ふなり綿一屯の時はひともちと讀むなり倭名抄に唐令云綿六兩爲一屯屯聚也俗一屯讀疋度毛遲ヒトモチ

一晝夜の時の數を打つ事晝六時夜六時なり子の時を第一とし丑の時を第二とし寅の時を第三とし卯の時を第四とし辰の時を第五とし巳の時を第六とす是れ陽の時なり午の時を第一とし未の時を第二とし申の時を第三とし酉の時を第四とし戌の時を第五とし亥の時を第六とす是れ陰の時なり時の數を打つには一時を十の數に定めて第一の時をば一をうたすして残り九つを打つなり(子時午時)第二の時をば二をば打たづして残り八つを打つなり(丑の時未の時)第三の時をば三つを打たすして残り七つ打つ也(寅時申時)第五の時をば五を打たすして残り五つをうつつなり(辰時戌時)第六の時をば六をうたすして残り四つをうつつなり皆是れ第一第二の次第の

敷を打たす其の残りの敷をうつと心得べし

一屏風一よろひとは一雙の事なり(一ひらとはかたゝの事なり)手箱一よろひ(榮花物語にあり)みつし二よろひ(源氏物語)皆一對(二つなり)の事なり日本紀に一具の字を一よろひとよませたり物の具足したるをよろひと云ふなり鏡をよろひと云ふも小道具までそろひ具したる心なり

言語之部

言語の主意を知らざれば書をよめとも心得がたき事ある故記之なり

一何がし殿といふ殿は宮殿の殿にて屋形の事なり一つの屋形をかまへたる人體なる故うやまひて何がし殿を云ふなりたとへば太神宮八幡宮などの宮の字の心也海人藻芥に云く於内裏殿と申すは執柄家之外不可有之關白殿御意承候共攝政殿何事ヲ申サル、共於御前申スニ諸人無異儀也親王ヲ於御前何殿トハ不申也一何がし様の様上古にはなき事なり京都將軍時代に公方様等持院殿様など、云は中頃よりの事なるべしされども平人に様を付けたる事は舊記に見えず書札の舊記にも皆殿ばかりにて様の沙汰なし道照愚草に云く何殿様の様の字の事正得はあるまじき事なり但事により書く事も有之様の字賞翫のやうには候へども正得なき事なり能く可被加分別云々用害記に云く當方御狀に先御代を何院殿様と候はで等持院殿とばかり在之事勿論なり右筆方此の分也私に云く去る人申候し當御代の御親御所をば様と書申事も又可在之歟云々如何なに院殿と殿もんし書申事一段どうやまひ申儀なり云々貞丈按するに舊記には公方様とあり又私様とあり上さま下さまと云ふ事も有り是れは直に公方とばかり云ひてはさしつけて憚なる故公方様といふなり公方むきと云ふ心なり私様は私むき上さまは上むき下さまは下むきと云ふ心なり太平記廿七左兵衛督欲誅師直一條に執事様々の引出物して猶も殿中様の事内々承候へとて齊藤飯原を歸しけり云々殿中様とは殿中向といふ事なり

つれづれ草ニ
女房ト云フニ
前向ト云フニ
同シ御前ナリ
永享九年將軍
義教公御代
頼朝氏ノ御代
七ツ宮士見テ
トテ河ノ下ニ
向テテ河ノ下
飛鳥井ノ世
紀行ヲテ文ニ
公方様ノ御代
此ノ頃既ニ様
ノ字ヲ用ヒタ
リ

一何寺何院何軒何庵何齋などと云ふ寺院軒庵齋などと皆何殿の殿と同意なる故是等には殿文字付けざる事上古の法なり京都將軍時代にも中頃より殿文字を付けてよびしなるべし舊記に善法寺殿聖護院殿三室院殿實相院殿など、あり本式は殿文字あるまじき事なり

一昔は祝儀の事には病氣と云ふ事を憚りて病氣といはずして歡樂といひけるなり昔は禮儀を專としける故かやうの詞までも遠慮したるなり又祝儀ならでも殿中などにも歡樂といひし趣舊記に見ゆるなり殿中申次記に云く依歡樂不参の時者兼日以請文狀可被申之云々殿中日々記に云く(寛正六年正月十四日之條)殿中御一献(如例檢校數置伺候)入夜松御庭松唯能之昨夜被觸申御方々御伺候其外管頭始御伺候并御供衆如例年御伺候但一色式部少輔殿細川右馬頭殿此御兩所無其儀依歡樂歟云々歡樂と書きてよろこびたのしむとよむなり病と云ふ事を忌みて歡樂といふ事をありのみと云ふに同じ心なり其のうらを云ふなり(梨子ハ無シト云フ心ニタイムナリ)

一貝合せといふはよろしからぬ詞歟貝おほひといふべし又貝おひとも云ふべし婚入記におひ貝おけあり貝おほひと云ふ事はつれづれ草源平盛衰記明月記等にも見えたり又西行法師の歌に今ぞしるふたみのうらのはまぐりを貝おはせとておほふなりけるとあればかひあはせともいふべき事なれども歌合香合繪合根合などの合に紛る、故貝おほひといふをよしとす

一貴人の食物をおあがり御膳前など、今人のいふは賤しき詞なりいにしへは供御といひけるなり今も公家方には供御と申さる、由なり

一忝といふ詞を今時は貴人に對してはありがたしと云ふ事古はなき事なり古は公方様へも忝と申したるなり武

應永記に大音
揚下無双の
名將大内左
大夫義弘入
そわれ思は
んものもは
様取りて御
けよ名乗か
けは御所け
さば義所様
さして云ふ
り

天子ノ仰テ書

キタル文ヲ宣旨ト云フ頼政御官旨ノ御請カニ添テ東鑑所々ニ見エタリ是レ古風也

古記ニ荷用トアリ宮仕ノ事也

雜書札籍に就何之儀被成下御内書候謹頂戴先以忝奉存候又云去月廿八日御教書今月三日至來畏頂戴仕候尤以忝奉存候など、云ふ文言あり御内書も御教書も公方様の御直書なりそれを頂戴して忝といふなり難有といふ詞は近代のならはしにて貴人へ對して云ふなり忝と云ふ詞はかたしとする氣もなしと云ふ事なりたへば賤き者は貴人へ御目にかゝる事はなり難き事なるにめし出されて御目にかゝり難しとするげもなく御目にかゝりしとて悦ぶ心なり又得がたき物をも得がたしとするげもなく得たるとて悦ぶ心なり難し氣なきと云ふ儀なり一かしこまると云ふはおそろ、事なり貴人主人の威勢をおそろ、心なり畏の字をかしこまるともおそろ、ともよむなり畏入候など、云ふ文言古き狀にあるも此の心なり今時ひざまづく事をかしこまると云ふも貴人をおそれつゝ、しみて座する心なり心得たるといふ事をもかしこまるといふ是れも貴人の仰をおそれ謹みて心得承知するを云ふなり今世ひさを折りて正しく座するをかしこまるといふはかしこまり坐すると云ふ心なり貴人をうやまひおそれて座するなり正座の事をかしこまるとおもふは非なり

一いにしへはどのゐといひしを今はとまり番と云ふとのゐとは宿直と書くなり今も公家方にはどのゐと仰せらるゝなり
一當番日をば上日と云ひ又直日とも云ふ當番日とは賤しき詞なり
一御かよひといひ又御かよふと云ふは御宮仕の事なり御手長と云ふも御宮仕の事と心得たる人あり御手長とは御膳を御次の間迄持行き御宮仕の人にわたすを御手長と云ふ
一公家方には酒を九こん餅をかちん味噌をむし鹽をしる物などすべて食物に異名を付けてめさるゝ、由惠命院僧正の(京都將軍時代の人)書置かれし海人藻芥と云ふ書に見えたり其の頃將軍家の女房衆もそれを學びて異名を申されしなり其の異名は上臈名之記に見えたり

又伯仲叔季ト云フ事アリ伯ハ惣領ナリ仲ハ二男ナリ叔ハ三男ナリ季ハ四男ナリ父ト云フ事トモ此ノ事トモ也父ト云フ事トモ此ノ事トモ也父ト云フ事トモ此ノ事トモ也父ト云フ事トモ此ノ事トモ也父ト云フ事トモ此ノ事トモ也

一弓射ると申すか能く候弓を射るとをの字添へては不申候云々の出張記に見えたり
一今時人の兄をあにきといひ伯父ををぢきなど云ふ事あにきみをぢきといふ事をみの字を畧して云ふなり古は兄君伯父君など、いひしなり
一あにごあねごおぢごおばごなどのごは御の字なりうやまひて御と云ふなり御は御前を略したるなりあに御前あね御前と云ふ心なり一説にあにごなどのごは公の字なりといふはあやまりなり父御前母御前あね御前姫御前など、いふ詞昔よりあり
一父の事を昔の人はおやじや人又おやじやものと云ひ母の事を母じや人といひ兄の事を兄じや人など、いひしなり今の世の人父の事をおやじと云ふはおやじや人の云ふ事を略しておやじと云ふなり
一をぢの事を伯父叔父といひをばの事を伯母叔母と書く事伯はあにとよむ叔はおと、よむなりされば父の兄は伯父なり父の弟は叔父なり父のあねは伯母なり父のいもとは叔母なり母の兄弟も右に同じ近世文旨なる人伯叔のわけをしらずして父方のをぢをばを伯父伯母と覺え母方のをぢをばを叔父叔母と覺えたる人ありあやまりなり
一難ニ合期^{カウキ}又不ニ合期^{カウキ}など、舊記にあるは問にあはぬといふことなり
一物窓と舊記にあるは物騒なりものさわがしきと云ふ事なり
一仕合悪敷候と舊記にあるはちやうど能きぐわいに物をしあはする事のならぬを云ふなり不幸の心にてはなし
一難有候と舊記にあるは是れは如此事は多くはあるまいといふ事なり忝と云ふ事にあらずある事の難きを云ふ

なり

一無_ニ勿體_一と舊記にあるは無_ニ物體_一なり今時の詞にたいもないと云ふに同じ心なりおそれは、かる心にはあらず無_ニ正體_一と云ふも同じ意なり

一比興_{と云ふ事舊記にあり}蛭川記には非興とあり非の字を用ふるをよしとす非興とはけふもなきといふ事なりけふがさめるなど、云ふ心なり臆病といふ心にはあらず(比興と書くは別ける事なり詩歌にあり)

一尋常といふ詞日記にはいくらも有り尋常と書きてよのつねとよむなり何事をするにも異風ならずあるべきかりにて人のめにもた、すいひふんなきを尋常と云ふなり道具類にても何物にても常式の通りなる形にてかはる體もなきを尋常と云ふなり今時は人の食事などをすくなく食ふ事などを尋常といひ道具類などもほそくちいさきを尋常といふはあやまりなり庭訓往來尋常の射手と云ふ事有り是れもよのつね十人なみの射手と云ふ事なり下手にて的にあたる矢なきは尋常にあらざるなり

一人のもとへ行きてものもうと云ふは物申さうと云ふ事なり扱内よりどうれいと云ひて出づるはざれより御出候ぞといふ事なりこれらは人も知りて珍らしからぬ事なれども古よりの風俗の傳はりたる事なりかやうの事も心つかざれば不審にある物なる間記之今の人の知りたる事も後には知らぬ様になるなり

一故實と云ふ詞は唐土の書より出でたる事なり史記魯世家註云く故實故事之是者云々此の心は故實といふはふるき事_{のよき事}を云ふ心なりと云ふ心なり又文選四十六の註に云く故實先王之道也云々此の心は故實といふはむかしの天子禹湯王文王などの定め置かれし事をいふと云ふ心なり日本にていは、公家方にては昔神武天皇以來定め置かれし事を故實と云ひ武家にては頼朝卿以來京都將軍などの定め置かれし事を故實と云ふなりむかしの法式の事を故實と心得べし

式の眉なさを
得て四季に
りて作る趣
ふはあやまり
なり式的的を
得るの的を
やまりなり

一祝着といふ詞の事書札の部にしるす

一祿なき人を無足といふ詞近世の詞にあらず昔よりあり鎌倉年中行事正月十七日御的の條に無足の人射手人数に參る時は以_ニ御合力_一勤_之とあり又明應二年諏訪左近大夫貞説事格別難_ニ致_一奉公_ニ無足_一之條觀侯者加_ニ扶持_一云々昔知行を宛行ふ時に何其文と云ひて給はる故宛行なき人を無足といふ料足なきと云ふ意なり

一くわしよくと云ふ詞舊記にあり花飾と書きて今時の詞に結構といふに同じ過職と書きたる本もあれどもあやまりなり

一合點といふ事書札の部にしるす

一式正といふ事舊記にあり是れは規式を正す時の事なり又式と計いふも同意なり式正の時式正の儀式の立文式の大的式の眉など、云ふ類皆同意なり本式と云ふ心也

一頓て又聽_{と云ふ}詞舊記にいくらもありやがてと云ふは直にと云ふに同じ程久しき事を云ふにはあらず(間もなく早さを云ふ)古書にとみと云ふ詞有り頓の字なりやがてと云ふに同じ詞なり

一まぢをこぶしに引きかくると云ふ詞弓矢の部に記す

一ふくさと云ふ詞古はなき詞なり今はふくさと云ふ事多しふくさ小袖(のしめに對して云ふ)ふくさ料理(七五三の膳部などに對して云ふ)ふくさ吸物(鯉のあつ物に對して云ふ)ふくさ帯(さげ帯に對して云ふ)ふくさみそ(みそをすらぬを云ふなりすりたるみそに對して云ふ)ふくさ物(包絹の事を云ふ昔はきぬに包むなど、云ひ又ひらつ、みなど、云ひしなりふくさ物と云ふもおりの、袋などに對して云ふ詞なりふくさと計も云

めれと云ふ事こさんなれと同意なりたどへばか、る事こさんなれとはかやうの事こあるなれと云ふ事なりこの字にこりて讀むはあし、

一あんなれ又あなれと云ふ詞舊記に有りあるなれと云ふ事なり

一おほとなふらと云ふは燈臺の事なり大殿油と云ふ事なり御殿のともし火と云ふ事なり

一料理と云ふ詞今は食物を調へこしらふる事を云ふむかしは食物はかりに限らず何にてもとりはからふ事を料理すると云なり料の字ははからふと訓むなり理はをさむると訓むなり何事にても取りはからひ取りをさむるは皆料理と云ふなり食物を調ふるも食物を取りはからひと、のへをさむるゆる食物を料理すると云ふなり食物にかざりて料理と云ふにはあらざるなり

一狗惜クシヤクと云ふ詞古書にありか、へをしむとよむ字なりか、へをしむ事を云ふなりしかみつきをしむなり

一抑留と云ふ詞古書にあり物をおさへと、め置し事なり

一古書に「なしそ」ないひそなど、有る詞はなしそはさやうにするなど云ふ事なりないひそはいふなと云ふ事なりなは勿の字也する事なかれいふ事なかれと云ふ事なりその字はすみていふべしにこりていふはわろし

一わびごと、古き書にあるはなげく事なり任ヤク係と書きてわびるとよむなり任係は志をうしなふ貌と字書に見えたり

一被ニ申次と云ふ事を申御次候といひ被打出といふ事を打御出候といひ被悦申といふ事を悦び御申候など、云ふ事室町殿時代の詞なり詞も時代々々の風儀あり

一支證とは證據の事なり昔の詞なり

一叙用とは承引する事なり人の詞を聞用ふるなり昔の詞なり

一臨時の處分とは其の時に相應に取計らふを云ふなり

一荷用とはかよひの事なり宮仕配膳などの事なり

一参賀とは参上と云ふに同じ祝儀に限らず昔の詞なり

一ざれごと、はたはふれ事なりいやしき詞にしやれ事と云ふに同じざればみたるなど、云ふ詞源氏物語其の外古書にあり

一そばへたる小舎人と云ふ事枕草紙にありそばへるといふはざればこりたるを云ふなりと抄物に見えたり(馬などのそばへると云ふも同じ詞なり)

一團の事を古書に孔子と書きたるもあり又定家卿の明月記にも有り又室町記にも有り團と書きたる所も有り(室町記にあり)孔子とあるを團の事と心得ざれば其の書をよみても心得ず不審あるべければ是れを記し置く也
一白状と云ふ事書札の部に記す

一陳じ申すと云ふ事陳の字はのぶるとよむ字なり何事にても心におもふ事を口にいひのぶるは陳するなり今時は悪事を隠して能きやうにいひまぎらかす事ばかりを陳すると云ふは非なり悪事をいひ紛らかすに限らぬ事なり

一あやまると云ふはあやまちあるを云ふなり今時は我悪事を悔みて赦免を請ふをあやまると云ふは非なり
一何とすべい行くべいなご、云ふべいの詞は源氏物語枕草紙其の外古書にあり今も田舎にはべいと云ふ詞あり
べいはべきなり可の字なりキとイ五音通ずる故べきと云ふ事をべいと云ふ也江戸の人々田舎者のべいと云ふ詞

源氏物語花の巻の巻にいとおしうもあるへいのな又み

をつくしの巻
に命をなれん
ひいたかたの巻
はあまたなくも
あんなに巻にき
行幸の巻にき
しきなきり又
へいかきり又
同巻にけはい
物さのみな云々

を笑ふは非なり

一 おしやるといふは仰あるの略語なりおもしろやるといふは御申しあるの略語なりきやあると云ふは御意あるの略語なり皆古風の詞なり今も田舎にはかやうの詞残りたり
一 いたづらと云ふは用もなきむだ事を云ふなり今は悪事をする事をいたづらと云は非なり徒の字イタヅラとよむなり

一 けうかると云ふ詞古の書にあり興があるの略語なり

一 冥加なき又おほけなきなど、云ふ詞のなきと云ふは無の心にてはあらず冥加なる大なるオホキと云ふ事なり(ルとリ五音通すリとキ五韻通す轉語なり)

一 まかると云ふはしりぞく事なり罷の字なり草字にては拜と書くなり(罷ノ字シリゾクマカルヤトよむ)罷歸罷退罷出など、云ふは皆々其の所を退くなり古き書に大和へまかりける何がしの許へまかりけるなど、云ふは我家を退きて行く心なりいとまごひをまかり申しとも云ふ其の所を退くべき由を申す儀なり

一 古は夜廻りする番人火あやし／＼といひてありきし也(源氏物語夕かほの巻其の外古き書にあり)ひあやしは火危也今江戸にて火の用心くといひてありくに同じ詞なり

一 面目といふ事を古書にはめいぼくと書きたるもあり

一 我子を愚息といひせがれといふ事人品之部に記す

一 我妻を御前とよぶ事人品の部に記す

一 元興寺いふは小兒をおどす詞なり京都などにての詞なり江戸にてもうんじといふに同じ古元興寺と云ふ寺

にはげ物ありし故の事とぞ(元興寺に鬼すみし事水鑑に見えたり)

一 侍るといふ詞は候と云ふと同じ詞なり(歌書などにある詞なり)

一 見參と云ふは人の前へ参りて對面する事なり又物を人に見する事をも見參に入ると云ふ古の詞なり(げざんとも云ふ同じ事なり)

一 經營といふ事を古書にはけいめいと書きたり(源氏物語つれ／＼草の類に見えたり)經營とは事をいとなむ事なり(いとなむは事を取りと、のふるなり)

一 さんざふらふと云ふ詞は左候なりさやうにて候と云ふ詞なり

一 如法と云ふは尋常と云ふに同じ別に替りたる事もなきを云ふ無法に對して如法と云ふなり無法は法にそむきたるなり

一 慮外と云ふはおもんはかりのほかと讀みて思ひの外といふ詞なり今江戸にて無禮の事を慮外といふは非なり

一 無心と云ふは文字の通りこゝろなきなり無心の所望など、云ふは遠慮もなく人の物を所望するを云ふなり今時人の物をこひ望むを無心をいふと云ふは無心の所望と云ふを略したる詞なり

一 計會と云ふ詞古書にあり計會と書きてはからひあはするとよむなり何事にても兩品の事彼れと是れといひ合せたる如く一度におちあひたるを云ふなり

一 おのれともおのとも云ふは我身の事なり今江戸の詞にうぬと云ふはおのと云ふ詞のあやまりなりうぬれと云ふも同じ

一 ふるまひと云ふは振舞とも舉動とも書くなり人の身のふりまはしを云ふなり然るに客人などに食物を食はず

和漢類集の
誰計今日不知
水計時來春
居易時來春
風易時來春
トクタル水
云フ一水
來るは誰計に
風にて一時に
するやうにし

たる可知らず
と云ふ意なり

るをふるまひと云ふはあやまりなりそれはもてなしともあるじもふけども云ひ又もふけども云ふ響應の二字なり但響應をふるまひと云ふは馳走すると云ふ心歎馳走の二字はせはしるとよみて亭主かけはしりて客のもてなしをする故ふるまひとも云ふ歎古書には響應をふるまひとはいはぬなり響應の二字あるじとばかりもよむなり源氏物語にも見えたり

一候すると云ふも侍ると云ふに同じ貴人の御前に居る事を云ふ又何々の役に候すると云ふも其の役を貴人の爲に勤むるを云ふなり

一人に物を進ずる事をおませると云ふは御參らせると云ふ略語なり

一御しやる又おりやるなど、云ふ御座あるの轉語なり
一御ざりますいたしますなど、云ふますは申すの略語なり壬生忠見の家集に詞書にある人のひた、れをえさせんぞあなるうらななんうしなひたるとます云々此のますも申すなり今も薩摩國の人はこざり申すいたしまうすなど、云ふなり

一ありがたしと云ふは又とあるまいと云ふ事なり添と云ふ事に非ず
一びんなしと云ふは無便と書きて便宜にあしき事を云ふなり

一わぬしは我主なりわこせは我御前なり何れも人の身をさして云ふ詞なり又わぐれと云ふわこせの轉語なり
一はんべると云ふはさぶらふと云ふに同じ侍ハシムシヤラフ候

一旺弱といふ詞舊記に見えたり旺弱の字本字は倍如此也チイサシともヤマヒトともよむ字なり弱はヨワシとよむ字なり病人などの如くよわきを云ふなり旺弱の官人又旺弱の訴訟人など、いふは皆其の威勢もなくよわきと云ふ事なり(つれ／＼草東鑑等に見えたり)

一しつらいと云ふは失禮の二字なり無禮の事なり又病氣の事をしつらいと云ふは失例の二字なり不例と云ふも同じ事なり又座敷の取りつくりひなごをしつらいと云ふはしつくりひの略語なり(三好亭御成記に御座敷失禮奉行と有るはしつくりひ奉行なり失禮の字を用ひたるは誤なり)公家にては御殿のしつくりひする事を御殿の装束と云ふ

一愚なる人を馬鹿者といふ事近年のはやり詞には非ずふるき詞なり太平記の卷十六に(本間孫四郎遠矢の條)云くいかなる馬鹿ものにてか有りけん云々

一ゆめ／＼と詞に努力の二字を用ふ努とは力をつよく張りていけすむ事なり(りきむ事を云ふ)此の字心にては力を入れて心をゆるさぬ事なり努力の二字をつとめてとも云ふ是れ又心を用ひてたるみなきなり和歌などにはゆめと計もよむなり

一つら／＼と云ふ詞は熟の字を書くなり儻の字を用ふるは誤也未熟になく念を入るをつら／＼と云ふなり

一尾籠と云ふ字を音にてピロツとよむゆる意聞えかたし字の訓にてをことよむ事本なりをこかましをこの者など、いふ其のをこなり本字は嗚呼とも鳥呼とも書くなり老學菴か筆記に曰く蜀人見人物之可誇者則曰嗚呼二字榮鳥見異則噪故以爲鳥呼歎所異也云々又蓬瀛抄應神天皇の御装束の裾と云ふ物を尾の如く引き給ひしを戸の間に立てこめし時尾籠と勅ありしよりはじまると云ふは用ふるにたらず日本紀にも見えざるなり應神天皇の御時裾は無之なり

一昔の俗語に物の證據の事を支證と云ふ古書に見えたり支はさ、へるとよむ字なり人の評論ある時證據を出してあらそふ人の詞をさ、へるより出でたる詞なり（古書に人の詞をさ、へる事にも支證と有るもあり詞の轉用なり）

一屁をひると云ふ事を古代はならずといひしなり古今著聞集宇治拾遺物語などの類古き物語にならしけりといふ事見えたり今世女の詞におならをすと云ふは是れなり又源順が和名抄に放屁和名倍比流とあり是れ本の詞なり

一陰莖をまらと云ふは近世の俗語にはあらず古代よりの名なり古今著聞集古事談宇治拾遺物語等の古き書にまらとあり源順が和名抄莖垂類の部に玉莖の二字を出だして和名をば出ださず牛馬體の條に陰脈の二字を出だして俗云麻良佐屋とあり然れば順の時代もまらと云ひしなり又今の世はまらの事をへること云ふは非なり和名抄には陰莖の二字を俗に布久利と記し陰核の二字を俗云篇乃古と記したり陰核は今の世に云ふきんたまの中のくりくになりそのくりくを古はへのこといひしなり然ればまらの事をへること云ふは稱違ひなりこれらの名にも故實あり何事も古今遠の事あり源順は村上天皇の御代天曆年中の人なり古事談卷の一保延五年四月廿五日（中略）馬部走り還テ引落シ敦頼冠篋不殘ニ一物剝取其裝束又車等同取之追放敦頼拘ニ其摩良一走入小屋了云々又古今著聞集に穴に取當たる摩良もはづれければ云々又云く一生不犯の尼臨終の時人念佛を勧めれども念佛せずして摩良がくるくと唱へながら死にける云々

一人の安否を問ふ詞に貴人には御機嫌能といひ上輩には御勇健といひ其次には御堅勝といひ等輩には御堅固といひ下輩には御無事といひて上中下の次第を分くる事古代には曾て無之今の世の風俗にて右の如く云ふなり何者の始めて定めたる事歎不審

一入眼と云ふ詞古書にあり物事の成就したる事を入眼と云ふなり是れは書工か繪を書くより出でたる詞なり人形鳥獸等を畫ぐ時に眼の中に瞳を點せずして彩色ごとく終りて後に眼中に瞳子を入れる、なり又木偶人なども其の形を作り彩色終りて瞳子を入れる、なり佛像に瞳子を入れる開眼と云ふ是れ又入眼なりこれらの事に准じて物事の成就したる事を入眼と云ふなり

一濫吹と云ふはみだりに偽をいふ事なり古事あり（書言故事下學抄等に見えたり）
一香を嗅ぐ事を香を聞くと云ふ是れ常のなりはしなりかぐといふも賤しき詞にはあらず源氏物語梅がえの卷（たきもの合せの條）に云くほうこそはいづくにもちりつ、ひろがるべかめれ人々の心々に合せ給ひつるふかさあさ、をかきあはせ給へるにけうあることおほかり云々香をかぐといひたればとて笑ふべからず

一たまふと云ふ詞に三つの品あり一には御衣をたまふ御酒をたまふなど、云ふは賜の字又給の字なり二には貴人の事をいふに見たまふ聞きたまふ出でたまふなど、云ふは御の字なり三つには我思ふ事を思ひたまへらる、思ひたまふるなど、云ふ事有り是れは奉の字なり右三品ともに人をうやまひあがむる時にいふ詞なり（物をたまはる事をたうべといひたうばりと云ふ事も有り又たびて又たぶともいふ事あり皆賜の字五音の相通にて右のごとくいふなり）

古き書に思ひさこえ給ふゆづりさこえ給ふ心をよせ聞え給ふをしみさこえ給ふなど、いふ詞あり是れは人に對する事をいふ詞なりさこえの詞を除きても同じ心なりさこえの詞は直に其の人に對していはねども相手にあて、云ふ心なり源氏物語其の外古き草子物語におほくある詞なり

一古書に意樂すると云ふ詞あり意樂とは我身にて我が身をほめ自滿して意に樂しむ事を云ふなり
一機嫌と云ふ事御機嫌能くなど、云ふ文字は佛書より出でたるなり中阿含經に云く預知機嫌云々又法慈經方便
品因緣釋に云く感應亦機嫌云々

貞丈雜記卷之十五終

貞丈雜記卷之十六

神佛類之部

一反問と云ふは神拜の時する事なり陰陽師の法なり三足の反問五足のへんばい九足の反問など、てあり陰陽師
に尋學ふべし又問配とも書くなり古代貴人出御の前に必陰陽師をして反問を行はしむる事舊記に見えたり東鑑
卷廿三建保六年六月廿七日丁卯晴將軍家任大將御之間爲御拜賀參鶴岳給畢(中略)先出御南面文章博士
仲章朝臣(束帶)上御座陰陽少允親職(束帶)參東寄間候反問陰陽權助忠尙(束帶)入廊根妻戸勤御
秘云々小笠原長秀記(卅三議一統ト云フ)人の起居動靜に五字の問配とてあるべく候(中略)五字といふは
天武博亡烈なり陰のかよひとは右より二足陽のかよひとは左よりふむべし是れを天武平眼のあしとも云ふ(下
略)我家傳來の書旗縫口傳といふ書に云くへんばいふむ儀式をもち九字の文唱へ如此たるべし唱ふる列
めぐる足の事

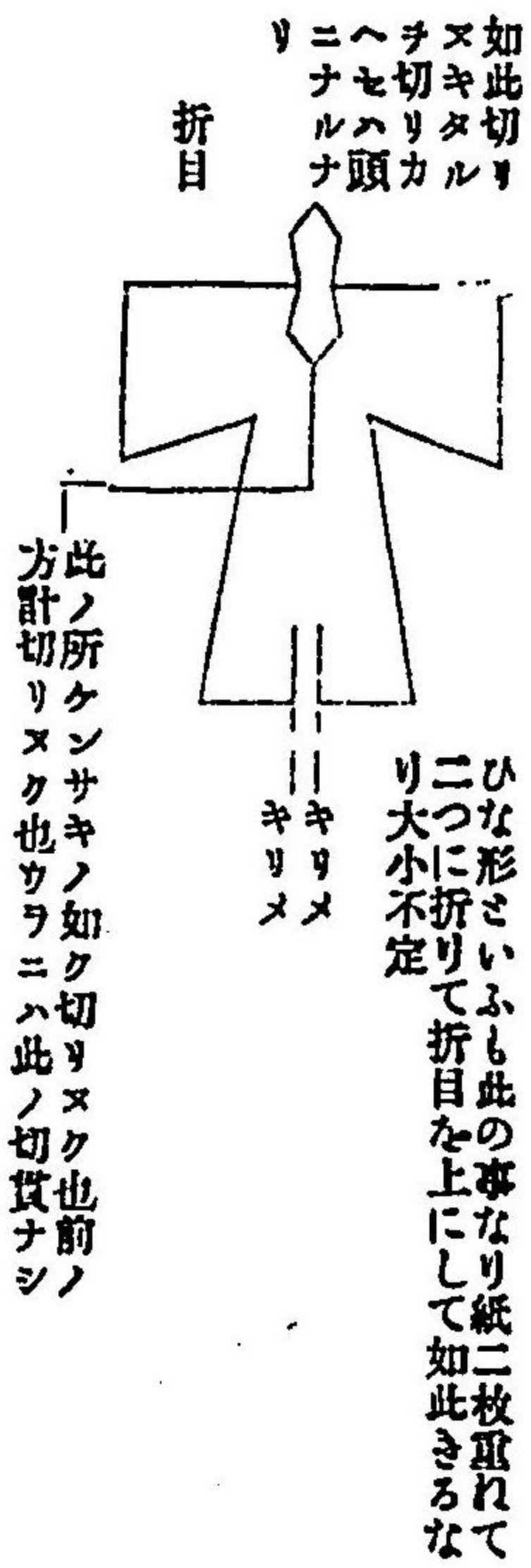
前右九	皆右五	闕右三	右足
烈右七	者左四	臨右一	
在左八	陣左六	兵左二	左足

右の如く見えたり臨兵闕者皆陣烈在前と云ふ九字の文を唱へながら左右の足を踏み運ぶ事を云ふなり前の長秀
記に見えたる天武博亡烈も此の五字を唱へて足をふむなり九字の反問七字の反問五字の反問など、云ふ事有り
とぞ陰陽家にて知るべし東鑑卷五十一弘長三年十二月廿四日庚午天晴入夜雨降今日評定衆等參相州亭御座
所并御方違等事有其沙汰召陰陽師等被尋面々異見(中略)晴茂申云當開坏八座方在_二其憚_一云々按する

に古書は文字に拘らず記す事多しされば閉環も反閉も同事なるべきか閉環八座と云ふは悪しき方角と見えたり其の悪しき方角をふみ破る呪禁の方術を行ふ事を反閉をふむと云ふなるべきか將軍家など出行の前には必反閉を行ふ事は悪しき方角をふみ破る呪禁なるべきにや

一なで物と云ふは是れも陰陽師に祈禱を頼む時陰陽師の方より紙にて人形を作りて遣すを取りて身をなでて陰陽師の方へ送れば其の人形を以て祈禱する事有り扱後に川へ流すなり源氏物語やとり木の巻に「見し人のかたしろならば身にそへて戀しき瀬々のなで物にせん」と云ふ歌ありかたしろとは人形の事なり又小袖の事をなで物と云ふ事もあり是れも祈禱のときなれたる小袖を人形の代りになでものに遣すなり常の小袖をなで物といふべからず常の小袖の異名の様に心得るはあやまりなり

かたしろの圖



一しよめい披露と云ふ事諸問書條々にありしよめいは疏銘とかくなり東山左大臣實熙公の名目抄に云く毎年誕生日維那僧持參祈禱疏乞銘仍書姓名一遣之云々疏とは御祈禱の意趣をかきたる書付なり銘とは其の書付に其の願主の姓名を書遣はすなり

一くわんじゆとは巻數と書くなり是れも祈禱の札なりたとへば奉禱讀大般若六百卷又は奉誦千卷陀羅尼又は中臣祓千座などと其のよみたる經文の數を書く故巻數と云ふなり梅のすわえ又は柳の枝などに付けて進上する物なり

一卷數の事上包には前に記す如く經文の數を書くなり内には其の祈禱の趣を書くなり又室町殿の時は諸寺諸社よりの巻數を將軍家にいたかせ申す迄なり舊記を見て知るべしそれよりも昔は巻數をひらきて讀む事ありしなり源平盛衰記廿七の卷(實源太元法の條)に云く安祥寺の實源阿闍梨朝敵追討の仰承りて大元の法行ひて御巻數進上を御披見ある處に專平家滅亡の由注進あり云々又同書廿八卷(源氏追討使の條)に云く白淨衣に立烏帽子着たる老翁六人梅の椽に巻數付けて各棒げて六人の大將軍に奉る門出よしとて弓を脇に挟みつ、各巻數を披きて讀み給ひけるぞ面白き

第一 維盛卿

堯雨斜瀧 平家平國
頼阿俄流 源子失源

殿嶋明神ヨリ

權亮三位中時殿と書きたり

第二 通盛卿

平家庭上 立不老門
源氏蓬苑 放毒箭鏑

殿嶋明神ヨリ

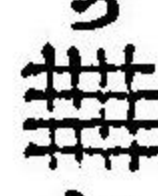
越前三位殿と書きたり

卷數の文右の如し外四人の卷數今畧之本書に付きて見るべし

一神前に繪馬を懸くる法式ある様に云ふ人有り法式はなき事なり將軍家などには法式なし將軍家大名などは神馬を献せらる、なり神馬を献する事ならぬ人は神馬の代りに神馬の形を繪に書きて納むるなり是れを繪馬と云ふなり是れ略儀にてある間定りたる法式あるべからず又神馬に姓名など書付くる事なき間繪馬にも書付くる

太平記卷三十
九將軍上落の
條にされば其
の頃御所其
の御手向殿
の御手向殿
の御手向殿

事あるべからず神馬には四手を付くるしゆみのかみおほひ髪尾のあまおほひ此の三ヶ所付様末ニ記スにして付くるなり風呂記にみえたり繪馬にも其の體を寫さるべきか後には神馬の形を繪が、すして鳥獸人形其の外様々の物を寫さるがくはあやまりなり

一 九字と云ふ事臨兵闘者皆陣列在前と唱へながら  如此なる形を空中に書くなり是れを九字を切ると云ふなり一字に一ツ宛印相あり九字を切る時も劔印とて印を結びて九字を切るなり是れ皆眞言宗の習事なり眞言宗の出家より傳を受けされば用にた、すと云ふなり此の九字本は道家の法なり道家といふは仙術とて仙人の方を行ふ者なり祈禱などをとするなり其の道家の書に抱朴子といふ書あり其の書に九字あり臨兵闘者皆陣列在前行とあり是れ眞言宗に借り用ふる成るべし武家にて九字を用ふる事もある故記之又云く陰陽師は道家の方なり

一 十字と云ふも道家の法成るべし手の中に指の先にて文字を書きて握りてゆけばわざはひを除きさいはひ有りと云ふ天(大名高位ノ人ニ向フ時此ノ字ヲ書ク)龍(海川舟橋ヲ渡ル時書之)虎(廣野原深山ニ向フ時書之)王(弓箭兵杖軍陣山賊夜行ノ時用之)命(心モトナキ食物ニ向フ時書之又啞ノ字ヲモ書ク)勝(市町賣買諸勝負ノ時書之)是(病人之家ニ入ル時用之)鬼(魔所ヘ行ク時用之)水(身不淨ノ氣ヲハラフ時書之)大(萬悦言喜ノ時喜之)

右大秘事也とてみだりに傳へすと云ふなり是れも眞言宗の出家の習事也出家より傳を受けざれば用立たすと云ふなりたとへ出家より傳を受けたり共何のしるしもなく用に立たぬ事なり

一 氏神と産土神と一ツ事に覺えたる人ありあやまりなり産土神は人々生れたる在所の鎮守の神なり氏神は氏の元祖神なり藤原氏は天兒屋根命なり平氏は桓武天皇を氏神とするなり橘氏は敏達天皇を氏神とす源氏は清和源



氏は清和天皇嵯峨源氏は嵯峨天皇村上源氏は村上天皇を氏神とする也又八幡を源氏の氏神といふ人ありあやまりなり八幡は軍神なり八幡をあがめ貴む事源氏のみに限るべからず

一 軍神の事は軍用記にするす又世俗に九萬八千の軍神と云ひならはせども吉田家にて九萬八千の軍神と云ふ事は知り給はぬ由なり上古の書等に會てなき事なり

一 軍神の三神と云ふは一説には八幡大神神功皇后武内宿禰(又一説ニハ神功皇后ヲ除キテ道臣命トアリ)又一説に魔利支天大黒天辨才天を云ふ然れども軍神は三神のみに限るべからず

一 御身固と云ふは御身の堅固なる様にする加持なり陰陽師のする事なり古將軍家の御身固は賀茂安倍の兩家つとめられしなり舊記に見みたり

一 河臨祭の事祝儀の部にしるす

一 しめ繩の事わらにて左繩になふなりひながら所々に七五三のわらを下ぐるなり三筋下げて間を置きて五筋さげ又間を置きて七筋下げ又間を置きて三五七三五七とさげるなり繩の兩端をば切りそろふる事なし其のま、置くなり是れ取りつくろはず直なる姿なり七五三のわらの間々にはゆふしでを下ぐるなり(ゆふしでをしでとばかりも云ふなり)ゆふしでは紙を  如此切目を入れて真中を取りて上へ折り上げれば  如此なるなり紙二枚重ねて切るなり細き紙四ツ下ぐるなり神馬にもして付くるなりしめ繩長サふとさ七五三の間の寸法下げ所の數等法式無之

一 神馬にしでの付所の事おほひ髪の中と左右合せて三ツ(おほひかみは額髪なり)しゆみの髪に五ツ(しゆみの髪はとり髪なり)尾のあまおほひに七ツ(尾のあまおほひとは尾のつけねの毛なり)右の如く七五三の數を

に河原保秋山
かみおほひ
なし云々
肥の代り
馬の代り
形代り
し事あり
三本朝文粹
野天神
幣并種
文目録
御幣上紙
色紙給馬
トアリ

新撰姓氏錄
云竹田川邊
連火明命
之後也仁德
天皇

皇御世和國
十市郡利坂
之居有竹田
社因以爲氏
住御竹田美
賜御竹田美
連御竹田美
權日本紀云
七月乙丑年
朝臣良原
其氏神鹿島
正四位上取
武經命又
名經命又
鹿島大明神
大將軍也

十六代應神天皇
皇御代ニハ
イマダ佛代ニ
ラズ三十一代
明皇ノ御時
ニ始メテ三
波ノ御時ニ
一御代ニ又
ノ御時ニ又
ハレハ盛ニ又
知リ給フベキ
テハ神ノ御時
ハレハ盛ニ又
知リ給フベキ
テハ神ノ御時
ハレハ盛ニ又
知リ給フベキ
テハ神ノ御時

物忌トハ
名也此ノ鬼神
ノ邊ニハハハ
鬼ト云フ也
拾遺ト云フ也
等ノ説也

付くるなり三儀一統にはおほひ髪に七ツしゆみの髪に五ツ尾のあまおほひに三ツ付くる由みえたり

一神社によりて神馬毛色忌嫌の事馬の部に記す

一神道は日本の教にて元祖は天照太神なり儒道は唐土の教にて元祖は孔子なり佛法は天竺國の教にて元祖は釋迦也儒道は應神天皇の御時百濟國より渡る佛法は欽明天皇の御時百濟國より渡る（百濟國は今の朝鮮國の内なり）佛法は神の思み給ふ法なる故此の神のことがめて天下に疫病はやりしなり日本紀に見えたり

一神に本地と云ふ事あり天照太神の本體は阿彌陀如來なり八幡宮の本體は觀音なりなど、云ふ事なり元來佛は佛日本の神は神別々なる事なり然るに弘法大師傳教大師兩人の僧本地と云ふ事を作り出して日本の神も本は佛なりといひて佛法を貴き様に取り拵へたる物なりかやうの事は釋迦もいひおかす經文にもなき事なれども其の時代の世の人おろかにてたぶらかされ始めしより今に至る迄其の趨傳りて迷ふ人多し

一八幡太神宮を八幡大菩薩と菩薩號をおくり奉りしは桓武天皇御代なり勝尾寺の開成と云ふ僧に託宣ありしによりて菩薩號を奉らる、由申傳へたれども託宣は開成の偽にて専ら弘法大師傳教などのやから菩薩號をす、め奉りしなるべし八幡は應神天皇なり菩薩號贈り給ひしは悦び給ふべからず

一總じて昔物語の夢想といふ物皆偽なるべし我が思按也と云ひては人信仰せぬ故夢想と名付けて佛神にかすけたるなり託宣なども又同じ然れども軍の謀の爲には夢想と名付け託宣といひふらして身方の諸士の氣を上げまし敵の氣をくちく手だてに用ふる事有り

一物忌と云ふ事は夢見悪きか又は何ぞ怪しき事有りて氣に懸る事有る時陰陽師に占はすれば是は大事の事も幾日か間慎み給へといふ時其の日數他所へもゆかず家内に引きこもり居て人にも逢はず謹みて居るなり其の間は

柳の木を三分計りに削りて物忌と書付けて糸を付けてしのおと云ふ草のくきにゆひ付けて冠にもさし簾にもさし置くなり白き紙を小さく裁ちて物忌と書く事もありしのお草の一名をことなし草とも云ふ故用ふるなるべし禁秘抄（順徳院の御記也）に云く御物忌の時總不出御他殿舍中一諸事於簾中一有之云々又云く以柳造簡（三分計）指御冠纓御放本鳥時付御袖（書紙白紙）と見えたり是れは禁中の御物忌を云ふなり東鑑卷六に云く物忌

字注ノ札付ニ御簾ニ云々
一方違と云ふはたとへば明日東の方へ行かんとおもふに東の方其の年の金神に當る敷又は臨時に天一神太白神などに當り其の方へ行くは凶しと云ふ時は前日の宵に出て人の方へ行きて一夜とまりて明日其の所より行けば方角凶しからず扱志したる方へ行くなり方角を引きたがへて行く故方違と云ふなり（物いまひにてする事なり）

一悉曇と云ふは梵字の事なり梵字は天竺國の文字なり
一聖天摩利支天大黒天辨才夫多門天などの類をば天部と云ひ不動明王愛染明王烏蘇沙摩明王などの類をば明王部と云ふ何れも佛書にあり天竺の神なり日本の神にはあらず知らぬ人は日本の神とおもふゆゑ記し置くなり

一冥加とは冥の字はくらしとよむ字なり神佛のめぐみの我身に加はる事先の見ぬ冥き處より來るが如し故に冥加と云ふなり冥慮冥感などの冥も同じ

一旗幕其の外軍器に佛神の名號梵字などを書き加持などをする事武具の部にしるし置くなり
一まいす坊主山伏陰陽師神子禰宜などいろくの偽をいひ恐人をたぶらかし金銀を取る工をする是れをばどの

かいと云ふなりはどのかいとは法度の害なり正道なる事を爲さず人をたぶらかす故天下の法度の害に成るなり
一佛をほとけと云ふ事或説に佛法初めて日本へ渡りし時外國の法を信仰する事を日本の神にくみた、り給ひ疫

一權現と云ふは佛家にて云ふ事にて神道には無之權現と云ひてかりにあらはる、とよむなり佛菩薩の類か衆生
濟度の方便の爲にかりに身を變して此の世にあらはれ給ふと云ふ名なり（衆生とは世界の多くの人を云ひ濟度
とは人をすくふ事なり方便とは色々のてだてなり皆佛法の詞なり）

一神を拜むに手をうつ事はれ日本神代の禮なり手をうつといふ字は拍手の二字なり日本紀持統天皇の紀に即天
皇公卿百寮羅列再拜而拍手焉云々拍手の二字右の如く日本紀にはテラウツと讀來れり上古よりしてカシハデと
いひ習はせり手をうつ時の手の形かしの葉の形に似たる故かしは手と名付くる由なり又膳部をかしてといふ
事も有之なり又は開手と云ふ事あり神を拜する禮也儀式に云く大嘗祭辰日献物拍手四段別八度所謂八開手也云
々此の意は内裏にて大嘗會の御祭の時辰の日の御祭に神膳を献じ奉るには四段かしは手をうつ也一段と云ふは
手を八つうつを云ふ是れを八開手と云ふ也二條亞相記に拍手を訓じてかしはてうつと云ふ其の意は或人云く膳
を訓じてかしはてといふ古は柏葉を用ひて飲食を盛る故にかしはてと名付けて君手を拍つて膳を召す臣手を拍
つてこれを献る故にかしはてと云ふ（貞丈按するにかしはて膳とは別の事なりかしはて打つと云ふは手をうつ
事なるべし）追考上古の書に拍手とある拍の字を木へんの柏の字と似たる故かしはてと云ひ違へたるが後には
普く云ひ廣めてかしはてと云ひ傳へて又柏葉などの事を附會したるなるべし中古以來よりの事と見えたり膳部
のかしはてとは別の事なり

一佛像の眼に玉を入れる、事奥州の基術毛越寺の金堂を修造し丈六の藥師同十二神將の像を雲慶に作らせし時よ
り始ると東鑑卷九に見えたり

一神水をのむと云ふ事神前に水をそなへて其の水を飲みて誓言をたてる事を云ふなり

一起請文の事書札の部にしるす

一小兒を抱きて夜中他行するに紅脂を以て小兒の額に犬と云ふ字を書く是れをいんのこと云ふいぬの子と云ふ
事なり如此すれば魔除になり狐狸類小兒をおびやかす事なしと云ふ神道類聚名目抄に云く山州祇園社アカサキヲ以小
兒額ニ犬ノ字ヲ印ス是ライソノコト云フ祇園社ノ守也一社ノ秘訣ノ義アリ○小兒の額に犬の字を書く事古代よ
り有りし事也年山打聞に云く大府記（時房公日記）康和五年八月廿七日ニ云ク東宮遷御高松第一戌尅御出宗通卿
御額ニ奉書犬字先日女房奉仕爲房卿子息顯隆卿日記ニハ戌尅行啓依可奉書阿也都古人一事以予爲御使
被申院爲章按するに犬の字を書く事を阿也都古人とかくといひけんかし（爲章ハ水戸黃門光圀卿ノ時招カレ
テ彰考館（水戸家ノ學文所）ノ客儒ナリ年山ト號ス丹波國千年山ニ住ミシ人也年山打聞此ノ人ノ記也此ノ外著
述ノ書多シ和漢ノ學者ナリ）

一御圖の事南朝記傳に云く正長元年春正月將軍不例日を経ておもりのみすくなきにより御家督を御譲りある
べきの評定まぢなり或は連枝の中の僧を還俗して家を繼がしめ或は鎌倉の持氏世を治めん器量その人にあ
たれり異見何れをわかたきにより徳を神慮はまかせんとて畠山滿家石清水に詣て御圖をとりけるに青蓮院義
圓大僧正（將軍同腹の舍弟）御圖に當り給ふ○康富記に云く永享十年八月十五日今曉公方様御下向八幡（中略）
扈從殿上人兼日飛鳥井中納言雅世卿少將雅親御忌用意之處輕服事出來但輕服人不被憚之例在之明德度重服人當
以被參之例在之間可爲何様哉兼日御沙汰所詮可爲神慮之由被仰出中山相公被參石清水被取御圖之處
處輕服可被憚之由見御圖了

一百度參平戸記延應二年二月十一日臨夜景密々參祇園依恒例之勤率人數有三百度詣事又東鑑文治五年

八月十日今日於鎌倉御臺所^ニ以^テ御所中女房數輩^ニ有^リ鶴岳百度參^一是奥州追討御祈禱なりと見えたり百度參といふも久しき事なり

一千度祓東鑑治承四年八月十六日永江藏人賴隆勤^ニ一千度御祓又延應二年六月十八日泰貞朝臣今日三ヶ日於江嶋^ニ可^レ勤^ニ修千度御祓之旨被^ニ仰付^一又百練抄建永元年十一月二日今日於院御所^ニ可^レ有^リ千度御祓^一依^ニ上皇御目不豫^一と見えたり此等の文を以て考ふれば千度の祓といふ事も久しき事なり

一得度といふ事とくご、は出家になる事なり文明十七年殿中日々記に云く六月十五日東山殿御得度於^ニ三會院^一御得度御年五十一御法名道慶御道號喜山開山正覺國師御拜塔仍當院在^ニ此儀^一云々

一繪馬書き様の事異本隨兵日記厩の神をば生馬の神と書くなり必繪馬を可掛此の馬をば猿に引かするなり繪馬の書き様

奉掛

生馬神御寶前 馬也^也引敬白

年號月日

諸結之部

さまざまの緒のむすびやうは包結記に繪圖をしるし置くなり

一すべて箱の緒結び様其の物によりて結び様定りたる法式ある様に今世間には申しならはせども更に定法はなき事なり古への箱の緒は文箱其の外細き箱などは皆片方に緒を付けて今一方のくわんに緒の先を通してふたの上にてかたわなに結ぶなり兩方に緒付けたる箱はもろかきにむすぶなり手箱などは兩方にくわんあり緒はふうむすびといふむすび様あり是等は法ありさりながら是れももろわなに結びたるも難はなしされども手箱は大

事の物を入置く物なれば封結にするなりふうむすびにしたるをば結様しらねばたやすくどけがたし又人むすび直せば卷數など違ふゆる人の手を付けたる事知る、なり

一軸物の紐留め様も別に法なし三卷まきて端を折りて折めを三卷めの紐に下より上へはさみ置くなりかけ繪など三幅對紐の留め様にて左右中を知る留め様ありとてむづかしき留め様世間にありいにしへのかけ繪には外題あり外題に繪の様子筆者の名左右中まで書付ある間紐の結び様にてわくるに不及只右に記す如く三卷も五卷もまきて紐の端を折りてはさみ置くべし

一舊記にこまかむすび又こまむすびと云ふはまむすびの事なり又とんぼうむすびといふは緒わなを云ふ兩方にわなをする事なり袋の緒などにとんぼう結びと云ふはわな兩方に二つッ、合せて四つのわなありととんぼうの羽のごとくなるなり片わなと云ふはかた^一にわなありひつごときに結ぶ事なり又はいかしらといふはまむすびの事なり又男結といふは垣やらひなどをゆふ時の結び様なりおなごむすびと云ふは男むすびを左まへにしてむすぶを云ふ又かめく、しどもかもさげ共わさきともうのくび共かもつけともかけむすびとも云ふは緒を二重通して緒の兩端を初め廻りたる緒の下を通して引出すを云ふ鷹の鳥に山緒かくるに頭と兩羽を一つに取りて右のごとく緒をかくる事其の外にも用ふる事多き結び様なり又むちむすびは初まむすびにしてその緒のあまりを本むすびたる結めの通りく、らせて結ひめの二筋ッ、ならふ様にするなり又かなふむすびは表は口といふ字の如く裏は十の字になる故叶結といふ又あげまきは中は口といふ字の如く四角になり上と兩方にわな出て緒の端は二筋下へさがるなりあげまきの一名をもとんぼう結とも云ふ又あふひ結は葵の葉を二つかさねたる様に似たる結ひなりあふひ結をあわちむすびといふ人ありあやまりなりすべて緒のむすびやうは委しく包結記にしるし置く

くなり(あふひ結をあわひ結とも云ふ古書には多くあわひむすびと記したり此の事末に記す)
一今世間に貝桶の緒は鬼結と云ふむすび様有り云ふ人あり鬼むすびと云ふ事古傳になし貝桶の結びやうの事も包結記にしるし置くなり

一はさみ箱の緒の結び様とて法式はなしはさみ箱はいにしへなき物なり依りて法式なし挾箱の事は調度の部にしるす

一すべて緒のむすびやう物の包み様打ち形などは包結記に記し置くなり

一うさぎがしら鳥のくびと云ふ緒の結び様鷹の部に記す

一かめく、しと云ふは瓶の口おほひしてく、結なる故瓶結と云ふなり此の結びいろくの名あり既に前に記す

一みなむすびと云ふはむすびめのかさなりたるがみなといふ貝の形に似たる故なりになむすびといふはあやまりなりとつれく草に見えたり蟻の字みなとよむ(又になともよむ)

一諸鉤にむすぶ片鉤に結ふと云ふ事あり諸鉤とはもろわなり兩わな事なり片鉤とはかたわな事なり

一ひもむすびのごとくむすぶと云ふ事舊記にありひもとは素襖のひた、れなどの胸紐の事なりすあふ直垂などのむなひもはもろわなにむすぶ故諸わなにむすぶ事をひもむすびの如くといふなり

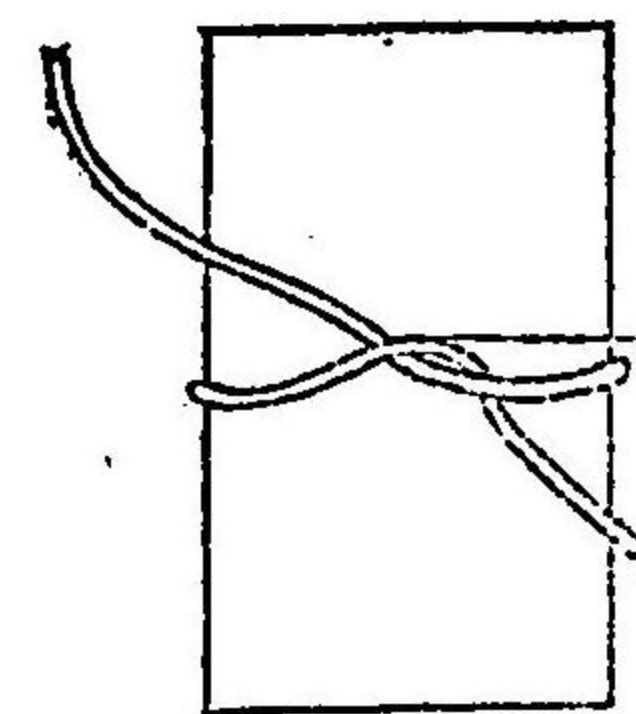
一しるしつけにむすぶとはかめく、しに結ぶを云ふなり弓馬故實幕の打ち様の條に折釘の上にてしるし付に結びてとあり是れは冑の笠しるし鏡の袖しるしを結付くるむすびやうなればなり

一女の藝の内に繪かき花むすびと云ふ事あり古き草紙物語などに見えたり繪書は繪をかく事なり花結とは物の

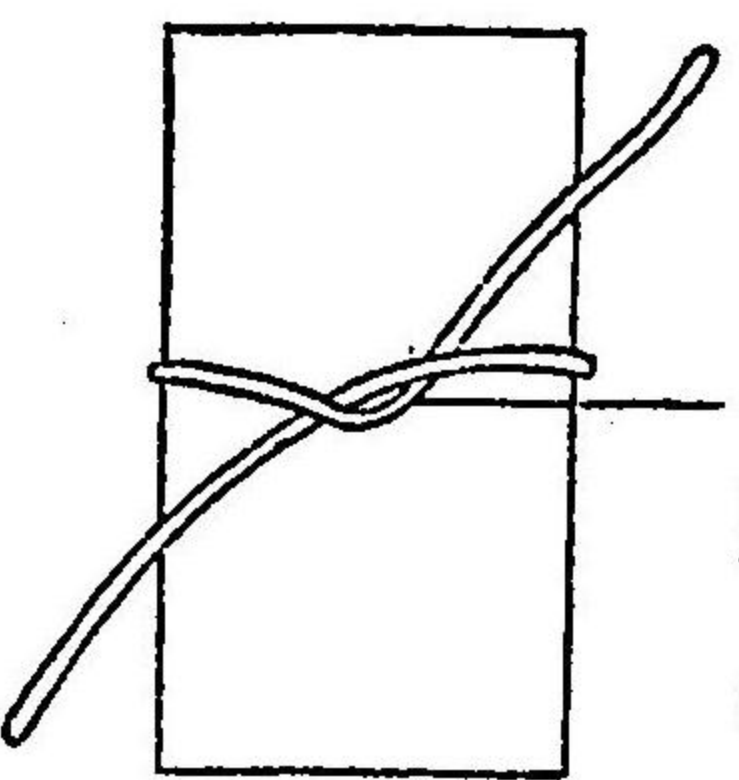
緒をあげまきあわひ結其の外色々様々花やかなる結びかたを習ひ覚えたるをいふなり是れも一つの藝なり

一あわひ結びと云ふはあふひ結とも云ふ結形の事なり丸く細長くて鮑貝に似たる故なり是れは蟻結びの形に對していふなるべし清少納言枕草子に(なまめかしきもの、部)「うすこほりあはにむすべるひもなればかさす日かけにゆるふばかりぞ」といふ歌有りあはにむすべるとあわひむすびの事を云ふなり(あふひ結あはち結など云ふは非なり)

此の所衣服の前を合するごとし



此の所左りまへになるあし



一箱の緒などを結ふに順逆あり順を用ふべし逆は忌むなり
一かたかぎに(かたわなの事なり)緒をむすぶにはわなの方は我が左端の方は(ふさの方を云ふ)我が右になるやうに結ふべし

凶事之部

一忌服と云ふ事忌は人の死にたるけがれを神事に忌憚るなり服は衣服の服にてきものなり人死したる時かなしみの間喪服とてうれへの時着る衣服を着するなりその色はうす墨色とてねづみ色の布の衣服を用ふるなり常用ふまじき色なり服の日數終りてかの衣服をぬぎ去る事を除服といふ官位ある人は服の内は解官とて官を去るを服解と云ふ服終りて又元の官になるを復位と云ふこれは服解に限らず子細ありて一旦官を去りて又元の官になるをばすて復任と云ふ

喪服ヲ素服ト云フ末ニミル
忌ト云フハ神事ニ死後トモ古
代ハ忌服トモ古
ハ云フハ神事
ニ限リハ神事
ニ限リハ神事
ニ限リハ神事

盛衰記卷之九
申スハ故少納言
官中納言成徳
町中納言成徳
局中納言成徳
今納言成徳
運成ナリナリ
テ給カキ花ム
イッテヨミ手
キタマフ云々
ヒアアヒムス

庭いもひには
とよめり日本
組にはゆには
とよめり

一敵の首を取りて遠國に送るには酒にひたすなりくされぬ爲なり東鑑卷九に云く泰衡使者新田冠者高平持三參豫州首於三腰越浦(中略)件首納三黒漆櫃三美酒ニ云々(是レ伊豫守義經ノ首ヲ奥州ヨリ送リタル也)又太平記卷三十三(新田左兵衛佐義興自害ノ條)に云く兵衛佐并自害討死の首十三求め出だし酒に浸して江戸遠江守同下野守竹澤右京亮五百餘騎にて左馬頭殿のおはします武藏の入間川の陣へ馳參る云々

一素服といふは父母妻子等の死にたる時かなしみの時に着る裝束なり則喪の服なり是れをふちごろも云ふ也本は藤かつらを水にひたして打ちひしきその皮の糸にておりたる藤布を用ふるなり後に麻布を用ふる事になりたりうすゞみ色とてうす黒く染むるなりかなしみの時なる故あらく敷衣服を着るなり薄墨色もうるはしからぬ色なり素の字はシロシともスナホともよむ字なり素服はシロキ心にてはなしすなほなる心にてとりかざりなき心なり忌服の服も此の衣服を着する事を云ふなり(うすゞみ色は鼠色なりにび色とも云ふなり少し青みのさしたるを青にびと云ふなり鼠色の衣服はいましくしきなり常には着べからず)

一死人の額に白紙を三角にしてあつる事あり年中行事の繪巻物の内に凶事に非る時至つて賤しき者と見ゆるが黒き三角なる物を額にあてたる體をゑがきたり是れひたひるほしといふ物なるべし西行法師の歌に「篠ためて雀弓はるをのわらはひたひるほしほしげなるかな」とよめり(夫木抄)常には黒き紙をた、みて作り死人には白紙にて作り用ひたるがゑぼしの代りなるべし清少納言枕草子に見ぐるしき物と云ふ部に法師陰陽師の紙冠かふりふりしてはらへしたるとあり又宇治拾遺物語に(卷六に有り)播磨國にて法師陰陽師の紙冠冠を着て穢つよするを内記上人寂心と云ふ僧とがめたる事みえたり是れも額をぼし歟

一切腹の事日本紀以下の國史に自殺したる人の見えたるは皆自縊れて死し(くびをくゝるなり)或は家に火を

放ちて焼死せし事はあれども腹を切る事見えす上古には切腹なし保元物語に爲朝廿八にて家の中柱にうしろをあて、腹かき切りたれども死なれすうしろの骨をふつと切りてそふしたりけると見えたり此の頃より武士勇氣を人に見すべきが爲に腹を切る事始りしなるべし君命じて臣に切腹せしむる事は又はるかの後近代始りし事歟

雜事之部

一氣色キキと云ふ事舊記にあり是れは人の顔つきの事なり氣色をうかゞふと云ふはかほつきの様子を伺ふ事なり氣色を損ずると云ふは腹を立て顔つきのわるくなるを云ふ氣色にしたかふと云ふは貴人など顔つきにて物の指圖せらるゝにしたがひてめしつかふるを云ふなり目くばせをしかふりをふりにらめうなつきなどするにしたがひてはたらくは氣色に隨ふなり今時病氣の事を氣色かわるいと云ふは別の事なり顔つきの事を氣色と云ふ事は人の氣は顔にあらはるゝなり氣の様子の面にあらはるゝを氣色と云ふなり

一節分の大豆を取りて置きて初かみなりの時くひつむ事今の世のならばしなり京都將軍の御代には節分の大豆を取りて置きて二月初午の日に參らせし由年中恒例記に見えたり

一芝居と云ふは勸進能クシノノ又は田樂ウシノ其の外見物の所にて芝原に座して見物する故芝居と云ふなり

一きりもがりキリモガリと云ふ事條々聞書チヨチヨキキに有り切虎キツ落オチなり勸進能田樂其の外見物所の總かこひに竹などを切りてもがりをゆふ事なり條々聞書に大和ぶしオホノをば奉公衆ホウキウシュウなどもうたひ候をばきりもがりのうちなぞ、申してわらひたると候とあり是れは芝居の藝者の様なることそしりわらひたるを云ふなり

一遊藝者ユウギシャなどに見物の時花を遣すと云ふ事昔は作り花を遣して翌日鳥目を遣したると也蛸川記に云く勸進能なごに申樂に花をかけ候時(かけとはかづけけるべし下輩へ遣すをかづけけると云ふ)英あげさげに違ひ候との事

志野の元は三條殿の門人なり東山殿時

すて藝術の傳に云ふ事有り初學の時其の秘傳は通じたり其の秘傳は通じたり其の秘傳は通じたり

一番聞香合などの作法の家は公家にては三條西殿の家なり地下にては志野流米川流あり志野流の元祖は志野三郎左衛門宗信なり此の人は高氏公より十一代めの將軍義澄公の時代の人なり米川流の元祖は米川常伯なり常伯は俗名小紅屋三右衛門と云ふ一任と號したる人なり

一口傳と云ふ事は書面に書きあらはしがたく口上にていはねばかなはぬ事を口傳にするなりされども書き様にてか、れぬといふ事はあるまじきなり書けるほどは随分書き置くべし其の口傳事の絶えうせざる様にしたり者なり書面にやすくと書かる、事ををしみかくして書かずして口傳にするはあるまじき事なりさやうにすれば口傳を知りたる人死すれば其の事は絶えうせるなり又すべて秘事といふ事もあまりにふかくかくして人に傳へされれば其の秘事を知りたる人死する時は其の事絶えうせるなり秘書などもをしみかくして人に寫させずして其の書世に絶えうせて後世につたはらぬ事あり秘事口傳も秘書ものそみせぬ人にみたりに傳ふるは悪しふかくのそむ人にもかれにもをしへ傳へてその事の千萬年の後迄も絶えず傳はるやうにと心かくべし

一成就と書きてなしやふるとよむなり物を成就し物をなしやふるなり然る間物事をとりはからふ事を成就と云ふなり今時の人は罪人をころす事を成就と云ふは非也罪人をころすも罪人を取はからふなれば成就の一ツなれども罪人計にかぎりていふはあやまりなり古書にはすべて物事の取計ひを成就すると云ふなり

一上表とは役儀を辭退する事なり(本は我おもひよりを何事にも主君へ書き付けて捧ぐる状を表と云ふなり表はあらはすとよむ字にて我心の事を書きあらはす心なり上とは主君へ上るなり役儀をしりぞくにも何の故によりて役儀を退きたきといふ譯を書きあらはして主君へ上るを上表と云ふなり上表は役儀を辭退する時に計限りたる事にてはなし然れども近代の世俗役儀をしりぞくのみ上表といひならしたり主君へ書付を上され共上る心にて上表といひならはせり)

一時刻に五更と云ふ事あり一更は戌の時なり是れを甲夜と云ふ二更は亥の時なり是れを乙夜と云ふ三更は子の時なり是れを丙夜と云ふ四更は丑の時なり是れを丁夜と云ふ五更は寅の時なり是れを戊夜と云ふ

一時刻をいふ詞に子一ツ丑三ツなど、云ふ事は是れは古禁中に漏刻と云ふ物あり銅の壺に水を入れて壺の下に穴ありて水の滴漏るやうに作りて其の壺の水の中に箭を立てるなり其の壺を漏壺と云ひ其の水を漏水と云ひ其の箭を漏箭と云ふ其の箭に刻めを付け置くを漏刻といふ其の刻めの數は四十八さむなり一時の間を四刻々に定めたる物なり此の箭を水の中へ立置く時水漏りて水のかさ減るに隨ひて箭の刻め段々に見ゆるなり子の時に刻め一ツ見ゆるは子の一ツと云ひ二ツ見ゆるは子の二ツと云ふ以下是れに准じ知るべし扱其の漏刻を用ふる人は陰陽寮と云ふ官の支配下に漏刻博士と云ふ人有りて其の漏刻を守り居て鐘鼓をうつなり時守りと云ふは此の事なり右の如く古は一時を四刻ツ、に刻り付けたるなり今は晝夜を百刻と定むる故一時は八刻余にあたるなり彼の時の鼓を打ツ數(鼓トハ太鼓ノコトナリ)子午の時は九ツ丑未の時は八ツ寅申の時は七ツ卯酉の時は六ツ辰戌の時は五ツ巳亥の時は四ツ打つべきよし延喜式の陰陽寮式に見えたり鐘を打つ事も見えたり

一物忌の事神佛の部に記し置きたり

一方達の事神佛の部にしるす
一貝覆の遊其の始詳ならず源平盛衰記五の卷(行綱中言の條)に云く五月廿日西八條へ推參して見れば馬車數も知れず集りたり藏人何事やらんと思つて尋向ひければ案内者とおほしくて答へけるは入道殿福原御下向の御留守に君達會合して貝覆の御勝負なりと云ひければ同廿七日藏人鞭を上げて福原へ下向すと云々是れを見れば

職員令ノ陰陽寮ノ下ニ守辰丁鐘ヲ懸ツ

寢殿へ寢間なり
りまつらひ
は床のまじりや
うなり

一はこと云ふは
公の御作さま
のれさめさ
ふふ由のい
物なごに
け白くして
は白きもの
くしけける
さありけれ
まのくそを
かける事な
ふなり今も
はくその事
あり

七十九代の天子六條院の御時などは既に貝覆の勝負と云ふ事有りしなれば其の始りはそれよりも猶昔の事なるへし
一枕をする事東枕本式なりつれ／＼草に云く夜のおと、は東御枕なりおほかた東を枕として陽氣をうくべき故に孔子も東首し給へり寢殿のしつらひ或は南枕常の事なり白河院は北首に御寝成りけり北はいむることなり又伊勢は南なり太神宮の御方を御跡にせさせ給ふ事いかゞと人申しけり但太神宮の遙拜はたつみに向はせ給ふ南にはあらず云々(夜のおと、は天子の御寢所なり陽氣を受くとは東は陽の方なり東首は東枕なり北首は北枕なり遙拜とは禁中より伊勢の太神宮をはるかにをがみ給ふ事なり禁中より辰巳に向ひて拜み給ふなり南には向ひ給はず)

一はこと云ふは戻の異名なりくそと云ふはいやく聞ゆる故古の人ははこといひしなり一休はなしといふ草紙に蟻川新右衛門尉親當が一休和尚にあひて世法はいかにと問ひければ一休歌をよみて答へられける其の歌に「世の中はくうてはごしてねておきてさてその、ちは死ぬるばかりぞ」云々又同書に善導大師の畫像の贊に一休の歌「くろからん衣のすその黄になるは善導大師はごをたるらん」云々按ずるに廁のふみ板の下に箱を入れ置きて其の箱の中へ戻をひり入る、故くそをひる事をはごつるといひ戻の事をはごといふなるべし
一二と云ふたはふれ事ありひいふうといふ事なり石などを三ツ四ツ持ちて手玉をとる事なり壹岐判官知康と云ふ人都第一の手鼓と一二の上手なりと聞及びて鎌倉頼朝卿の嫡子千鳥殿(頼家のおさな名)一二を所望せられし事源平盛衰記卷三十四公朝時成關東下向の條に見えたり
一南天(木名南天燭と云ふ)を庭に植置きて常に見れば災を拂ふと云ふ又鏡の家に入れ或は軍陣の時のまじな

ひなどに用ひて災をはらふと云ふ事南天に災をはらふべき功能は無之南天と云ふは難轉と同じ音なる故難を轉すると云ふ心にて用ふる也災難を打返して吉事にする云ふ意なり畢竟物いまひよりする事なり
一古書に酒宴などを書きたる所に延年を催すなど、有るは延年は歌ひ舞ふ事なり樂みて壽命を延ぶる心なり
一火爐に(火はちの事なり)炭を置くに白炭は手にて置くなり火箸を用ふる事なし宗五一冊に(條々開書の事なり)云く御いるりは九月晦日よりあき候て三月晦日ふさき申候總じて表向には御いるりなく候常の御所に一ッ入れ候御炭は白炭とて和泉國横山と云ふ所に焼く炭にて候御對面所にはちうちやくの火鉢を被置候(中略)炭さしそふる事は手にて置く男女同じ云々(手に付かぬやうにぬくひこしらへたる故手にて置く)めのこの草紙に云くむかしさる御方にいま參りの女房のみぐるしけにてさし出でたるが御前のひばちに御炭を火箸にておかれ候を御主も傍輩も御まへのすみは手にて置く物にて候箸にてはおかぬものと申し候へども火箸にておきて立ちのきて御炭あしく候程にと申してそのま、御いとま申しけるこの人はをさなくより修明門院の御かたはらにさふらひける人となん聞えしけにも御前のすみはよくのこひてひきてあふらをぬりておくなり云々(御炭あしく候とはこしらへぬ炭なる故黒く手につくを云ふなり御前にてもこしらへぬあしき炭は火ばしにて置くなりされば御前にはこしらへたる炭を用ふるなりあふらをぬるとはふきんに油を付けてぬくふなりこれは白炭にはあらず黒き炭をこしらへたるなり)つれ／＼草に云く御前の火爐に火を置くときは火ばしにてはさむ事なしかわらけよりたゞちにつすべしさればころひ落ちぬやうに心得て炭をつむへきなり云々又宗五一冊に御前の火鉢には立炭なり私さまにてもさとしたる時は立炭なるべし
一白炭の事宗五一冊に云く和泉國横山と云ふ所にて焼く炭にて候云々和泉草に云く横山炭泉州より出之炭の色

實方の香にあ
らす一名太平
後記云ふ

貞丈三議一統
ノ辨一册アラ
ハシタリ見合
スヘシ

満忠一本ニハ
忠志トアリ憲
忠モ伊勢氏ノ
義祖ニ無之
義滿公御代ノ
日記ノ中伊守
に今川伊豫守
貞世ノ名見エ
タリ其ノ比今
川氏族モ多シ
ト云ヘ武家
ノ故實ヲ知
タル人ハ貞世
ナリ今川大武
紙ト云ヒテ武
家ノ故實ヲ記
スルカニアル

虎ノ巻ノ事目
ニヨリ三頁目
ニモアリ

双紙と云ふは今川小笠原伊勢の三家心をつにして記したる書なりと云ふ又大双紙と計いふ物一冊あり三議一統に似たるものなり作者つまびらかならず小笠原家の書なり

一三議一統は義滿公の御代小笠原兵庫助長秀今川左京大夫氏頼伊勢武藏守満忠此の三人に被仰聞三人心をつにしてあみ立てたる故三議一統と云ふ由其の書の序文に見えたり甚信しがたき事なり貞丈按するに三議一統の書一體の書きやう將軍家の仰をうけたまはりて撰みたる書とは曾て見えす自身の覺書と見ゆる書なり其上義滿公御代今川左京大夫氏頼伊勢武藏守満忠といふ人はなし其の頃の今川は伊豫守貞世伊勢は伊勢守貞信なり是れにて其の信しがたき事を知るべしおもふにかの書の序文と三議一統と云ふ題號とは後人の偽作なるべしかの書の本文はいかにもふるき書と見ゆるなり用に立つべきものなりかの書の題號に當家弓法集三議一統大双紙とありいかなる書籍にても是れほど長き題號の書はあるまじきなりこれも元來は當家弓法集とばかりいひたるを後に三議一統といふ名をこしらへて書きそへたるゆる如此長き題號に成りたる物なるべし

一弘安禮節といふ書は(今板行にあり)後宇多院の御代弘安年中に上皇龜山院の定め給ひし禮法にて院中の公家より禁中へ對しての禮法なり其の書の内の書札の禮法を取りて武家の書札の法式にとり交へて論ずるはあやまりなり武家には別に武家の法式あり

一虎の巻といふ書一名は三路の傳とも云ふ是れは源義經朝臣鬼一法眼より受け傳へられしと申し傳へたり今世に傳る虎の巻といふ物義經の直傳の書にてあるまじきなり似せものなるべし其のわけは世にある虎の巻をみるに眞言符字その外ましなひ事の様なる事のみを書きのせて軍陣の用にたつべき事は一ツもなし其の書の奥に傳來の系圖ありその系圖の連名の内出家の名多くそれに付きて考ふるに書の一體と思ひ合せすれば出家の偽作したる書なるべし信用しがたき事なり用に立たざる書なり

一庭訓往來は鎌倉時代の人玄惠法印の作なり尺素往來は京都將軍の時代の人一條攝政兼良公の御作なり節用集又下學集なども玄惠の作なりと云ふなり(今の節用集は後の人増減したる故悪し慶長年中板行のは昔の節用集なり)かやうの俗ちかき書もふるき物ともは皆證據になる事多し草紙物語の類も古代の物は證據になる事多くふるき事考ふるたすけになるなりましてたしかなる記録どもは益多し尊ふべし

一美人草と云ふ書あり是れ多賀豊後守高忠か小笠原殿へ弓馬の故實尋ね申したる問書なり寛正五年に記したる書也一名をば高忠問書と云ふなり此の書印板にも出でたり美人草といふ

一書物はかな草紙にても何にてもあまた見れば見る程智慧を増すなりなま學文の族はかな草紙などをばあさけり手にもとらざるはあやまりなりかな草紙にも能き事はいか程も有りみずして打置くはをしき事なり

一書物に正説を書きたるも有りいつはりを書きたるもありあやまりを書きたるも有りそれを見わくる事は書物をあまたひろくよみ覺えたる智慧にあらされば見わけがたし盡く書を信せば書なきにしかしと孟子にもあり能く見わけて心得されば用にたぬなり畢竟は生得の智慧のさとき人にあらされば見分くる事なりがたしされども多く書を見れば其の力にて大概は見分くるなり

一秘書といふ物はみだりに人に見せざる事なれども懸望する人にはをしまづゆるして書き寫させべき事なり我家にも人の家にも其の書あれば其の書絶えうせる事なくして後世にも傳るなりあまりにをしみかくして人にうつさせざる時は外に類なき其の書絶ゆる事あり

一藤九郎盛長記と云ふ書あり扶桑見聞私記と云ふ書あり此の見聞私記は大江廣元の作なりと云ふ右兩卷ともに

扶桑見聞私記
 肥前大津元
 ノ名ニモ廣
 ノ然レシタ
 書ニ記セテ
 廣元カ存シ
 時代ヨリ百
 計後ニ出來
 爾書チ引來
 アラハセリ
 偽見聞私記
 シテ之ヲ知
 全篇假作ナ
 爾ト云フ書
 義經記には
 虎の巻とい
 事は見えず

犬追物秘記ハ
 扶桑見聞私記
 ノ物也

年代の相違もあり故實をも知らぬ者のみだりに偽作したる書なり
 有徳院様御吟味被成候而偽書に究りたるなり又信長記の内甚偽多き由大久保彦左衛門忠教か家記に見えたり
 (彦左衛門は東照宮御代ノ人なり)如此世に偽書も多し古書の様子作りて古書にあらざる物多しみだりに信仰し
 がたし我が身博學ならず眼明ならさればたぶらかさる、事あり公家武家の故實の書にも右の類多し殊に近世軍
 學者といふ者の書には甚妄説偽作多し油断すべからず
 一或説に云く源義經の虎の巻と云ふは太公望のあらはしける六韜と云ふ書の中の虎韜の巻を云ふなり今の世に
 は六韜の書板行して書物屋にいくらもあれども義經の時分には板行はなし世に甚珍らしかりし故鬼一法眼秘し
 て人に見せざりしを義經ひそかに盗み出して虎韜の巻ばかり寫しとり給ひしを虎の巻と云ふとぞ此の説はさも
 有るべき様に聞ゆるなり
 一鎌倉年中行事と云ふ書は頼朝實朝將軍家の事を記したる書にはあらず足利殿の御代鎌倉の御所基氏の家の年
 中行事なり成氏の時の人かきし書なり基氏は尊氏卿の二男にて義詮卿の弟なり
 一犬追物秘記と云ふ書二冊板行にあり三浦介上總介兩人の作なりとて其の書の末に右兩人の連名あり是れ大な
 る偽り物なり犬追物の古書の切れはつれを少々、取りあつめて近年の人新に作意を取交せて綴りたる故古法
 にも曾て無之事をまことしやかに書きたる物なり又徳大寺家の犬追物之書と云ふ物あり是れは正保年中武州豊
 嶋郡王子村にて島津薩摩守が張行したる犬追物の作法を以て鎌倉頼朝時代の事に作りなし射手檢見其の外も皆
 鎌倉時代の武士の名を用ひてこしらへ奥書に此の書は徳大寺家の秘書なる由記したり大なる似せ物なりこれら
 の偽書を知らずしてまよふ人多し歎しき事なり

一めのこの草子と云ふ書あり京都將軍時代の書なりある家のめのと我がそだてし姫君へ參らせし書なりと申傳
 ふるなりその書女のいましめ又女房の故實をかきたる善き書なり
 一島津十郎左衛門久慶か記したる犬追物の書一卷有り(元和八年ニ記キタル書ナリ)其の書頼朝時代の犬追物
 の事を書きたり繪圖もあり甚いぶかしき書なり偽書なるべし騎射秘抄の序に犬追物は鎌倉の右大臣家(實朝な
 り頼朝の子)の時權與するよし見えたり(權與とは始の事なり)然れば頼朝の時犬追物はあるまじきなり偽書
 なる事明なり
 一布衣記と云ふ書は永仁三年八月諸家の青侍北面等二十余人齋藤越前守助成か宅に參會して北面の武士の故實
 を定め連判を以て申合せたる書なり調度懸の役の事も此の書にくはしく見えたり實録なり
 一訓閱集と云ふ書あり醍醐天皇の御時大江維時入唐して傳來たる軍術の秘書なり其の書は今傳はらず今世に
 訓閱集といふ書あり是れは後の人の偽作なり
 一近世板行の書に楠七卷書と云ふ軍術の書あり是れは楠正成の家の書なりとて書の奥に正成の姓名あり然れ共
 正成か實作にはあらず似せ物なり其の書に鐵炮の事あり正成時代には鐵炮はいまだなかりしなり是れにて偽を
 知るべし和漢共に軍書には似せ物多し文盲なればたぶらかさる、ゆゑかやうの事も心得の爲記置くなり
 一書物の行のかたはらにイに又はイ本と書きてあるは(イは異本と云ふ事なり異本とは別の本と云ふ事なり別
 の本には如此あると云ふしるしなり)又一本とあるは(今一ツの本には如此あると云ふ事なり)又闕文とある
 は(闕はカクルとよみて古き書に文言かけてなくなりたるなり)又脱文又脱簡と云ふは(古き書に文言のぬけ
 たる所あるを云ふ闕文と同事なり)また衍字と云ふは(衍はあまるとよみて入らざる文字の多くあまりたるを

ふ三冊あり
歌金槌の
は夫木抄の
拔きたるなり
前太平記ハ
大平山ノ弟
平山ノ作也
部住シテ石
板行シテ御
京部ニ依テ
正徳二年死
八十二才也
キ物語ナト
平記中ニ書
レ中ニ書キ
妄説ナク交
スルニハ信用
ベカラス
ハカラス
ニ引用ス

る事いくらも有るべし

一前太平記又前々太平記などは近代の人の作なり武具馬具などの考にはあらず物の證據に引きかたし幼き子供のもてあそび繪さうしの類にても古代の人の作りたる書は故實の考になり證據に取用ふる事あり高館草子田村草子のどの草子文正草子などの類女わらんべの玩物なれ共古き書なり證據にも引くべし

一和漢朗詠集は四條大納言公任卿の集められし書なり其の書に詩もあり文もあり和歌もありそれにふしをつけうたふを朗詠と云ふなり古代は酒宴などの時にも又折にふれ事にふれて其の時其の事につき相應の詩歌をうたひしなり折にあひたる事論ひ出でたる感ふかゝるべし

一室町記六卷(眞字ニ書ク)是れは實録なり又室町殿日記(十卷ハカリ平カナナリ)是れ又實録なり室町殿日記(眞字ニテ書ク廿五卷飛鳥井殿ノ奥書也)是れは偽書なり用ふべからず

一先代舊事本紀(舊事記トハカリモ云フ)といふ書あり(今板行にもあり)是れは聖徳太子の御作なりと云ふ古き書なり然れ共聖徳太子の御作にはあらず古代の偽書なり吉田家の先祖の偽り作りたる物なるべしと云ふ人あり古書なれども偽作物なる故用ひがたし又舊事大成經と云ふ書あり是れをも舊事本紀と云ふ是れは誠の聖徳

太子の眞作なりと云ふ是れは猶大に偽書なり元祿年中の事歟黒瀧の潮音禪師と云ふ僧と志摩國伊雜宮の神主と偽作なり事あらはれて各流罪に處せられたりかの書板行したるは絶板に成りたりされども今爰かしこに持ちたる人もありて信仰する人も問々ありかの書に惑ふ事なかれ

一江源武鑑又大系圖又和論語鎌倉實記義經勳功記等の類皆偽書なり故實の考に用ふべからず
一日記と日々記とは別の事なり日記と云ふは表立ちたる事を記して後證の爲に記せるを云ふ日々記と云ふは其

の日々の晴雨を始め雜事を記せるを云ふ御湯殿上の日記にひにつきと見ゆ此のひにつきと云ふは御湯殿の上にて官女の其の日々の事を記せし別の文と見えたりされば蜷川親元が記せし殿中日々記と云へるも即其の日々の事を注せし故日々記なるにや日々記と唱へずしてひにつきと云へるなるべし

一八廻日記の事犬追物の矢沙汰を記せし書をさして八廻日記又八廻外圖など云へるなり凡八廻と云へるは何故かと案するに八の字は假字にて矢の字なるべし左あらば犬追物の細きはに射たる矢の落ちて有るを矢沙汰する故矢廻といへるなるべし

貞丈雜記 大尾

貞丈雜記 辯

貞丈雜記の送假字のみだりなる假字ちがひの多きは編者の頗る不審に思ひし所なりそのゆるいかにといふに貞丈は語釋の事に關しても相應に意見あり決して假字ちがひなどすべき人にあらざればなりよりて編者は疊に例言にしろして假字ちがひを改めたり然るにこの辯によれば後に輯めたる人々の濫に書きひがめたる事明らかかりとて井上頼園翁より寄せられたればこゝに附録とす

編者識す

君にのみしはしは見せん世の人の
きゝしらぬ間にとくかへしてよ 彦磨

御かへし 世の人のきゝしるばかりたゝしてよ
こも道のためなき大君のため 明義

故師翁の雜記はもと五ひら七ひらの論共を取つどへて五十ひらばかりの合冊あまたありつれど書名もなかりしをかりに安齋隨筆ともいひ又外にはなれたるもこゝらありしを師翁歿後あまたのとしを経て師翁并に貞春(曾孫)兩先生の頃はきゝもしらぬ人々(玄孫以下の代の同人たちなるべし)書籍校合の事には物なれぬ人々にや

貞丈雜記 辯

あらんいと拙く幼げなる校合して中々に音を誤りてにをはを違へ假名をみだりて見るに忍びがたきを辨へずはばかるけしきもなく木にゑらせたるはみづからの恥はとまれかくまれ故翁うせ給ひて七十年の後に恥かゝやかさんとと思ひかけ給はじうたていとほしくかたはらいたく不仁のしわざとぞおもふかくいふ彦磨さる催しあらん事を夢にだにしたらば今の御主人を諫めとむべき歎又はいとよく校合して故師翁の考たがへなどは省くべきを今はせんすべなし故翁の直門弟今にあらんとはしる人あるべからずおのれ貞丈先生へ入門しつるは天明二年にて彦磨十五歳にて今は七十年の昔なりその頃の先生の門人帳には萩野小太郎源智明とあり父歿して後に代々家の通稱なれば彦六郎と改む其後三年を経て同四年六月五日先生六十八歳にて歿し給ひ西久保大養寺境内に葬り證長譽と稱し奉る門に入てわづかに三年めに別れ奉れど書傳へられし數萬卷の書類我生涯にあまれる大恩なり其後寛政八年我廿九歳の時に齊藤正綱の家を繼ぎ源姓を改めて藤原氏となる其よしは貞春先生よくしり給へり當御主人始御門弟中も今に貞丈先生の門弟猶ながらへあらんとは夢にもしるべからぬは我ありといは、幽靈歎又狐狸のたぐひ歎と思ふめり

雜記一之上下

婚姻三日目三日の餅の事首書に土器四杯の餅を四の字音をきらひて三が一といひて四杯の事なりとあるはいみじき誤なり源氏妻卷のみかの夜のもちひの事子のこのもちひはかくことくしくせずともみつがひとつにてよからんとあるは亥子の餅よりへらしてねのこにはその三分の一にてよろしからんといふ事をみつがひとつといひしなり土器の數にも四の字音にもか、はらぬ事なり古今集壬生忠岑の長歌にいつ、のむつになりにけりとあるは五六三十年の勤勞をいへるなり是をしも五年と六年と合せて十一年の事としては身はいやくして年高きといふに勘定合がたからん

亥子の祝は崇峻天皇より始りしは十月四日(丙子日なり)山猪を獻りしより始れり十月は亥月にあたれど四日は

亥日にはあらず子日なりざるを猪と亥月と合せて附會したるなり摩利支天の事はこゝに用なし

二之上

春宮の御妻を御息所ミヨスミと稱し云々是誤なり女御にても更衣にても御はらに若宮生れ給へば其御母を御息所と申なり歌のはし詞又物語文などに春宮の御息所とあるは若宮の御母といふ義なり

檜大工塗大工とは檜皮師ハシ壁塗師カキの事なり云々かくては聞えず大工は其職の官人なり大工の下に少工あり少工の下に其職の部人あり

源平藤橘は天子より別れたる氏なる故に云々是誤なり源氏平氏橘氏は皇別にて天皇の御子孫なり藤原氏は神別にて神代の天兒屋神の御末なり

三之上

十九布云々十がな一たばなどわづらはしく説を立られしはおしはかりの空論なり九十布を下上に誤て十九布としたるなり越前國敦賀郡九十郷ツクモより織出す布を九十布といふ大和國吉野郡に九十尾ツクモといふ村號あり十九布を當時はツクモと誤り唱ふれどもとはツ、モなり伊勢物語に百歳に一歳たらぬつ、も髪とあるを後世はつくも髪と誤り傳へぬれど百字一畫たらぬは白字にて白髪をつ、も髪といへるなり老毛のさまは馬尾藻に似たり本草綱目に海藻生海島上ウミノ黒色如ウミノ亂髮ウミノ一名莫告ウミノ一名穗俵ウミノこれも今本の伊勢物語にはつくも髪と誤り來れり(手わざの拙きを手づ、といひ物いひつたなきを口つ、といふつ、は物の足りと、のはぬ事なれば九十とかけり)

四之上

仕丁とは人のめしつかふ人夫なり仕はつかふなり丁はさかんとよみて年齢壯に強き者をいふ云々この説非なり
丁は下男といふ義なり仕丁駕輿丁庖丁匠丁などの丁なり歌によぼるとよむ

五之上下

菊綴の事所々にあり是もと縫たると縫ざるとの境をく、りたる故にく、り綴なるをきくとちといへるはきくは
く、りの約言なり久々里媛命を神代記には菊理媛命とか、れたり菊の花形は花びらあまたつどへてく、りよ
せたるが如き故なり下に圖を出せり

直垂の裾を袴の内に着こますして袴の外へ出して細き帯を上よりかけて結ふ云々この所の譯長々とあれど定か
ならずすべて衣袍直衣狩衣布衣など衣と袴と異なるは衣の裾を袴の上におほひ上帯を結ぶなり大紋直垂素襖又
後世の麻上下の類上と下と同色なるは上の裾を袴の内へ着こむなり狩衣上下といひて狩衣と奴袴と同色なるは
裾を着こむなり古書にまたあり後世の縫上下は肩衣の裾を袴の腰板の上におほひて上帯結ぶが是本式なりさ
る姿は能狂言の太郎冠者にのこれり

貞治六年三月廿九日中殿御會に伊勢七郎左衛門貞行白き直垂に金箔にて所々蝶をおす云々箔文をおすは白き直
垂に限れり云々是誤なりこの時の御會は花多春友といふ題にて齊藤三郎左衛門清水地香の直垂に二筋違の中に
銀箔にて罌麥を押たりとありされば白きには限るべからず(貞行は應永三年武家禮式を定められし三人の内一
人なり)

さてあやししくすしきは貞行先生は進退禮式の御役家なり清水はその門弟なり數百年の後に貞丈先生の門弟の

中にありて齊藤と稱するも故ありげなり

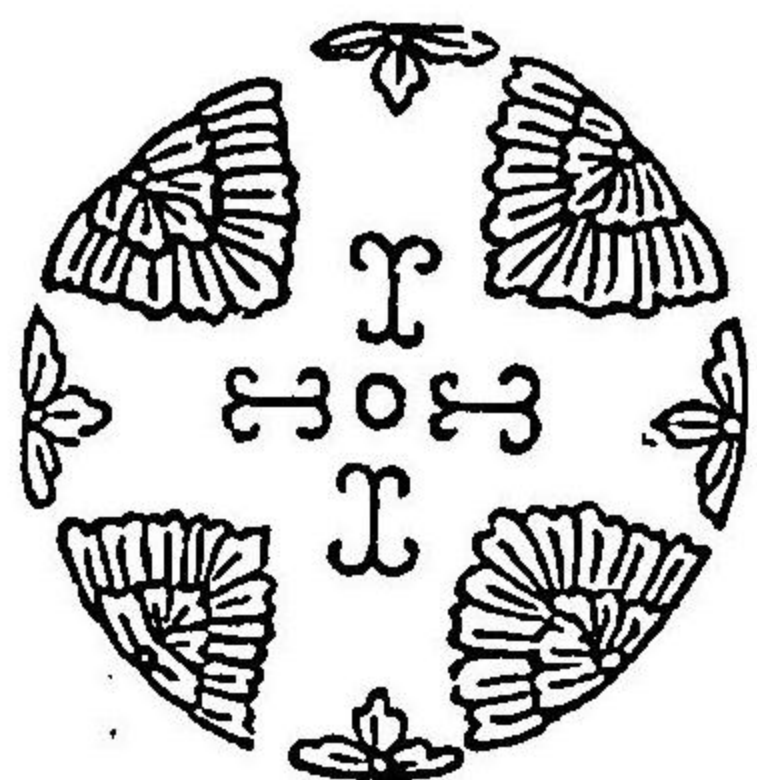
浮線綾といふは下圖の如き紋を糸筋をうかべて織たる綾なり云々是には限らず何紋にても糸筋を浮めて織たる
は浮線綾にて糸筋をかたく鎮めて織たるを固紋綾といふ何紋にても浮線綾と固紋綾との差別はあるなりこの紋
は臥蝶なり似たる名なればひとつに思ふ人もやあらん當世の呉服商人は浮線綾といへりいづれへもわたりて聞
ゆるは商人の便利なるべし

ねぎかりぎわけぎなどねぎは根ともいうるかりぎは刈てうるわけぎはわけてうる云
云これおしはかりなりねぎは根深葱にて根ふかく土中に入りかりぎはいさ、か辛
味ある故に辛葱なりわけぎは若根葱なり又あさつきは根深に對して淺葱なり根の
淺き故なり

ほぞち云々こ、に引れしは皆後世の物なり古事記倭建命の熊會建を斬り給ふ所
に即如^{ホソチ}熱^{ネギ}瓜^カ振^カ折^カ而^カ殺^カ也また著聞集にこれも後世のものながらついでにひかるべきなり「山城のほぞちと
人や思ふらん水くみたるはひさごなりけり」

七之下

白酒黒酒を常のすみ酒をしろきといひ常山根の黒燒の粉入たるをくろきといふとあるは白黒の名によりて設け
たる推量なり萬葉集に白酒黒酒の歌あり和稻の酒は白酒にて荒稻の酒は黒酒なり白酒は春たる米にてつくり黒
酒は玄米にてつくり玄米も白くして黒くはあらねど春たる白米に對て玄米といへり黒酒も其故なり常山の灰
又胡麻など入るは名に迷ひたるなり



めどのけづり花云々この説非なり妻戸にはあらず筭菼に造花付たるなれば花の木にあらざらめども咲たる此花の葉なる時もあらんと葉を此身にかけてなるは出身にいひなしたるなり和名抄に箒以_三其莖_三爲_レ筮者也ありて周易の筮を箒といふこの箒一本生ぬれば根本より數條にわかれ直く并びて箒にはよろしければさは號しならんおのれ若き頃常陸の筑波山にのぼりたるに箒のあまた生たるを見たり

十之上下

たかはかり云々辨色立成に尺竹量也(太加波加利)算經知_二長短_一謂_二之度_一云々説文周制寸尺咫尋諸度量皆以_二人體_一爲_レ法また大戴禮に布_レ指知_レ寸布_レ手知_レ尺舒_レ肘知_レ尋云々彦曆云竹量の竹は假字にて丈計なり人毎に身のたけ異なる故にその人々の丈計にて寸尺を定むるなり矢束を十二束にすれば則指を布手を布二尺七寸五分あるなり他人の手にてはかれば束も寸尺もたがへり爲朝の弓矢を五人張に十五束といへるは他人のいふ事にて爲朝の手にては一人張の弓に十二束の矢なり爲朝みづからの手にて五人張ならば天下に引人一人もあるべからず猶下に圖をあらはせり

矢ごたへは物に射あて、あうともあゝとも聲をあぐるなり云々は是たしかならぬ論なりもとは答の聲より出たるなり古事記書紀をはじめとして諸書にある事にてを、と答ふること常なり世俗淺深秘抄に稱_レ唯時塞_レ口警蹕時閉_レ口也とあるは答の時は表々(衰々)と口を塞く如くに唱へ警蹕の時は於々と口を開く如くに唱ふべきよしなり開くと閉づとは本音の(阿伊字衣於)へかへるとかへらずして(和爲字惠哀)にてとぢむる故とこのけぢめあり
梓弓爪よるおとの云々は是覺え違へられしなるべし萬葉集四なるは梓弓爪引夜音之遠音にもとあり

八の數は始の一と終の十を除けば八にて始終なく數多き事を神道の書には八といへり云々これ僻説なり上古の書に八といふ事多きは彌の義なり今の世にも八重葎八重さくら八重山など彌がうへにかさなりたる事にて六重とも七重ともいはざるなり

さかづら葎の正面に蜻蛉の形を云々蜻蛉は飛行に跡へかへらぬ故に云々は是誤りなり既に故師翁の箴圖考あらはされて雄略天皇秋津野へ御狩の時虻が御肘をさしたるに蜻蛉來りて虻をくひころしたる故に蜻蛉をほめ給ひし御歌記にも紀にもあり是朝敵退治の大功を賞給ひしより武器には蜻蛉を附る事多しといふ事既に師翁後に考へ得られて箴圖考にくはしく記されたりさるを下の鏡の上帯の所の首書に光大とかやいふ人の考のこと記されしはいと心得がたき事なり

十一之下

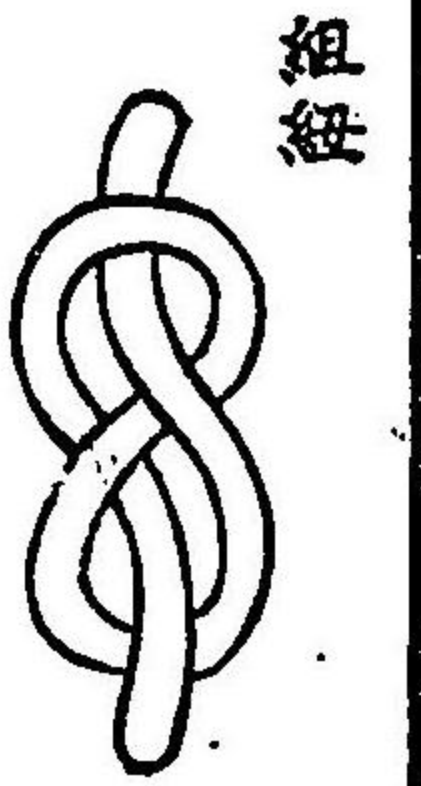
柄は弓の弦にて腕を打故にそを防ぐ爲の物なりとは和名抄に駭在_レ臂避_レ弦具也とあるを破られて腕に弦のふるるは僻弓の一なれば何ぞさる具をまうけん柄は弦のなり音を助る故なりとて古書の例をあまたひかれたりさる故に今一人の師翁の古事記傳にいつのたかとも註釋の所に伊勢貞丈の説によりて考ふれば柄は音物の畧ならんといはれたり兩師翁大方は同時なれど國へだ、りぬればその頃ははまだ當時の人のことかたみにしらで過られしなり

貞丈大人は享保二年生天明四年歿 六十八

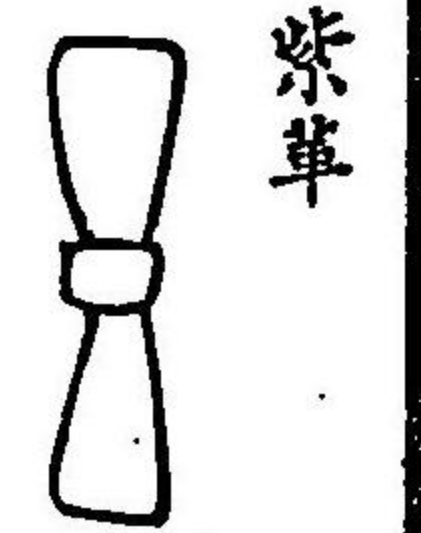
宜長大人は享保十五年生享和元年歿 七十二

十二之上

きんぎょ
括綴也



組紐



紫草



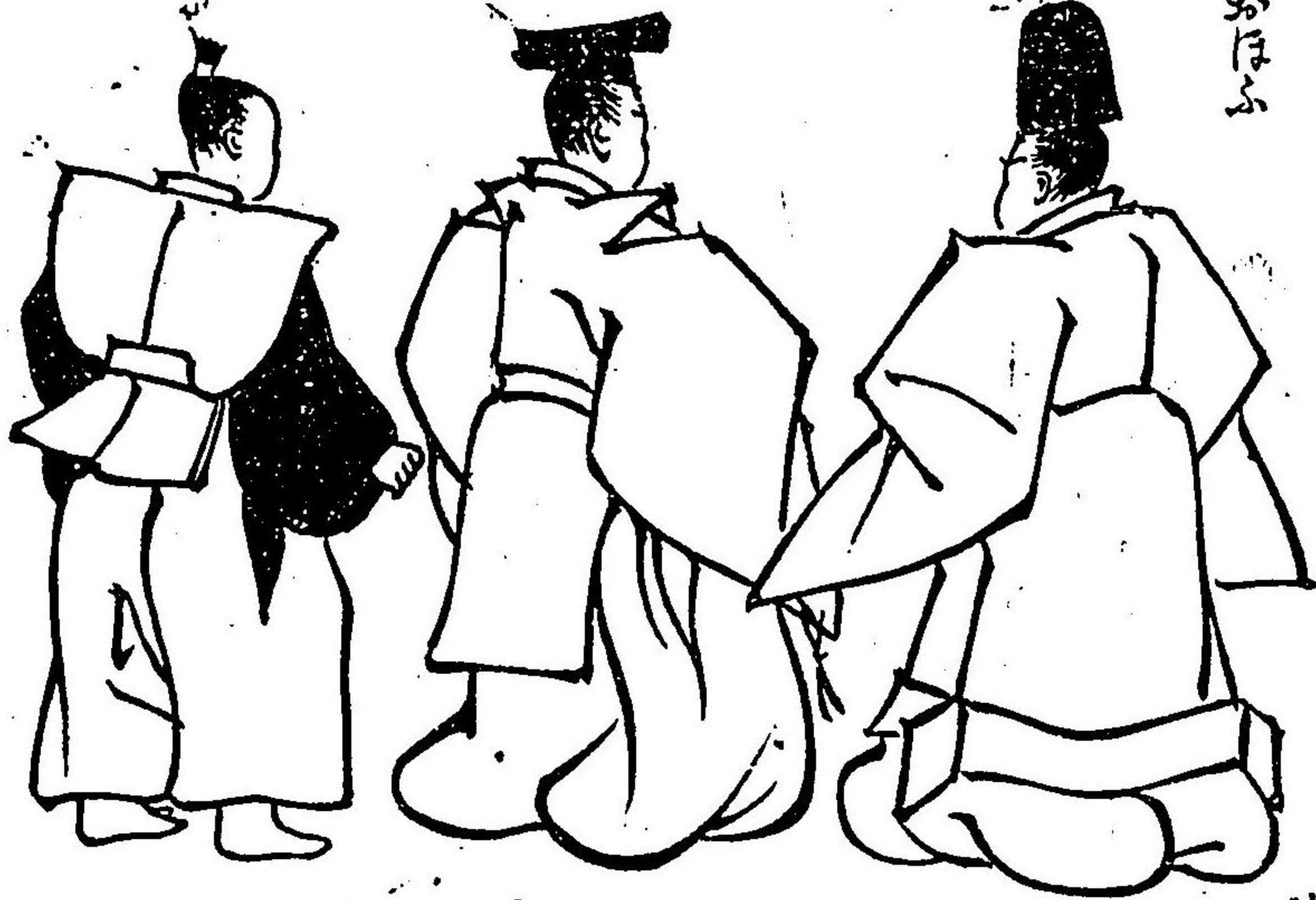
色糸

直垂紋ナシ上古ニ懸文リ大紋ハ
腰ト尻ト二紋アリ赤襖ハ腰板ト
引合ト二紋アリ

袴の上におほふ

袍直垂袴
衣布衣肩
衣袴など
の類也

古代の肩
衣小袴ハ
後世の繼
上下あり
當世ハ袴
と下へ着
こひ



袴の下に着こむ

直垂大
紋素襖
又後世
の麻上
下の類

狩衣上下

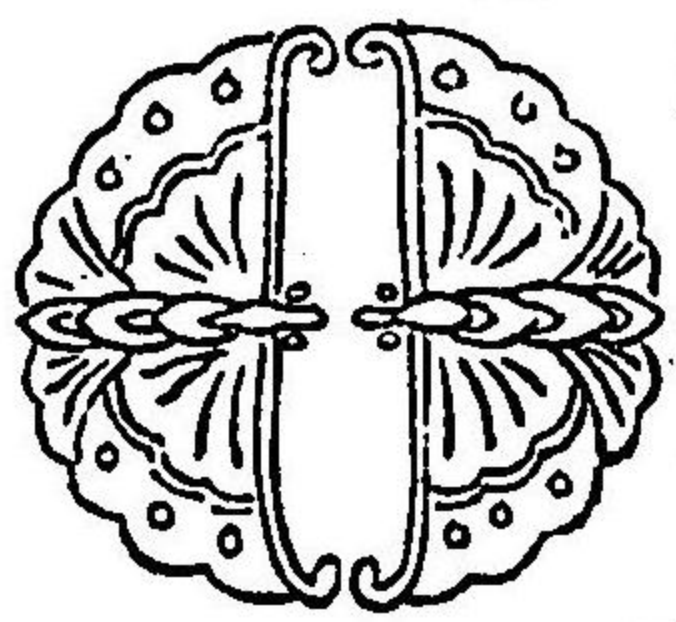
衣ト袴ト異ナルト同色トノ色分也



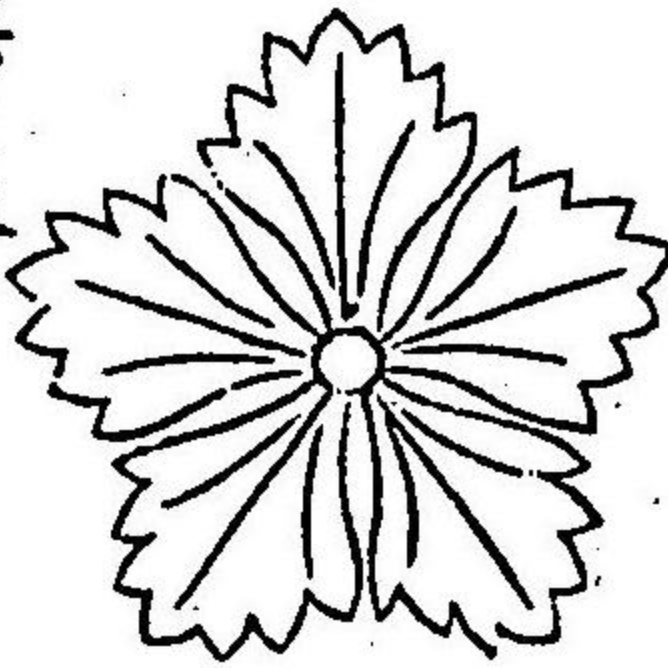
伊勢貞行家紋



齊藤清永家紋

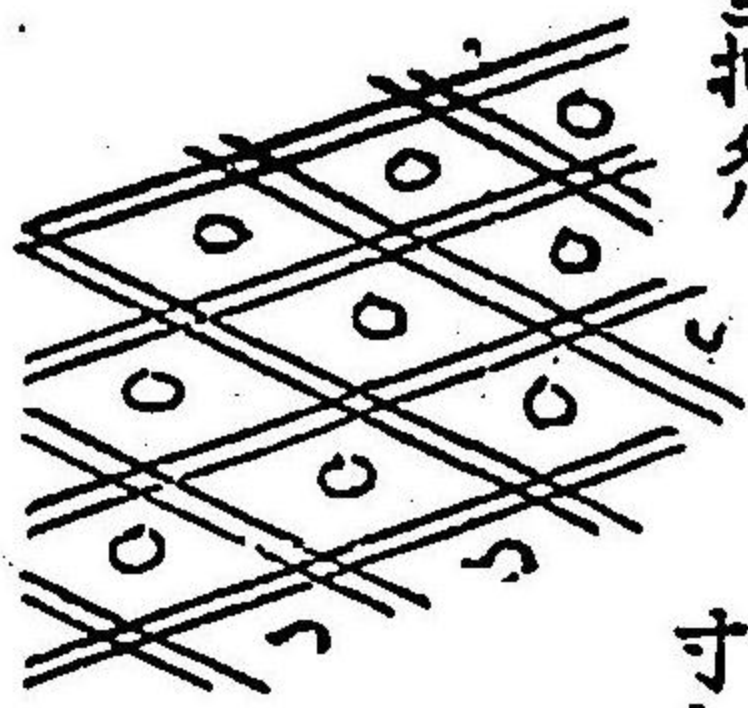


箸萩



コ、ニ用ナケレド直垂ノ白ニ
限ラヌ證ニ出シタル序ニ家紋
ヲモ出セリ我僭上ニ非ス

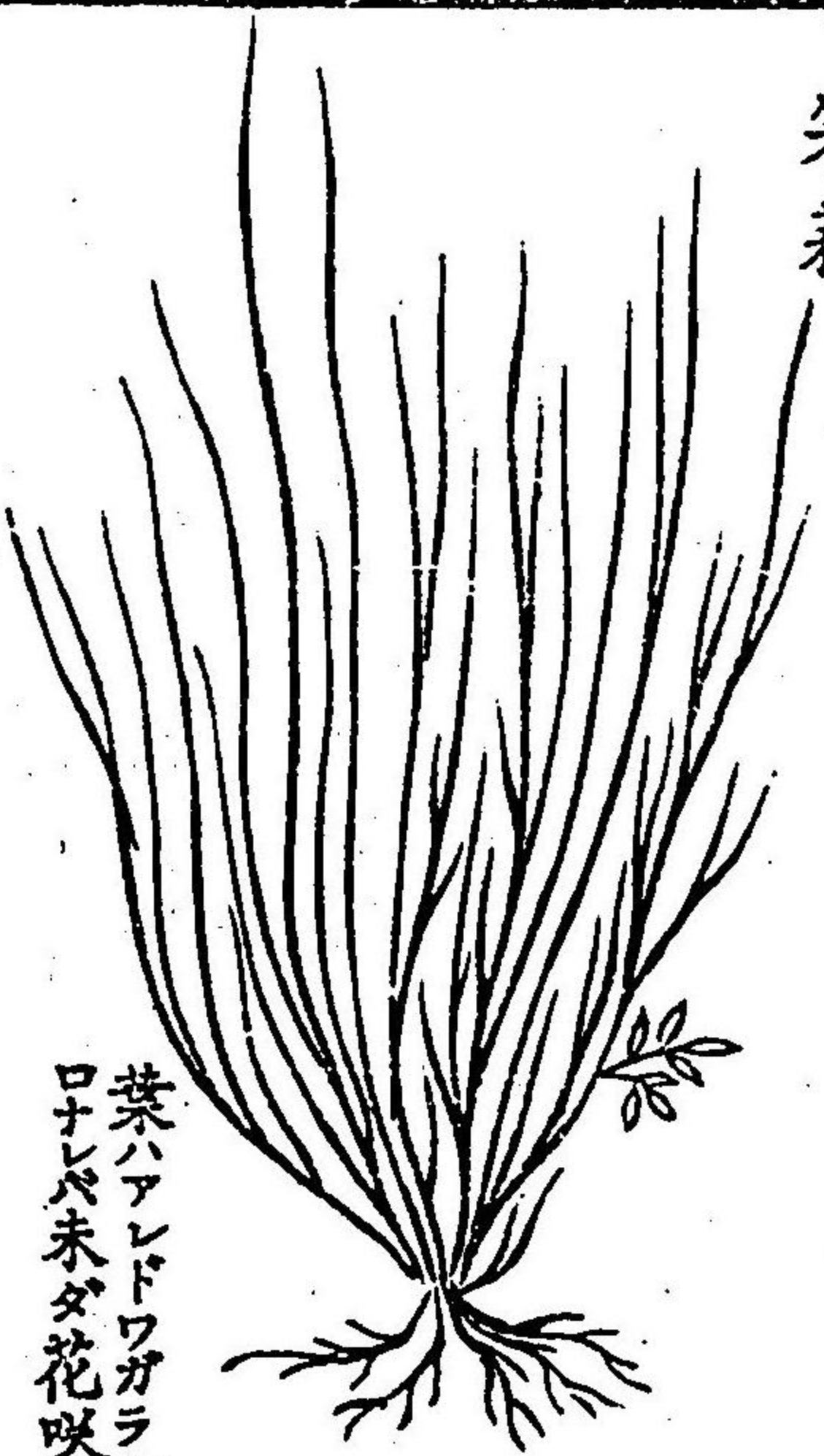
二筋違ノ
中ニ押タル



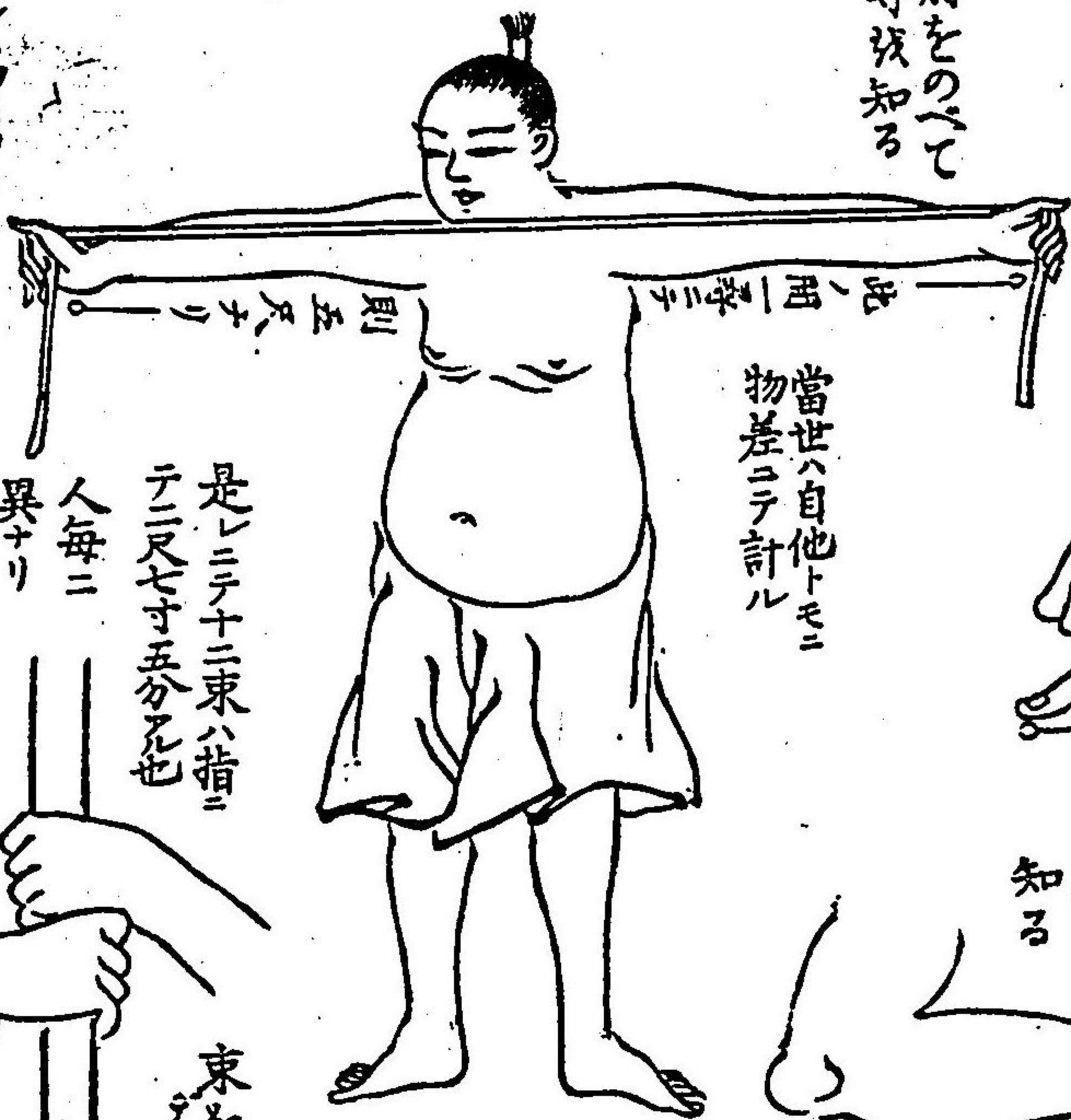
指を布て
寸を知る



肘をのりて
尋ね知る



葉ハアレドワガランハ百中ニ
コトハ未ダ花咲カズ



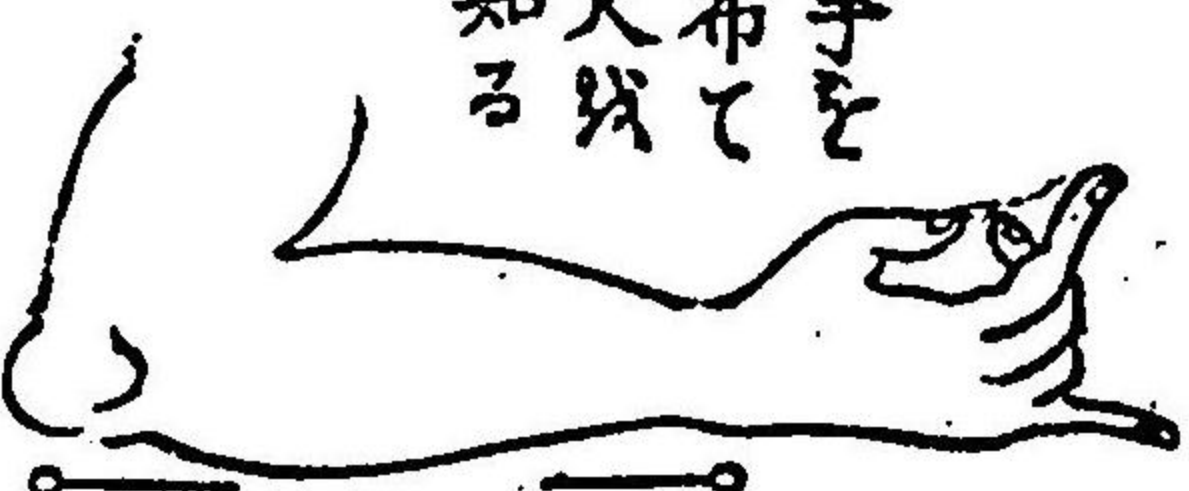
當世ハ自他トモニ
物差ニテ計ル

是レニテ十二束ハ指ニ
テ二尺七寸五分也

人毎ニ
異ナリ

己カ衣器ハ己カ手ニテハカル
ヲ本式トス

手布て
尺以て
知る



此ニ
一尺

かんたうの織物は吳國の漢島カントウよりわたりたる云々是おしあてにいはいはれしにて廣東カントンなり

いかものづくりの太刀はゆかものなるべし神祇式に云々是もおしはかりなるべし神事の由加物は太刀には限らずさるむつかしき名をまうくべきにあらず兵庫くさりに虎熊などの皮させたる尻鞘シロヤの太刀なればいかめしくみゆる故の名なり

さかつら籠の蜻蛉の圖

鞘の形

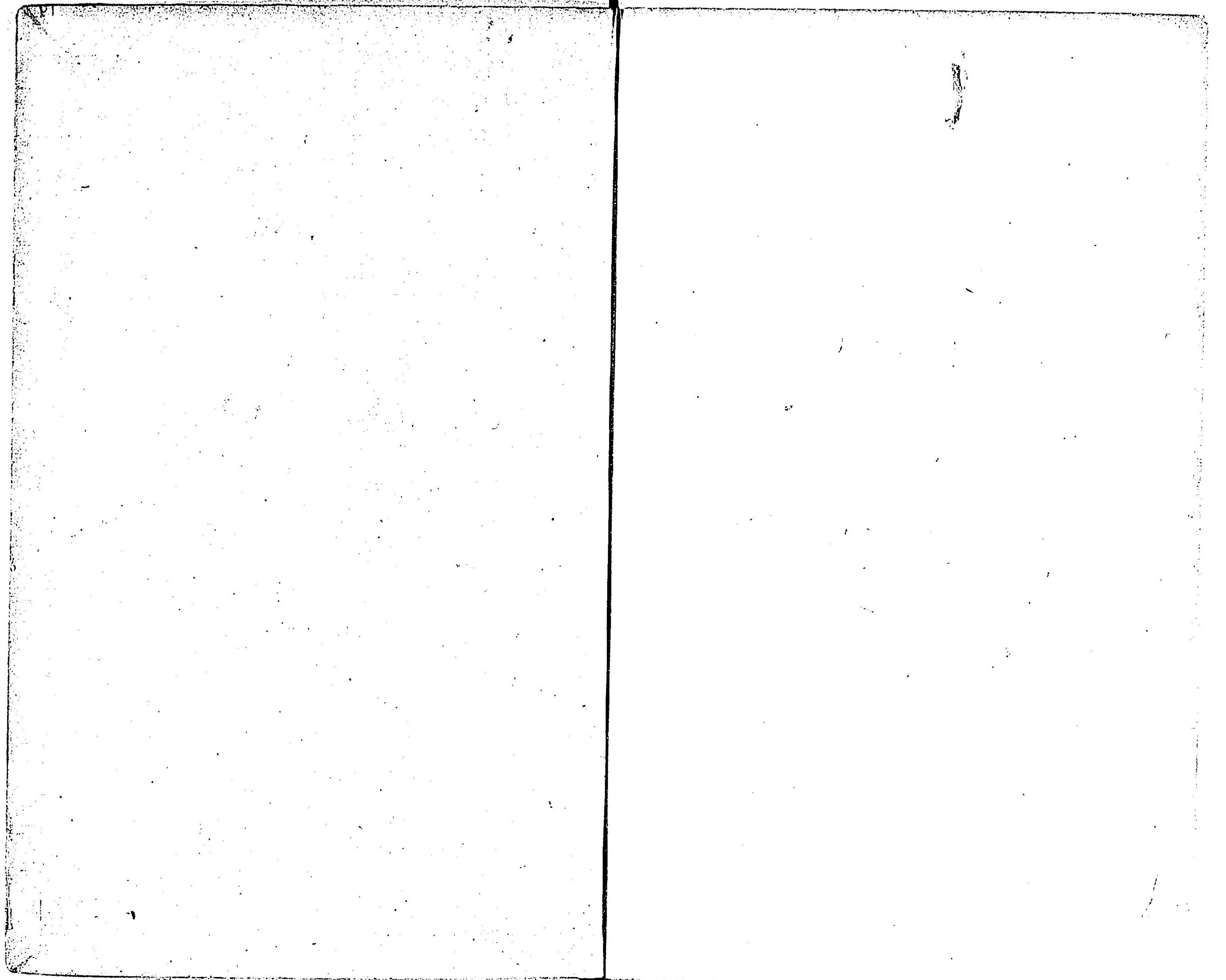
いかものつくりたちの圖

これらは故師翁諸書にあらはしおかれつる故に今ことさらに出すには及ばず

雜記の校合の拙きはいかにもせんすべなけれど七十餘年の後に故大人の恥を得給はん事のくちをしく歎かはしさに老のくり言かくはいへるになん

嘉永六年四月

故貞丈門人今にながらへて
八十六翁 齋藤彦磨



192
55



